

事業概要

2021年（令和3年）版

 東京都児童相談所

目次

I	児童相談所の概況	1
1	東京都児童相談所所在地	3
2	東京都児童相談所等の沿革	5
3	児童相談所の設置	16
(1)	児童相談所の業務	16
(2)	児童相談センターの業務	17
4	児童相談所の組織及び職員	19
(1)	各児童相談所の組織（令和3年4月1日）	19
(2)	児童相談センターの組織（令和3年4月1日）	20
(3)	職員の配置状況（令和3年4月1日現在数(人)）	21
5	東京都児童相談所機能体系図	22
6	児童相談所で取り扱う児童相談・援助	24
(1)	相談の種類	24
(2)	援助の種類	25
(3)	その他	27
7	人口総数・児童人口等の推移	28
(1)	全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移	28
(2)	東京都の児童人口年齢別推移	29
8	地域の指標	30
II	事業のあらまし	39
1	相談状況	41
(1)	概況	41
(2)	経路別受理状況	42
(3)	相談内容別受理状況	43
(4)	男女別受理状況	45
(5)	年齢別受理状況	46
(6)	児童虐待の対応状況	46
(7)	いじめに関する相談状況	51
(8)	不登校（園）相談の状況	51
(9)	触法少年の送致	52
(10)	外国人の相談状況	53
(11)	4152（よいこに）電話相談の状況	54
2	調査、診断、一時保護状況	57
(1)	児童福祉司の活動状況（社会診断）	57
(2)	心理診断・指導状況	58
(3)	医学診断状況	59
(4)	一時保護状況	60
(5)	一時保護委託	62
3	治療指導の状況	62
4	里親制度	65
(1)	養育家庭制度	65
(2)	専門養育家庭	66

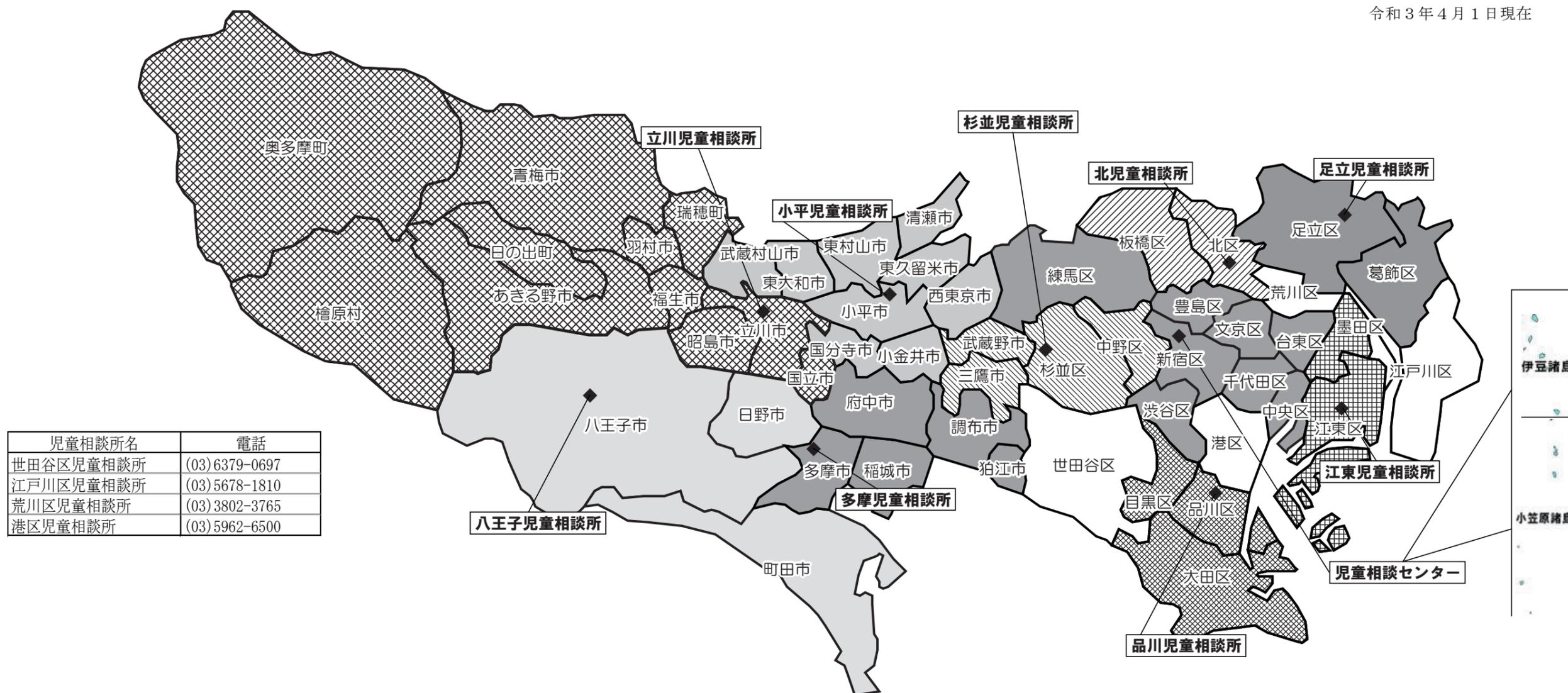
(3) 養子縁組里親	66
(4) 親族里親	66
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	66
(6) 里親の支援体制.....	66
5 その他の状況.....	67
(1) フレンドホーム.....	67
(2) 児童自立生活援助事業.....	67
(3) 継続（通所）指導の実施状況.....	68
(4) メンタルフレンドの活動	68
(5) 児童福祉専門員の活動	69
6 人材育成等	69
7 職員確保等	71
8 見学、実習	71
9 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ	72
10 子供の権利擁護専門相談事業.....	72
11 こどもの碑.....	74
12 全国児童相談所長会の活動	74
III 統計資料.....	75
1 相談受理状況.....	76
(1) 経路別受理状況.....	76
(2) 相談内容別受理状況	78
(3) 男女別・年齢別相談受理状況	80
(4) 養護相談内容別受理状況	82
(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況	84
(6) 被虐待児童の相談状況.....	86
2 相談対応(援助) 状況.....	94
(1) 相談対応状況	94
(2) 相談内容別対応状況	96
(3) 養護相談内容別対応状況	98
(4) 児童福祉施設の措置状況及び入所待機状況	100
3 調査、診断	102
(1) 児童福祉司活動状況（社会診断）	102
(2) 心理診断状況	106
(3) 医学診断状況（新規ケース数）	108
4 一時保護状況.....	110
5 一時保護委託状況.....	114
6 治療指導の状況	116
7 里親委託の状況	118
8 外国人の相談.....	120
9 4152(よいこに)電話相談の状況.....	124
10 その他.....	126
(1) 親権・後見人・立入調査等	126
(2) メンタルフレンドの活動状況.....	128

Ⅰ 児童相談所の概況

1 東京都児童相談所所在地

児童相談所名	所在地	電話	管轄地域	交通	開設年度
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1	(03) 5937-2311	練馬区、小笠原支庁	JR高田馬場駅から都バス小滝橋下車 JR大久保駅及び東中野駅、新宿西口から関東バス小滝橋 車庫前下車 地下鉄東西線落合駅	昭和23年 6月
		(03) 5937-2314	渋谷区、文京区、豊島区、大島支庁		
		(03) 5937-2317	新宿区、中央区、台東区、千代田区、八丈・三宅支庁		
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川3-6-9	(03) 3640-5432	江東区、墨田区	JR潮見駅 地下鉄東西線木場駅及び有楽町線豊洲駅から 都バス枝川二丁目下車	平成25年 4月
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	(03) 3474-5442	品川区、目黒区、大田区	京浜急行線新馬場駅	昭和24年 6月
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6	(03) 5370-6001	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市	JR又は地下鉄丸ノ内線荻窪駅	昭和25年 7月
北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12	(03) 3913-5421	北区、板橋区	JR王子駅、地下鉄南北線王子神谷駅	昭和31年 7月
足立児童相談所	〒123-0872 足立区江北3-8-12	(03) 3854-1181	足立区、葛飾区	日暮里・舎人ライナー江北駅、都営バス・王40甲系統 荒川土手操車所前又は荒川土手バス停下者	昭和59年10月
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町3-17-30	(042) 624-1141	八王子市、町田市、日野市	JR西八王子駅	昭和58年 4月
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	(042) 523-1321	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる 野市、羽村市、西多摩郡	JR立川駅、多摩モノレール立川南駅又は柴崎体育館駅	昭和25年 5月
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24	(042) 467-3711	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京 市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅	昭和53年 5月
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6	(042) 372-5600	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	京王相模原線京王永山駅、又は小田急多摩線小田急 永山駅	昭和62年 4月

令和3年4月1日現在



2 東京都児童相談所等の沿革

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和23年1月1日					児童福祉法一部施行
4月1日					児童福祉法全面施行
6月5日	中央・麴町・京橋・上野・浅草・荒川の6児童相談所を児童福祉法上の相談所として設置。各所に一時保護所設置	6	6		
7月29日					児童福祉法第1次改正（民生委員法制定による改正）
昭和24年1月1日					少年法施行
昭和24年6月1日	品川児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
6月15日					児童福祉法第3次改正（14歳未満触法少年は児童福祉法で扱う等少年法との関係調整、人身売買防止のための規定等設置）
昭和25年5月1日	立川児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
5月30日					児童福祉法第4次改正（虚弱児施設・肢体不自由児施設の分離、里親最低基準、一時保護の費用を徴収しない等）
7月21日	杉並児童相談所開設（一時保護所併設）	9	9		
昭和26年6月1日					社会福祉事業法施行
7月				第1回こどもの碑納骨式	
昭和27年5月1日	麴町児童相談所が中央児童相談所へ統合				
	京橋児童相談所廃止	7	7		
	墨田児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
7月1日					児童福祉法第7次改正（児童福祉司を児童相談所に置く等）
昭和28年1月	品川児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
昭和28年4月	杉並児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
10月27日				東京都児童相談所条例公布施行	
昭和29年3月19日	上野児童相談所・浅草児童相談所統合。台東児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
3月31日					児童福祉法第11次改正（身体障害児対策の整備）
昭和29年6月				児童福祉法施行細則公布	
昭和31年7月1日	荒川児童相談所移転改築し北児童相談所と改称（一時保護所併設）	7	7		

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和32年4月25日					児童福祉法第15次改正（児童福祉施設に精神薄弱児通園施設を加入等）
昭和33年5月1日					児童福祉法第16次改正（未熟児の養育に関する規定整備等）
昭和34年2月10日					児童福祉法第17次改正（風俗営業取締法の一部改正に伴う調整）
3月31日					児童福祉法第20次改正（精神薄弱者福祉法施行に伴う調整）
昭和36年6月19日					児童福祉法第21次改正（情緒障害児短期治療施設を児童福祉施設に、3歳児検診の実施等）
昭和37年11月	台東児童相談所移転 （一時保護所併設）	7	7		
昭和38年3月	品川児童相談所改築 （一時保護所廃止）	7	6		
昭和40年8月18日					母子保健法公布 児童福祉法第24次改正（母子保健法に伴う調整）
昭和41年10月1日				児童福祉法施行細則 公布（改正）	
昭和42年8月1日					児童福祉法第25次改正（重症心身障害児施設を児童福祉施設に加入、肢体不自由児及び重症心身障害児の施設入所期間の延長等） 児童福祉法第26次改正（身体障害者福祉法の一部を改正する法律による調整）
8月19日					児童福祉法第27次改正（精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律による調整）
昭和43年8月	台東児童相談所 （一時保護所廃止）	7	5		
昭和44年1月	立川児童相談所改築 （一時保護所併設）	7	5		
4月	墨田児童相談所 （一時保護所廃止）	7	4		
昭和46年5月	杉並児童相談所移転改築 （一時保護所廃止）	7	3		
昭和47年4月				東京都養育家庭制度 実施要綱制定	
昭和49年4月1日	墨田児童相談所移転改築 （一時保護所併設）	7	4		
昭和50年3月	北児童相談所改築 （一時保護所併設）	7	4		
3月1日	中央児童相談所移転改築 「児童相談センター」となる （一時保護所併設）	7	4		

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和50年4月				治療指導課日中指導開始	
昭和52年5月				電話相談室（4152相談）設置	
9月				子供の相談機関連絡協議会発足	
昭和53年5月23日					児童福祉法第31次改正（許可、認可等の整理に関する法律による調整）
10月1日	小平児童相談所開設（一時保護所併設）	8	5		
昭和55年9月30日				児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）発足	
昭和56年6月15日					児童福祉法第33次改正（無認可児童福祉施設への規制強化と規定整備）
昭和57年5月				東京都非行問題専門相談室開設	
7月16日					児童福祉法第34次改正（障害に関する用語の整理に関する法律による調整）
8月1日				東京都児童相談機関連絡協議会発足	
昭和58年4月1日	八王子児童相談所開設（一時保護所併設）	9	6		
昭和59年3月	台東児童相談所改築	9	6		
昭和59年8月14日					児童福祉法第37次改正（風俗営業等取締法の一部を改正する法律による改正）
9月	北児童相談所（一時保護所休止）	9	6 (5)		
10月1日	足立児童相談所開設	10	7 (6)		
昭和60年5月18日					児童福祉法第38次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
昭和60年5月				治療指導課合宿治療開始	
7月					児童福祉法第39次改正（地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律による改正）
昭和61年5月8日					児童福祉法第40次改正（国の補助金等の臨時特例等に関する法律による改正）

日 付	児童相談所設置状況	設 置 数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
12月26日					児童福祉法第42次改正（地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律による改正、団体事務化関係権限委譲関係等）
昭和62年4月1日	多摩児童相談所開設	11	7 (6)		
昭和63年1月					民法改正（特別養子制度の創設等）
平成元年4月				東京都非行問題専門相談室を東京都児童福祉専門相談室と改称	
4月1日					児童福祉法第44次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
平成2年6月29日					児童福祉法第45次改正（老人福祉法の一部を改正する法律による改正）
平成3年4月1日	世田谷児童相談所開設	12	7 (6)		
10月	品川児童相談所改築			メンタルフレンド（ふれあい心の友）派遣事業開始	
平成4年3月31日	小平児童相談所（一時保護所休止）	12	7 (5)		
平成4年4月	児童相談センター一時保護所幼児室1室休止	12	7 (5)		
11月12日					児童福祉法第46次改正（行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正）
平成6年3月	北児童相談所（一時保護所廃止）	12	6 (5)		
平成6年4月22日					児童の権利に関する条約（批准）
6月29日					児童福祉法第47次改正（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律改正） 児童福祉法第48次改正（健康保険法等の一部を改正する法律による改正）
平成7年5月				電話相談事業拡大（夜間土日祝）	
平成8年3月	杉並児童相談所移転改築	12	6 (5)		
平成8年7月1日				児童虐待ケースマネジメント事業開始	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成9年6月11日					児童福祉法第50次改正 ・児童保育施策の見直し（措置から利用へ等） ・児童の自立支援施策の充実（児童福祉施設の名称、機能の見直し等） ・母子家庭施策の見直し（母子寮の名称の見直し機能強化等）
平成10年4月1日	台東児童相談所廃止	11	6 (5)		
4月				児童福祉審議会権利擁護部会への諮問についての取扱い要領制定	
9月26日					児童福祉法第51次改正（精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部改正する法律による改正）
11月				子供の権利擁護委員会設置 東京子供ネット電話相談開始	
平成11年5月26日					児童買春・児童ポルノに関する行為等の処罰及び児童の保護に関する法律施行
7月				被虐待児追跡調査開始	
平成12年4月1日				・虐待対策課設置（センター） ・児童虐待対応協力員配置	
5月20日				児童相談所土曜開庁開始	
5月24日					児童虐待の防止等に関する法律公布
11月6日				社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と協定書締結	
11月20日					児童虐待の防止等に関する法律施行
11月28日					少年法等の一部を改正する法律公布
平成13年3月30日					児童虐待の防止等に関する法律施行細則公布
平成13年4月					少年法等の一部を改正する法律施行
				東京都児童虐待カウンセリング強化事業開始 東京都児童相談所協力弁護士制度開始	
10月				心理職員の配置（一時保護所非常勤心理）	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成14年4月1日				児童相談所改革の実施 ・虐待対策班の設置（モデル設置） ・チーム制の導入 ・児童福祉司任用庁内公募制の実施 ・児童福祉司の定数増106→128 ・養育家庭制度の変更	
6月				家族再統合のための援助事業（治療指導課）	
平成15年4月1日				・虐待対策班の設置 ・家庭復帰支援員の配置	
7月14日					次世代育成援助対策法施行
9月1日					少子化社会対策基本法施行
平成16年2月7日				通年開所開始	
平成16年4月1日				養育家庭専門員の配置、非常勤弁護士の配置、任期付児童福祉司の導入、学習指導職員の配置、児童福祉司の定数増128→138	
6月11日				特定非営利活動法人カリヨン子どもセンターとの協定	
10月1日					改正虐待防止法施行
平成17年4月1日					改正児童福祉法施行（一部施行期日が4月1日以外有） ・児童相談に関する体制の充実 ・児童福祉施設、里親等の見直し ・要保護児童に関する司法関与の見直し ・その他
				児童福祉司の定数増138→149	
				養育家庭支援員の廃止、養育家庭推進員の配置、NPO法人東京養育家庭の会へ研修等の委託	
11月25日				要保護児童連絡協議会発足	
平成18年2月1日	西部一時保護所一部開設（幼児）		7 (6)		
3月31日	墨田児童相談所（一時保護所休止）		7 (5)		
平成18年4月1日				児童福祉司の定数増149→159	
	地域支援班の設置				
	西部一時保護所全面開設				

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
10月1日					改正児童福祉法施行 ・障害児施設における利用契約制度の導入
平成19年4月1日				児童心理司の定数増41→54	
平成19年11月1日					少年法等の一部を改正する法律施行 触法少年に係る事件につき、 ・警察官による調査手続の整備 ・警察から児童相談所への事件送致手続整備 ・一定の重大事件について家庭裁判所への送致
平成20年2月11日	小平児童相談所 (一時保護所廃止)		6 (5)		
2月12日	小平児童相談所移転				
平成20年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の配置、児童福祉審議会に死亡事例等検証部会の設置	改正児童福祉法施行 ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 改正虐待防止法施行 ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化(臨検・搜索) ・保護者に対する措置児童との面会又は通信等の制限の強化
平成21年2月27日	むさしの一時保護所開設 保護第二課の設置		7 (6)		
平成21年4月1日				児童福祉司の定数増159→172 一時保護所心理職員の増配置	改正児童福祉法施行 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成22年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の増員1→2	
9月				専門副参事(児童福祉相談担当) →児童福祉相談専門課長	
平成23年4月1日				児童福祉司の定数増172→183	

日 付	児童相談所設置状況	設 置 数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成24年4月1日				児童心理司の定数増54→65 医療連携専門員の設置 虐待対応強化専門員の設置	民法等の一部を改正する法律施行 ・親権停止制度の創設 ・児相長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
7月5日	立川児童相談所一時保護所移転 (立川児童相談所南分室)		7 (6)		
平成25年2月18日	児童相談センター移転 (東京都子供家庭総合センター庁舎内)				
3月31日	むさしの一時的保護所 廃止		6 (5)		
平成25年4月1日				児童福祉司の定数増183→196 児童福祉相談業務指導員の配置	
平成25年4月30日	墨田児童相談所 廃止		5		
	江東児童相談所 開設 (一時保護所併設)		6		
平成26年4月1日				児童心理司の定数増65→78	
平成27年4月1日				児童福祉司の定数増196→209 家庭復帰担当児童福祉司の配置	
7月1日				全国児童相談所共通ダイヤル3桁化 (189)開始	
12月16日	立川児童相談所一時保護所開設 (立川児童相談所本所)		7		
平成28年4月1日				・児童福祉専門課長、児童心理専門課長の配置 ・児童福祉司の定数増209→227 ・児童心理司の定数増78→91 ・児童心理相談業務指導員の配置 ・児童相談業務事務員(司クラーク)の配置 ・虐待対策班体制強化(江東児童相談所・足立児童相談所)	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成28年6月3日					改正児童福祉法施行 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化等 改正児童虐待防止法施行 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 改正母子保健法施行 ・母子保健施策を通じた虐待予防等
平成28年10月1日					改正児童福祉法施行 ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 改正虐待防止法施行 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年4月1日				・児童福祉司の定数増227→250 ・児童心理司の定数増91→104 ・新生児担当児童福祉司の配置 ・一時保護所業務事務員（保護所クラス）の配置 ・虐待対策班体制強化（児童相談センター・品川児童相談所・八王子児童相談所）	改正児童福祉法施行 （※は改正虐待防止法にも規定あり） ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大 ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続（※） ・児童相談所から市町村への事案送致（※）等 改正母子保健法 ・子育て支援包括支援センターの法定化
平成30年4月1日				・児童福祉司の定数増250→273人 ・児童心理司の定数増104→117人 ・虐待対策班体制強化（北児童相談所・立川児童相談所・杉並児童相談所・小平児童相談所・多摩児童相談所・世田谷児童相談所） ・保護推進担当課長代理の配置（児童相談センター）	改正児童福祉法施行 ・親権者等の意に反する一時保護が2ヶ月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 改正虐待防止法施行 ・接近禁止命令の対象拡大 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成30年5月21日	八王子児童相談所(相談部門)移転				
平成30年12月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増273→286人 ・児童心理司の定数増117人→123人 ・虐待対策班体制強化(児童相談センター、各児童相談所) 	
平成31年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増286→315人 ・児童心理司の定数増123人→141人 ・虐待対策班体制強化(児童相談センター、品川、八王子、北、江東) ・児童福祉相談専門課長の各所(児童相談センター相談援助課、江東、立川)への配置 ・児童心理指導専門課長の配置 ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(児童相談センター) ・保護推進担当課長代理の配置(江東、足立、八王子) 	<p>子供への虐待の防止等に関する条例施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供を権利の主体として尊重 ・保護者による体罰の禁止 ・都民と保護者等の責務 ・虐待が疑われる場合の速やかな通告 ・警察や子供家庭支援センターとの連携
令和元年10月1日					東京ルールと共有ガイドラインを改定
令和2年4月1日	世田谷児童相談所廃止 世田谷区児童相談所及び江戸川区児童相談所開設	10		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増315→350人 ・児童心理司の定数増141人→164人 ・児童福祉相談専門課長の配置(八王子) ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(足立・八王子) 	<p>改正児童福祉法等施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 <p>民法等改正施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し <p>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出⇒許可 ・児相との連携
令和2年7月1日	荒川区児童相談所開設				

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
令和2年11月24日	立川児童相談所(相談部門)移転				
令和3年3月31日	立川児童相談所一時保護所廃止 (立川児童相談所本所)		6		
令和3年4月1日	港区児童相談所開設			<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の定数増350→386人 ・児童心理司の定数増164→187人 ・児童福祉相談専門課長の配置(足立) ・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(江東) 	
令和3年6月15日	児童相談センター2階一時保護所開設		7		
令和3年6月28日	新宿一時保護所開設		8		
令和3年7月16日					東京ルールと共有ガイドラインを改定

<参考資料>

- 最新児童福祉法の解説(時事通信社) ○東京都児童相談センター10年の歩み(東京都児童相談センター)
- 東京都児童相談センター20年の歩み(東京都児童相談センター) ○各年度事業概要(東京都児童相談センター)

3 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法第 12 条第 1 項及び第 59 条の 4 に基づき、都道府県及び政令指定都市等にその設置が義務付けられている。令和 3 年 4 月 1 日現在全国に 225 か所の児童相談所が設置されている。

児童福祉法施行規則第 4 条第 1 項により、都道府県知事はそのうちの 1 つを当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとして中央児童相談所に指定することができる。東京都の場合には、児童相談センターを中央児童相談所として位置づけている。現在、東京都では児童相談センターを含め 10 か所の児童相談所を設置している。

なお、平成 28 年の児童福祉法改正により特別区も児童相談所が設置できるようになり、令和 2 年度には、世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談及び荒川区児童相談所が開設され、東京都世田谷児童相談所は廃止となった。

各児童相談所は管轄区域を有しており、それは児童人口、その他の社会的環境等を配慮して定められている。(p 3 参照)

東京都では、平成 14 年度より児童相談所の機能を強化し組織・人事・業務運営を改革するために、情報共有化を図る情報管理システムの稼働、虐待対策事業の強化、家庭復帰促進事業の開始、養育家庭制度の変更等の児童相談所改革を実施している。(P 48 参照)

児童相談所の主な業務内容は、以下のとおりである。

(1) 児童相談所の業務

業 務	内 容
区市町村援助等業務 (法第 11 条 第 1 項第 1 号)	法第 10 条第 1 項各号に掲げる区市町村の業務の実施に関し、区市町村相互間の連絡調整、区市町村に対する情報の提供、区市町村職員の研修、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
相談業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ロ)	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。児童相談所は原則 0 歳から 18 歳未満の児童を対象とし、成長にともなって生じてくる様々な問題についての相談に応じている。
調査、診断業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ハ)	児童及びその家庭について、児童とその相談の状況を理解し、それによって、児童にどのような援助が適切かつ必要であるかの判断をするための社会診断(必要な調査等)、心理診断、医学診断、行動診断等を行う。さらにこれをもとに総合診断を行い、個々の児童の援助方針を立てる。
援助 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所は、援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等具体的援助を行う。内容等については、P25 のとおりである
一時保護業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ホ 及び第 33 条)	児童相談所長は、必要と認める場合に児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。 一時保護を行う必要がある場合は、次のとおりである。
	緊急保護
	<ul style="list-style-type: none"> ・棄児、家出児等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急に児童を保護する必要がある場合 ・虐待等の理由により、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図る場合 ・児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合 ・保護者の死亡、病気、家出等により家庭での養育が困難な場合
	アセスメント
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の行動が自己及び他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼすか、又はそのおそれがある場合 ・その他、緊急に児童を保護する必要があると児童相談所長が認める場合 ・適切かつ具体的な援助方針を定めるため、一時保護によって生活指導、学習指導を行いながら児童の行動(対人関係、学習態度等)を観察する必要がある場合

	短期入所指導	・短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効であると判断される場合であって、地理的条件あるいは児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合
里親業務 (法第11条第1項第2号へ・ト)		児童相談所は、里親に関する普及啓発、里親への相談援助、施設入所措置児童及び里親の相互交流の場の提供、里親と児童とのマッチング、里親委託児童の養育計画の策定、養子縁組里親と養子及びその父母等への相談援助等を行う。
広域的専門的支援 (法第11条第1項第3号)		児童相談所は、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的対応が必要な業務や、専門的知識・技術を要する支援を行う。
障害関連区市町村支援業務 (法第12条)		児童相談所は、上記の業務のほか、障害者総合支援法第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定するとおり、区市町村の求めに応じて、介護給付費等の支給要否決定等を行うにあたっての技術的事項についての協力など援助を行う。

窓口時間	午前9時～午後5時 原則として相談者の地域担当の児童福祉司が相談の受付窓口となる。 なお、夜間、土・日曜日及び祝祭日は、虐待等、緊急性のある相談を児童相談センターで対応している。
------	---

(2) 児童相談センターの業務

東京都は、平成25年2月に「東京都子供家庭総合センター」を開設した。同センターには「東京都児童相談センター」「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」という3つの相談機関が設置されている。

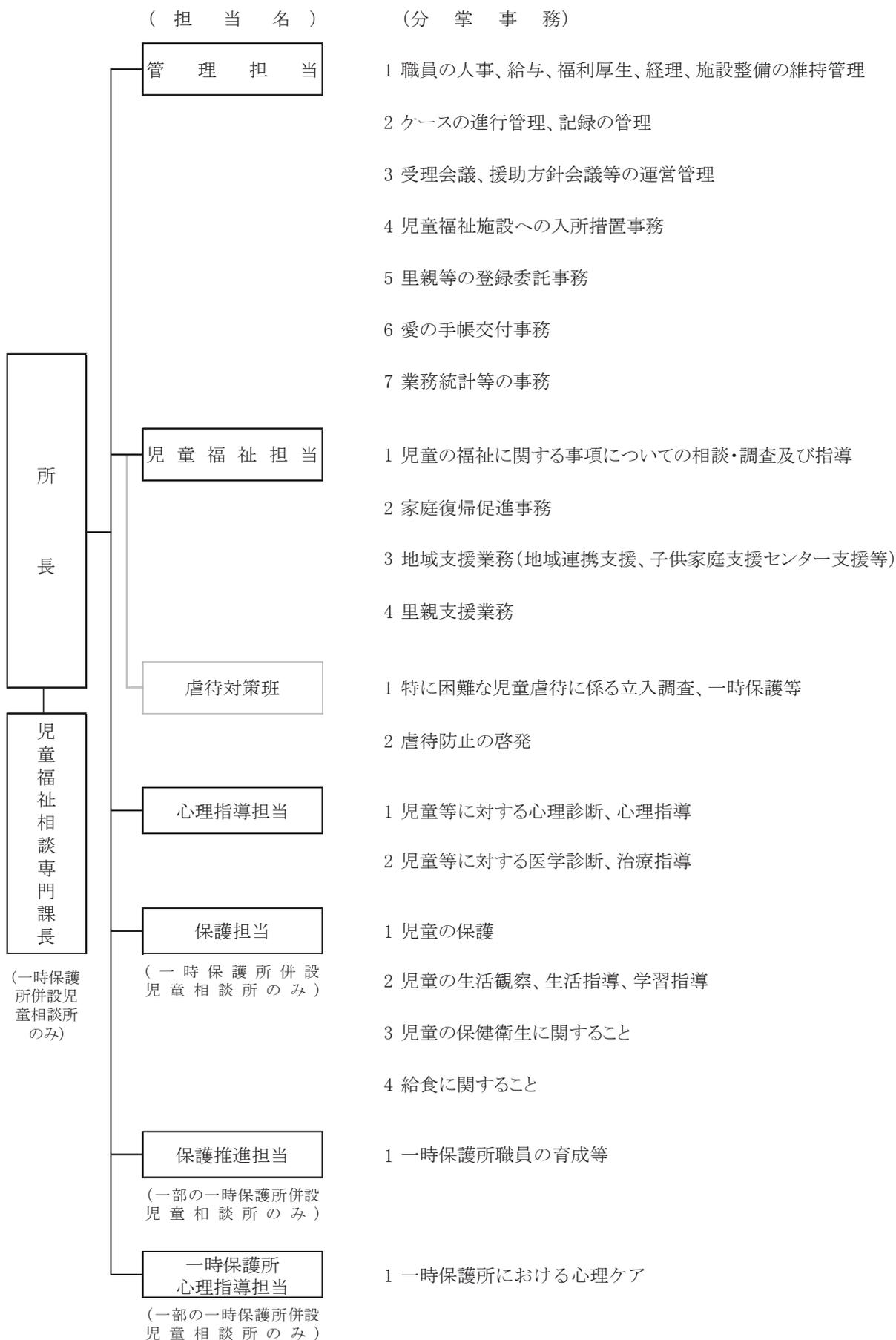
児童相談センターは、地域児童相談所としての業務の他に東京都の中央児童相談所としての機能も持っており、地域児童相談所に対する連絡調整、技術的援助、情報提供、入所の調整等必要な援助を行っている。

業 務	内 容
広報活動	事業概要、ポスター、リーフレット、カード等作成
児童相談所職員等の研修	P69～70 参照
児童福祉専門員の設置	P69 参照
研究啓発活動	シンポジウムの開催等
児童虐待対策強化事業	P46～51 参照
電話相談事業「4152 電話」	P54～56 参照
治療指導事業の実施	P62～65 参照
夜間の緊急相談、通告の受付	夜間連絡調整員による警察からの身柄通告への連絡調整、センター及び各児童相談所への連絡等
他の児童相談所への援助	医学診断、庁有車による施設等への児童移送
施設入所等の調整	障害児入所施設（都立・知的）、一時保護所入所調整等
メンタルフレンドの登録及び研修	P68 参照
情報の収集と提供	図書室においての資料、福祉関連情報
全国の児童相談所との連絡、連携	P74 参照

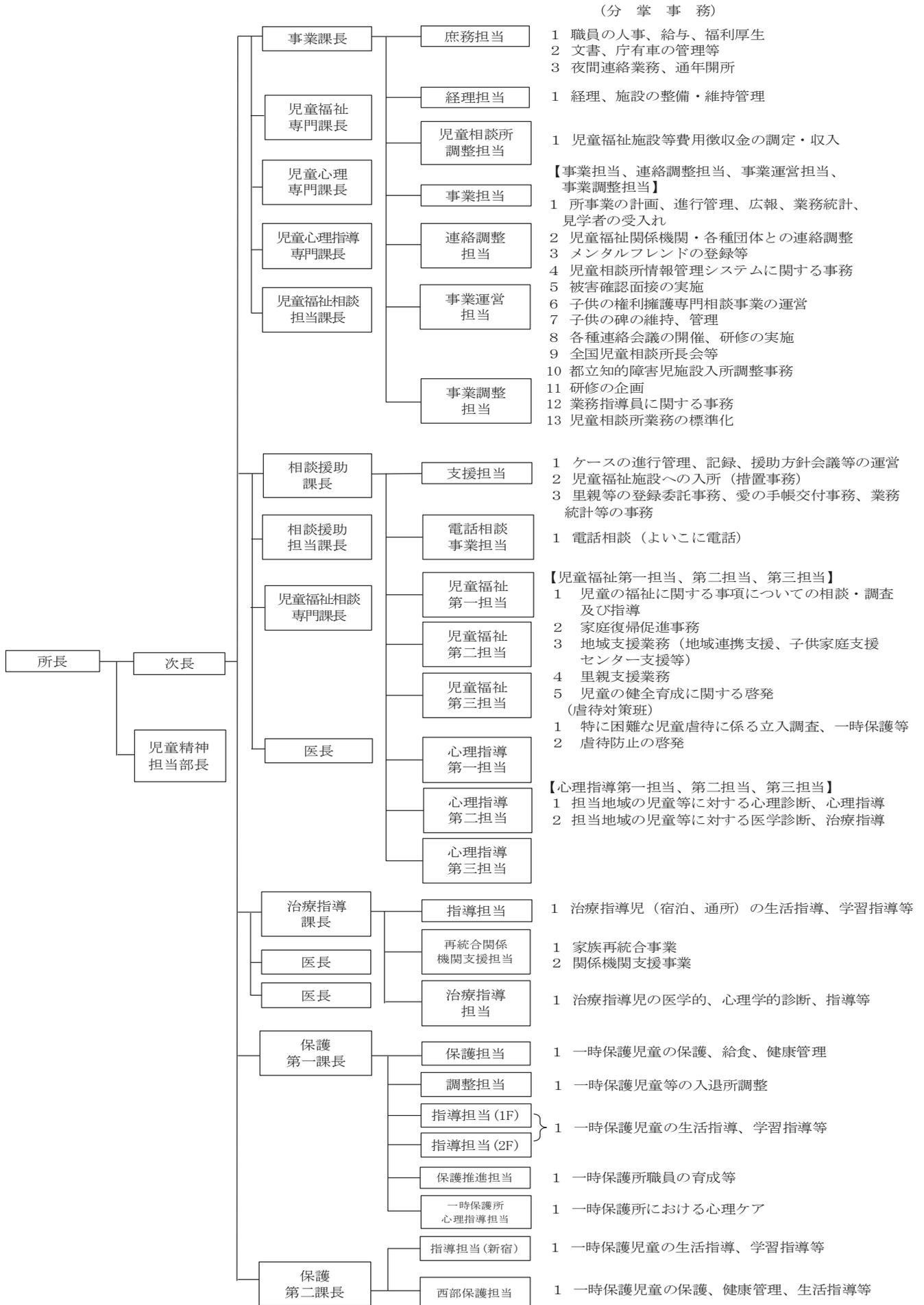
児童福祉専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理指導専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童福祉司への技術的助言、研修を実施
児童心理相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童心理司への技術的助言、研修を実施
新生児担当児童福祉司の配置	新生児のうちに、特別養子縁組を前提とした里親委託を行うため、候補児決定・里親選定への協力、交流中の支援・訪問等を実施

4 児童相談所の組織及び職員

(1) 各児童相談所の組織（令和3年4月1日）



(2) 児童相談センターの組織 (令和3年4月1日)



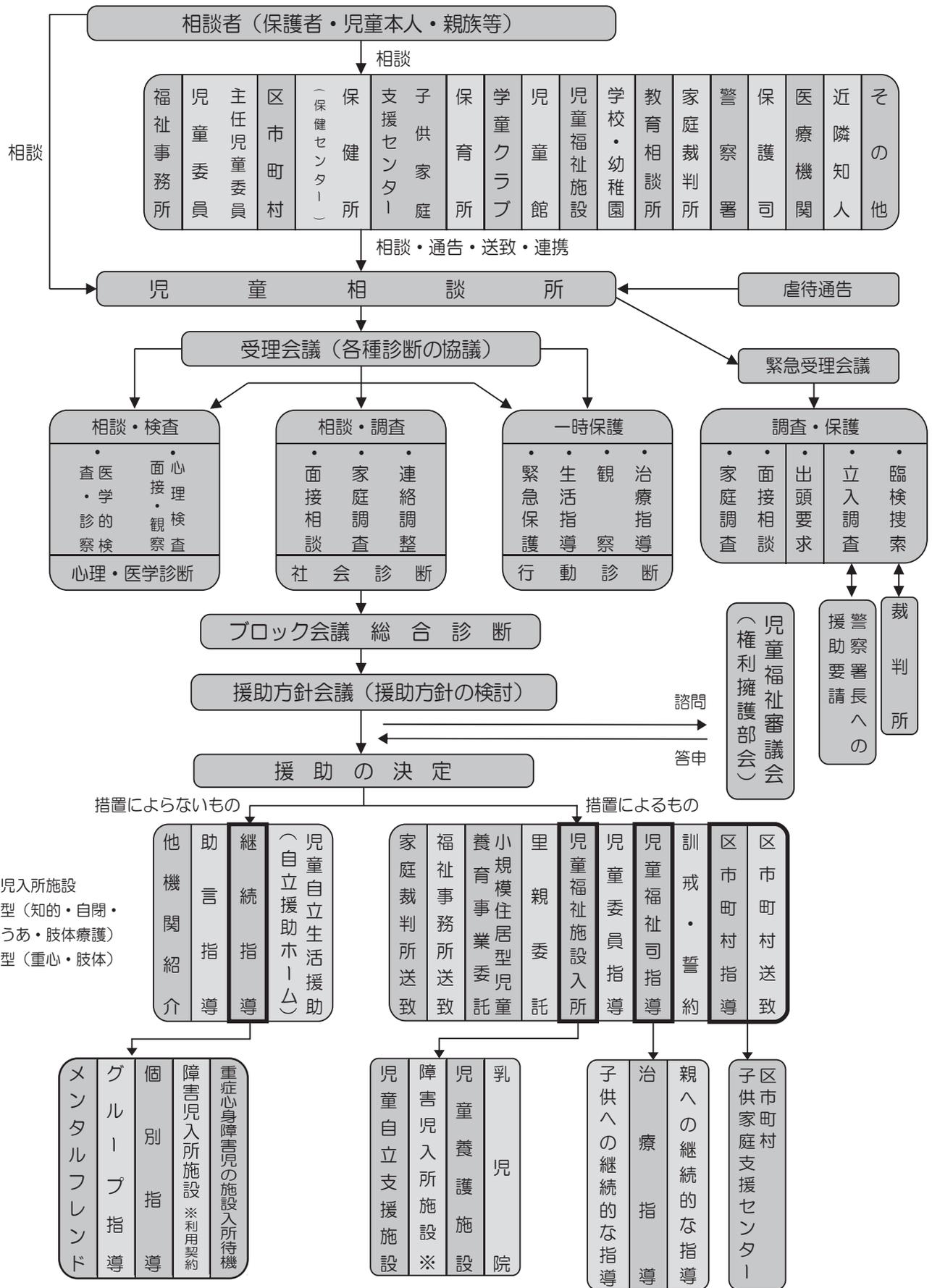
(3) 職員の配置状況 (令和3年4月1日現在数)

(単位:人)

職種名	児童相談センター	江東	品川	杉並	北	足立	八王子	立川	小平	多摩	小計	
管理職(再掲)	15	2	1	1	1	2	2	2	1	1	28	
児童福祉司(再掲)	72	26	45	35	30	42	43	31	34	28	386	
児童心理司(再掲)	35	13	21	17	15	20	21	15	16	14	187	
常勤職員	事務	48	9	8	8	7	9	9	8	7	122	
	福祉	157	46	41	31	26	62	68	44	30	529	
	心理	45	14	21	17	15	21	22	15	16	200	
	医師	6									6	
	栄養士	1									1	
	看護師	4	1				1	1	1		8	
	臨床検査	1									1	
	調理											0
	小計	262	70	70	56	48	93	100	69	54	45	867
非常勤職員	児童相談専門員	1									1	
	人材確保専門員	1									1	
	虐待対応協力員	6	3	3	3	3	3	3	3	3	33	
	虐待対応強化専門員	6	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	医療連携専門員	3	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	医師	医員(児童相談センター)	1									1
		医員(児童相談センター治療指導・児童精神)	1									1
		医員(児童相談所)精神科診断判定		1	1	1	1	1	1	1	1	9
		医員(児童相談所)診察判定・保健衛生業務	3	1			1	1	1	1		9
	児童福祉専門員	10										10
	子供の権利擁護専門員	3										3
	児童相談センター指導員	言語療法	2									2
		絵画造形療法	2									2
		音楽療法	2									2
		スポーツ・レクレーション指導	2									2
	電話相談員	11										11
	子供の権利擁護電話相談員	3										3
	連絡調整支援員	1										1
	夜間連絡調整員	8										8
	児童相談所心理職員	8	2				2	2	2			16
	児童相談所学習指導職員	15	3				3	5	2			28
	児童相談所看護職員	11	2				2	2	2			19
	心理技術補佐員	2										2
	児童相談所非常勤弁護士	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	家庭復帰支援員	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	養育家庭専門員	3	1	1	1	1	1	2	2	2	1	15
	児童相談所支援事務職員	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42
	児童相談業務事務員	9	5	5	4	4	4	5	4	4	3	47
	徴収事務支援員	2										2
	栄養士	3										3
	児童福祉相談業務指導員	24										24
児童心理相談業務指導員	12										12	
一時保護所業務事務員	12	3				3	3	2			23	
治療指導課業務事務員	1										1	
一時保護所管理業務支援員	2					1	1	1			5	
研修コーディネーター	1										1	
小計	183	30	19	18	19	30	34	29	20	17	399	
合	計	445	100	89	74	67	123	134	98	74	62	1266

5 東京都児童相談所機能体系図

児童相談の流れ



※障害児入所施設
 ・福祉型（知的・自閉・盲ろうあ・肢体療護）
 ・医療型（重心・肢体）

○受理会議

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するために開かれる会議。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催する。

○ブロック会議

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位（地域別）であり、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化をはかり、ケース援助の提案に至るまでの各診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するために開かれる会議

○援助方針会議

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催する。

6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相 談 区 分		内 容
養 護 相 談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、 迷子等に関する相談。
保 健 相 談		一般的健康管理に関する相談 （乳児、虚弱児、疾病等に関すること等）
障 害 相 談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由 相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ 犯行為※1、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあ った児童等に関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為※2があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第 6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※3に関して家庭裁判所か ら送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不 登 校 相 談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある 児童に関する相談
	性 格 行 動 相 談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※4、家庭内暴力、生活 習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相 談
	適 性 相 談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
そ の 他 の 相 談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里 親 に 関 す る 相 談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希 望する方からの相談

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

※4 緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

(2) 援助の種類

区 分	内 容
訓戒・誓約書の提出 (27条1項1号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号) (虐待防止法11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。
児童委員指導 (27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致等 (26条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合。 ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合。
里親委託 (27条1項3号)	①養子縁組を目的とせず一定期間養育する「養育家庭」、②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。
小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (27条2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
家庭裁判所送致 (27条1項4号) (27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 ※少年法第3条第2項、6条7項
区市町村送致 (26条1項3号) ※法律上は市町村送致	児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村へ送致する。
区市町村指導委託 (26条第1項) (27条第1項、第2項) ※法律上は市町村指導委託	児童や保護者の状況、地理的要件やこれまでの相談経緯等から区市町村による継続的に寄り添った支援が適当と考えられるケースについて、児童相談所が行政処分としての指導措置を区市町村に委託し、区市町村が具体的な支援（指導）活動を行う。

区 分		内 容
措 置 に よ ら な い も の	助言指導 (11条第1項第2号ニ)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されることが考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
	継続指導 (11条第1項第2号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
	他機関あっせん・紹介 (11条第1項第2号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
	児童自立生活援助 (33条の6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

(3) その他

意見付与 (24条の3第3項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (28条) (33条6の2・7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法834条・835条)、未成年後見人選任(840条)・解任(846条)の請求、特別養子適格の確認請求(令和2年4月1日に施行された児童福祉法上の規定)を行う。
立入調査 (29条) (虐待防止法9条1項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めるときは、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(61条の5)
一時保護・一時保護委託 (33条1～10項)(虐待防止法8条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法12条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法第18条に罰則規定がある。)
同居児童の届け出 (30条)	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所を通じ児童相談センター所長へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のような子供の権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (33条の8の2)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法9条の2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

() 内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法である。

7 人口総数・児童人口等の推移

(1) 全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移

区分	東京都					全国				
	人口総数 (人)		出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率	人口総数 (人)		出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率
平成17年	12,576,601	(12,325,000)	96,542	7.8	1.00	127,768,000	(126,205,000)	1,062,530	8.4	1.26
18年	12,659,000	(12,405,000)	101,671	8.2	1.02	127,900,000	(126,154,000)	1,092,674	8.7	1.32
19年	12,758,000	(12,488,000)	103,837	8.3	1.05	128,031,000	(126,085,000)	1,089,818	8.6	1.34
20年	12,838,000	(12,552,000)	106,018	8.4	1.09	128,083,000	(125,947,000)	1,091,156	8.7	1.37
21年	12,868,000	(12,596,000)	106,613	8.5	1.12	128,030,000	(125,820,000)	1,070,035	8.5	1.37
22年	13,161,800	(12,665,600)	108,135	8.4	1.12	128,056,000	(125,691,800)	1,071,306	8.5	1.39
23年	13,196,000	(12,869,000)	106,025	8.2	1.06	127,799,000	(126,180,000)	1,050,698	8.3	1.39
24年	13,230,000	(12,916,000)	107,402	8.3	1.09	127,515,000	(125,957,000)	1,037,101	8.2	1.41
25年	13,300,000	(12,979,000)	109,984	8.5	1.13	127,298,000	(125,704,000)	1,029,800	8.2	1.43
26年	13,390,000	(13,044,000)	110,627	8.5	1.15	127,083,000	(125,431,000)	1,003,532	8.0	1.42
27年	13,513,700	(13,021,200)	113,194	8.6	1.17	127,110,000	(123,972,400)	1,005,656	8.0	1.46
28年	13,624,000	(13,207,000)	111,962	8.5	1.24	126,933,000	(125,020,000)	976,978	7.8	1.44
29年	13,724,000	(13,273,000)	108,989	8.2	1.21	126,706,000	(124,648,000)	946,060	7.6	1.43
30年	13,822,000	(13,340,000)	107,150	8.0	1.20	126,443,000	(124,218,000)	918,397	7.4	1.42
令和元年	13,921,000	(13,405,000)	101,817	7.6	1.15	126,167,000	(123,731,000)	865,234	7.0	1.36
2年	14,064,000	(13,526,000)	99,661	7.4	1.13	126,226,000	(123,670,000)	840,832	6.8	1.34

※人口

- ・総務省統計局「各年10月1日現在推計人口」による総人口、ただしカッコ内は日本人人口(外国人を除いた人口)
- ・平成17、22、27年及び令和2年は「国勢調査」。
- ・日本人人口には総人口に対する日本人人口の割合で按分した国籍不詳を含む。

※出生数・出生率・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。
- ・「出生率(人口千対)」＝(出生数/人口総数)×1000
- ・「合計特殊出生率」(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 東京都の児童人口年齢別推移

年齢	年								
	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
0 歳	103,946	106,074	106,450	109,262	108,099	105,265	103,684	98,517	95,975
1 歳	104,441	106,002	108,538	108,800	111,086	109,698	106,999	105,071	99,101
2 歳	105,165	103,663	105,156	107,560	107,567	109,790	108,658	105,842	103,773
3 歳	103,104	104,632	103,225	104,500	106,817	106,870	109,220	107,746	104,797
4 歳	102,210	102,867	104,332	102,952	104,026	106,473	106,469	108,798	107,163
5 歳	100,691	102,109	102,718	104,255	102,678	103,824	106,311	106,130	108,487
6 歳	98,761	100,566	102,119	102,717	104,197	102,647	103,689	106,141	105,920
7 歳	94,246	98,690	100,489	102,085	102,794	104,130	102,592	103,502	106,118
8 歳	97,732	94,327	98,817	100,743	102,295	102,879	104,337	102,693	103,586
9 歳	97,925	97,813	94,536	99,028	100,868	102,476	103,074	104,481	102,899
10 歳	99,677	98,079	98,046	94,821	99,233	101,093	102,800	103,261	104,775
11 歳	99,721	99,930	98,395	98,437	95,089	99,529	101,443	103,128	103,597
12 歳	101,488	100,032	100,300	98,802	98,874	95,446	99,967	101,835	103,591
13 歳	99,539	101,915	100,593	100,911	99,400	99,401	95,984	100,472	102,340
14 歳	100,782	99,731	102,197	100,935	101,157	99,702	99,681	96,224	100,832
15 歳	99,254	101,223	100,208	102,704	101,358	101,587	100,168	100,115	96,638
16 歳	99,723	99,846	101,861	100,873	103,370	102,034	102,379	100,857	100,756
17 歳	98,068	99,965	100,121	102,043	101,061	103,610	102,289	102,622	100,955
総 計	1,806,473	1,817,464	1,828,101	1,841,428	1,849,969	1,856,454	1,859,744	1,857,435	1,851,303
0 ～ 3 歳	416,656	420,371	423,369	430,122	433,569	431,623	428,561	417,176	403,646
4 ～ 5 歳	202,901	204,976	207,050	207,207	206,704	210,297	212,780	214,928	215,650
6 ～ 11 歳	588,062	589,405	592,402	597,831	604,476	612,754	617,935	623,206	626,895
12 ～ 14 歳	301,809	301,678	303,090	300,648	299,431	294,549	295,632	298,531	306,763
15 ～ 17 歳	297,045	301,034	302,190	305,620	305,789	307,231	304,836	303,594	298,349
日本人人口総数	12,740,088	12,807,631	12,880,144	12,966,307	13,043,707	13,115,848	13,189,049	13,257,596	13,297,089
外国人人口総数	390,674	394,410	417,442	449,042	486,346	521,500	551,683	577,329	546,436
児童人口比率	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.1	14.0	13.9
出生数	109,984	110,627	113,194	111,962	108,989	107,150	101,817	99,661	
東京都合計特殊出生率	1.13	1.15	1.17	1.24	1.21	1.20	1.15	1.13	
全国合計特殊出生率	1.43	1.42	1.46	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	

※日本人人口総数・外国人人口総数・児童人口

- ・東京都総務局統計部人口統計課「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）による。
- ・外国人人口は、平成24年7月までは外国人登録者数、平成24年8月からは住民基本台帳上の人口。

※出生数・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。

8 地域の指標

	世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学		
		外国人人口							小	中	
総数	7,341,487	13,843,525	546,436	1,851,303	2,194.03	154,721	3,425	984	1,328	803	
児童相談センター	計	1,460,035	2,555,118	150,468	323,208	559.93	4,563	704	219	247	177
	千代田区	37,787	67,216	3,057	10,268	11.66	5,765	23	12	11	14
	中央区	95,812	170,583	8,291	25,291	10.21	16,707	64	16	16	5
	港区	146,527	259,036	18,718	37,990	20.37	12,717	78	30	20	22
	新宿区	219,464	345,231	37,827	33,376	18.22	18,948	61	30	30	16
	文京区	123,472	226,574	10,333	32,590	11.29	20,069	94	27	24	27
	台東区	123,068	203,647	14,788	20,494	10.11	20,143	42	19	19	9
	渋谷区	140,170	230,506	10,577	27,091	15.11	15,255	56	21	21	13
	豊島区	178,637	287,300	26,458	28,989	13.01	22,083	89	20	24	17
	練馬区	380,495	740,099	20,128	103,597	48.08	15,393	184	44	67	39
	小計	14,603	24,926	291	3,522	401.87	62	13		15	15
	大島町	4,542	7,411	102	1,023	90.76	82	4		3	3
	利島村	179	310	5	52	4.12	75	1		1	1
	新島村	1,370	2,633	14	336	27.54	96	2		2	2
	神津島村	922	1,887	8	330	18.58	102	1		1	1
	三宅村	1,551	2,383	32	255	55.26	43	1		1	1
御蔵島村	171	307	1	62	20.54	15			1	1	
八丈町	4,258	7,224	99	970	72.23	100	3		3	3	
青ヶ島村	110	165		22	5.96	28			1	1	
小笠原村	1,500	2,606	30	472	106.88	24	1		2	2	

(注) 資料の出典は次のとおりである

- ・世帯数～人口密度：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（総務局）令和3年1月1日現在
- ・人口総数は、日本人と外国人を合わせたもの
- ・面積：区部には、荒川河口部（1.12k m²）、中央防波堤埋立地（7.48 k m²）を含み、島部には、鳥島（4.79k m²）、ベヨネース列岩（0.00 k m²）、須美寿島（0.02k m²）、孀婦岩（0.00 k m²）を含む。
- ・保育所：令和3年5月1日現在
- ・幼稚園、学校：「学校基本統計速報」（総務局）令和2年5月1日現在
(令和3年度数値については令和3年8月末現在未発表)
- ・特別支援学校：都外の都立学校1校を含む。()内は都外の区立学校の再掲。
- ・児童館：令和3年5月1日現在
- ・子供家庭支援センター：令和3年5月1日現在、子供家庭支援センターがある区市町村
- ・教育相談所：令和3年4月1日現在、教育相談所（室）がある区市町村

校			児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		民生・児童委員 定数		愛の手帳 交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
高 (全日・定時)	特別支 援学校						保健 所	保健セ ンター等	民生委員 (区域)	主任児童 委員			
428	70	3	587			83	31	115	9,986	828	95,478	488,492	41,842
130	12		96			21	9	30	1,982	156	13,550	86,713	7,136
18			4	○	○	1	1		48	4	253	2,437	239
2			8	○	○	1	1	2	113	7	559	3,732	560
18	3		11	○	○	5	1		155	10	1,087	7,922	905
11	1		20	○	○	1	1	4	280	22	1,663	13,618	1,024
26	3		16	○	○	1	1	2	142	9	1,083	6,348	686
8			8	○	○	1	1	1	188	25	1,036	9,812	414
10			2	○	○	1	1	3	184	14	954	6,788	650
16	1		2	○	○	2	1	1	243	15	1,410	9,980	725
14	4		25	○	○	4	1	6	537	40	5,258	24,412	1,828
7						4		11	92	10	247	1,664	105
2				○	○	1		2	27	3	96	644	21
									2		6	23	
1				○				2	9	1	19	260	16
1				○				2	6	1	18	136	5
1				○		1		1	13	2	30	86	19
				○					1		1	5	3
1				○	○	1		2	28	2	68	346	25
								1	1			13	2
1				○		1		1	5	1	9	151	14

- ・福祉事務所：令和3年5月1日現在（窓口数）
- ・保健所：令和3年5月1日現在、保健所総数には島しょ保健所、保健センター等には出張所、分室等を含む
- ・児童委員定数：令和3年4月1日現在（八王子市は中核市のため、東京都の定数外）
- ・愛の手帳、身体手帳の交付状況：令和3年3月31日現在
- ・相談受理件数：令和2年度、4152電話相談件数を除く総数のうち、都児相については管轄外及び不明の519件を含む。

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
				外国人人口						小	中
江東	計	430,185	801,948	42,823	106,925	56.76	14,129	242	48	70	39
	墨田区	155,354	275,647	12,431	32,660	13.77	20,018	79	16	25	13
	江東区	274,831	526,301	30,392	74,265	42.99	12,242	163	32	45	26
品川	計	785,115	1,421,393	46,659	182,928	99.37	14,304	420	100	117	60
	品川区	228,061	406,404	13,342	54,262	22.84	17,794	132	28	32	15
	目黒区	158,367	281,317	9,195	36,050	14.67	19,176	97	24	24	15
	大田区	398,687	733,672	24,122	92,616	61.86	11,860	191	48	61	30
杉並	計	706,496	1,245,905	41,440	153,483	77.05	16,170	336	94	96	68
	中野区	207,425	334,632	17,809	34,226	15.59	21,465	85	22	23	16
	杉並区	325,403	573,504	16,735	70,527	34.06	16,838	171	43	42	32
	武蔵野市	77,854	147,643	3,223	20,474	10.98	13,447	34	12	15	11
	三鷹市	95,814	190,126	3,673	28,256	16.42	11,579	46	17	16	9
北	計	514,888	923,371	49,525	111,625	52.83	17,478	234	70	89	49
	北区	199,016	353,158	22,271	41,107	20.61	17,135	96	36	37	22
	板橋区	315,872	570,213	27,254	70,518	32.22	17,697	138	34	52	27
足立	計	595,607	1,154,693	55,969	150,428	88.05	13,114	277	81	118	63
	足立区	357,044	691,002	33,606	89,613	53.25	12,977	153	52	69	36
	葛飾区	238,563	463,691	22,363	60,815	34.80	13,324	124	29	49	27
八王子	計	563,908	1,178,007	23,594	169,453	285.48	4,126	207	80	130	78
	八王子市	272,856	561,828	13,137	77,516	186.38	3,014	95	31	69	46
	町田市	200,182	429,152	7,090	63,897	71.55	5,998	74	35	44	24
	日野市	90,870	187,027	3,367	28,040	27.55	6,789	38	14	17	8

校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数	
高	特別支 援学校					保健 所	保健セ ンター等	民生	主任				
19	5		34			3	2	6	502	33	5,282	28,157	2,328
7	1		16	○	○	1	1	2	194	14	1,780	9,141	822
12	4		18	○	○	2	1	4	308	19	3,502	19,016	1,506
36	6	(1)	86			6	3	4	978	85	8,190	50,691	3,428
12	2		24	○	○	1	1	3	299	26	2,104	14,395	984
10			16	○	○	1	1	1	211	20	1,351	7,826	586
14	4	(1)	46	○	○	4	1		468	39	4,735	28,470	1,858
40	4		56			6	2	11	909	72	7,090	36,983	2,830
12	1		18	○	○	1	1	4	283	28	1,678	10,514	710
19	3		35	○	○	3	1	5	405	28	2,847	16,260	1,370
6			1	○	○	1		1	104	6	1,278	4,262	312
3			2	○	○	1		1	117	10	1,287	5,947	438
26	7	(1)	45			4	2	8	805	55	6,812	39,184	2,630
14	2		20	○	○	1	1	3	303	20	2,649	17,372	956
12	5	(1)	25	○	○	3	1	5	502	35	4,163	21,812	1,674
19	8	(1)	77			8	2	8	877	88	9,697	47,649	3,724
11	2		50	○	○	6	1	4	508	50	6,067	30,298	2,380
8	6	(1)	27	○	○	2	1	4	369	38	3,630	17,351	1,344
33	8		31			3	2	8	773	71	10,403	37,914	3,662
18	5		12	○	○	1	1	3	410	43	4,941	15,740	1,956
12	2		10	○	○	1	1	4	239	18	3,989	16,211	1,225
3	1		9	○	○	1		1	124	10	1,473	5,963	481

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口	小						中	
立川	計	369,314	754,874	18,249	104,719	622.55	1,213	164	55	97	51
	立川市	93,435	184,577	4,650	26,170	24.36	7,577	36	12	19	9
	青梅市	63,894	132,145	1,986	17,062	103.31	1,279	32	6	17	11
	昭島市	55,010	113,552	2,755	16,598	17.34	6,549	22	7	14	7
	国立市	38,642	76,371	1,761	10,307	8.15	9,371	18	9	11	5
	福生市	30,271	57,024	3,621	6,891	10.16	5,613	13	4	7	3
	あきる野市	36,080	80,221	1,038	11,975	73.47	1,092	15	6	11	7
	羽村市	25,781	54,725	1,472	7,966	9.90	5,528	12	7	7	3
	小計	26,201	56,259	966	7,750	375.86	150	16	4	11	6
	瑞穂町	14,971	32,568	788	4,436	16.85	1,933	8	3	5	2
	日の出町	7,422	16,588	120	2,731	28.07	591	5	1	3	2
	檜原村	1,165	2,112	6	157	105.41	20	1		1	1
	奥多摩町	2,643	4,991	52	426	225.53	22	2		2	1
	小平	計	555,620	1,153,107	25,106	170,762	128.01	9,008	250	70	117
小金井市		61,909	123,828	2,815	18,006	11.30	10,958	39	7	10	9
小平市		93,638	195,543	5,091	30,292	20.51	9,534	44	15	21	11
東村山市		74,210	151,575	2,999	21,529	17.14	8,843	21	10	15	11
国分寺市		62,339	126,862	2,567	18,523	11.46	11,070	40	4	11	6
西東京市		100,220	206,047	5,050	29,921	15.75	13,082	40	13	18	11
東大和市		39,610	85,317	1,201	13,079	13.42	6,357	16	3	10	5
清瀬市		36,152	74,905	1,335	10,820	10.23	7,322	15	7	10	6
東久留米市		55,414	117,007	2,265	16,792	12.88	9,084	22	7	13	9
武蔵村山市		32,128	72,023	1,783	11,800	15.32	4,701	13	4	9	5
多摩	計	405,890	822,079	15,427	122,954	96.38	45,096	189	52	82	46
	府中市	127,224	260,255	5,312	40,090	29.43	8,843	57	19	24	12
	調布市	121,296	237,815	4,550	34,951	21.58	11,020	71	15	22	12
	多摩市	73,160	148,479	2,755	20,315	21.01	7,067	23	8	18	11
	稲城市	41,230	92,262	1,451	16,002	17.97	5,134	18	7	12	7
	狛江市	42,980	83,268	1,359	11,596	6.39	13,031	20	3	6	4

校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
高	特別支 援学校					保健 所	保健セ ンター等	民生	主任			
20	4	28			8	2	12	667	55	7,006	30,276	2,530
4	1	9	○	○	1	1	1	146	12	1,605	7,305	637
2	1		○	○	2	1	1	139	12	1,306	6,787	445
3		1	○	○	1		1	79	6	1,005	3,953	421
4		3	○	○	1		1	52	4	611	2,618	217
2		3	○	○	1		1	48	4	473	2,076	210
3	1	6	○	○	1		2	64	6	805	2,859	270
1	1	3	○	○	1		1	48	4	545	1,947	161
1		3					4	91	7	656	2,731	169
1		1	○	○			1	34	2	382	1,420	114
		1	○	○			1	25	2	189	694	49
		1	○	○			1	11	1	29	153	
			○	○			1	21	2	56	464	6
34	6	45			10	1	10	754	64	9,586	44,026	3,381
6	1	4	○	○	1		1	78	6	756	3,246	233
6	1	3	○	○	1	1	1	125	12	1,644	6,963	611
5		5	○	○	1		1	107	10	1,462	7,509	476
2		6	○	○	1		1	73	6	893	3,945	323
5	1	11	○	○	1		2	137	10	1,545	7,021	504
2		6	○	○	1		1	56	5	742	3,325	316
2	1	3	○	○	1		1	46	5	725	4,372	208
3	1	4	○	○	1		1	74	6	1,064	4,513	391
3	1	3	○	○	2		1	58	4	755	3,132	319
19	4	41			5	2	5	532	42	5,941	28,318	2,282
6	2	11	○	○	1	1	1	164	12	2,087	8,656	587
7	1	12	○	○	1		1	151	12	1,599	8,914	750
3	1	10	○	○	1	1	1	104	8	1,165	5,190	418
2		5	○	○	1		1	59	6	588	2,788	255
1		3	○	○	1		1	54	4	502	2,770	272

	世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学		
		外国人人口							小	中	
特別 区 児 相	計	954,429	1,833,030	77,176	254,818	118.11	15,520	402	115	165	99
	世田谷区	490,342	920,372	22,164	127,302	58.05	15,855	207	62	70	52
	江戸川区	346,934	696,123	36,748	100,210	49.90	13,950	137	39	71	35
	荒川区	117,153	216,535	18,264	27,306	10.16	21,313	58	14	24	12

校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
高	特別支 援学校					保健 所	保健セ ンター等	民生	主任			
52	5	48			9	3	13	1,207	107	11,921	58,581	7392
38	3	25	○	○	5	1	5	596	58	4,720	24,792	2132
10	2	7	○	○	3	1	8	410	34	5,776	24,287	4032
4		16	○	○	1	1		201	15	1,425	9,502	1228

II 事業のあらまし

※数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。

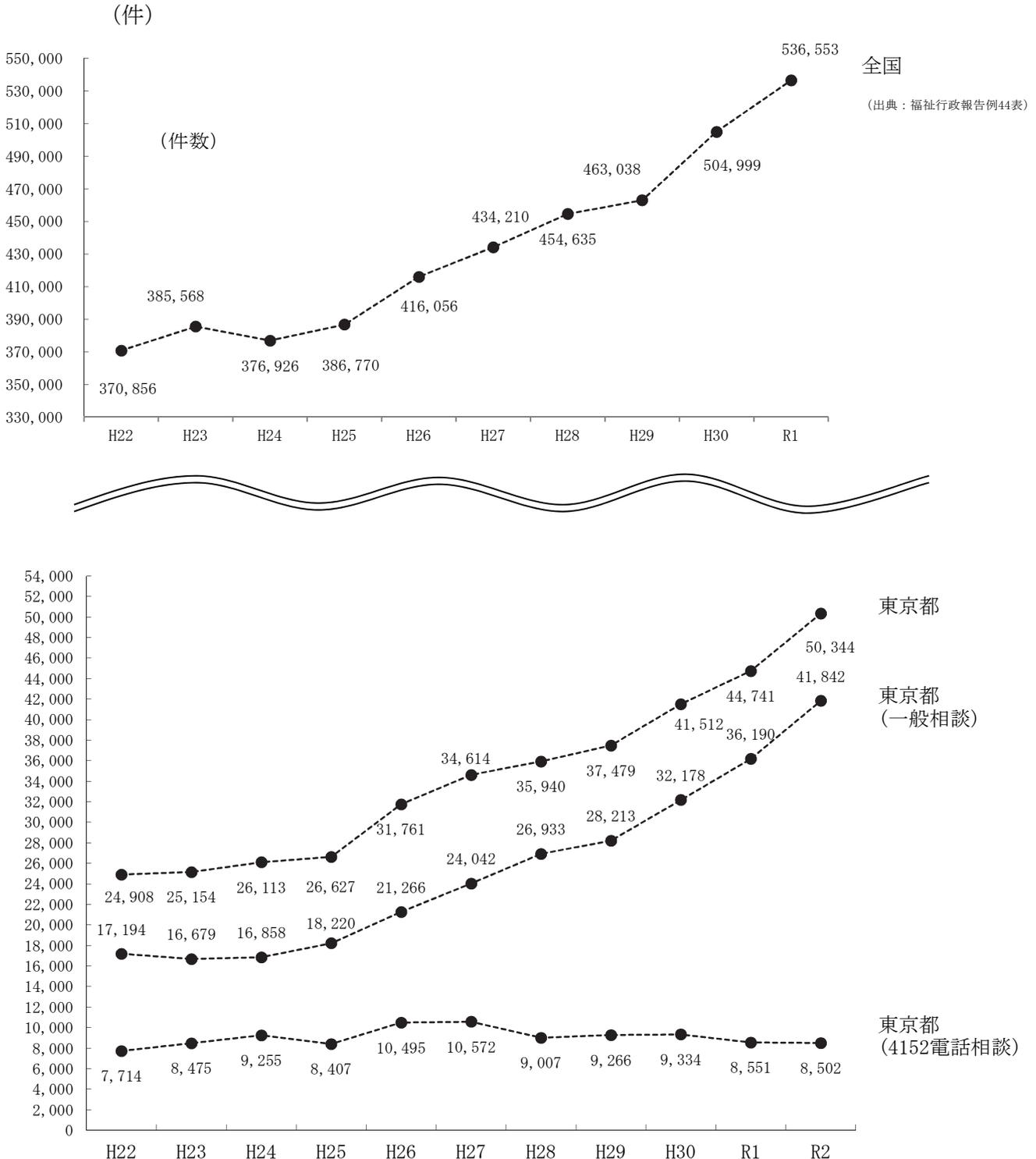
1 相談状況

(1) 概況

令和2年度の都内の児童相談所における相談受案件数(4152電話相談件数を含む)は50,344件で、児童人口10,000人に対して271.9件である(令和3年1月1日現在東京都児童人口1,851,303人)。

最近10年間の相談受案件数の推移は図1のとおりである。東京都における令和2年度の相談受案件数は、令和元年度と比較して、一般相談は5,652件の増加、4152電話相談は49件の減少となり、総相談受案件数では5,603件の増加となっている。(全国の令和2年度件数については令和3年8月現在未発表)

図1 相談受案件数の年度別推移



※令和2年度数値には特別区児相分を含む。

(2) 経路別受理状況

相談経路は、保護者・児童本人または関係者からの相談と、警察等関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所からの送致などがある。このように児童相談所が直接受ける相談のほか、巡回相談（島しょ地域）や電話・文書による相談も受け付けている。

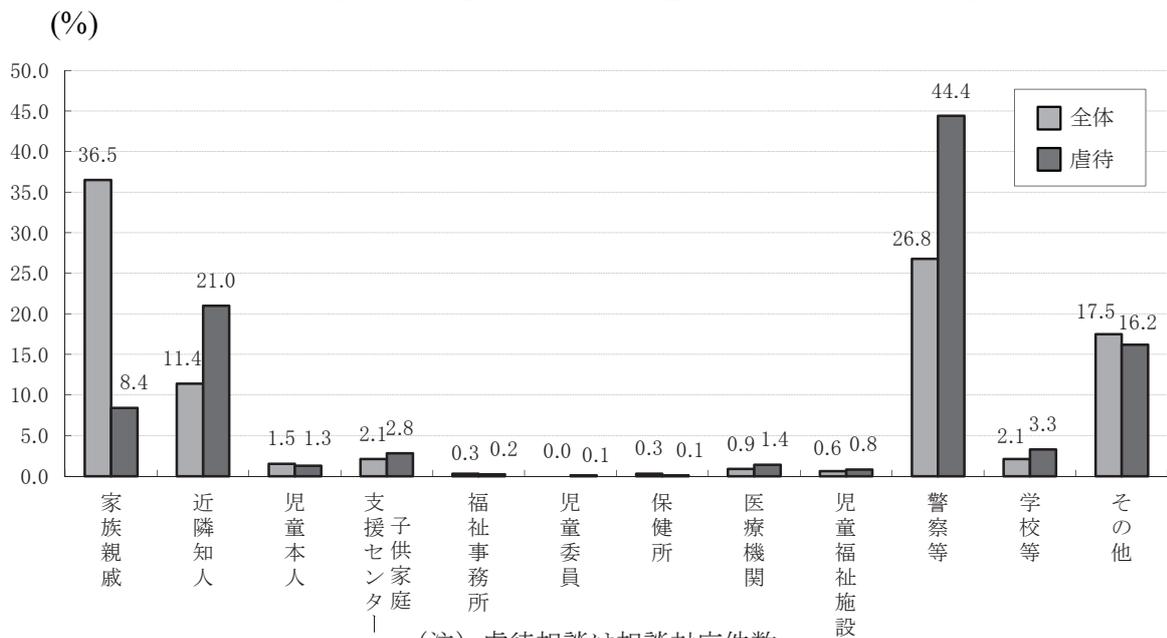
相談経路は家族親戚からの相談が最も多く、令和 2 年度は 36.5% である。しかし虐待相談に限定すると、家族親戚からの相談は 8.4% であり、警察等からの通告（44.4%）及び近隣知人からの相談（21.0%）が多い（図 2）。

表 1 経路別受理件数の年度別推移（件、（ ）内は%）

	家族親戚	近隣知人	児童本人	区市町村	支援センター 家庭	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
平成27年度	18,508 (53.5)	3,136 (9.1)	887 (2.6)	68 (0.2)	929 (2.7)	180 (0.5)	14 (0.0)	13 (0.0)	297 (0.9)	274 (0.8)	4,811 (13.9)	511 (1.5)	320 (0.9)	4,666 (13.5)	34,614 (100.0)
28年度	17,790 (49.5)	3,252 (9.0)	566 (1.6)	83 (0.2)	854 (2.4)	190 (0.5)	13 (0.0)	17 (0.0)	328 (0.9)	275 (0.8)	6,944 (19.3)	547 (1.5)	299 (0.8)	4,782 (13.3)	35,940 (100.0)
29年度	18,277 (48.8)	3,201 (8.5)	598 (1.6)	92 (0.2)	911 (2.4)	171 (0.5)	8 (0.1)	14 (0.0)	331 (0.9)	213 (0.6)	7,735 (20.6)	569 (1.5)	336 (0.9)	5,023 (13.3)	37,479 (100.0)
30年度	18,752 (45.2)	4,318 (10.4)	571 (1.4)	95 (0.2)	1,030 (2.5)	209 (0.5)	27 (0.1)	19 (0.0)	384 (0.9)	200 (0.5)	8,811 (21.2)	698 (1.7)	304 (0.7)	6,094 (14.7)	41,512 (100.0)
令和元年度	18,149 (40.6)	4,513 (10.1)	686 (1.5)	75 (0.2)	1,130 (2.5)	214 (0.5)	8 (0.0)	21 (0.0)	423 (0.9)	244 (0.5)	11,226 (25.1)	712 (1.6)	282 (0.6)	7,058 (15.8)	44,741 (100.0)
2年度	18,366 (36.5)	5,763 (11.5)	731 (1.5)	724 (1.4)	1,075 (2.1)	173 (0.3)	16 (0.0)	153 (0.3)	459 (0.9)	294 (0.6)	13,486 (26.8)	1,039 (2.1)	304 (0.6)	7,761 (15.4)	50,344 (100.1)

※令和 2 年度数値には特別区児相分を含む。

図 2 相談全体と虐待相談の相談経路の比較（令和 2 年度）



（注）虐待相談は相談対応件数

※令和 2 年度数値には特別区児相分を含む。

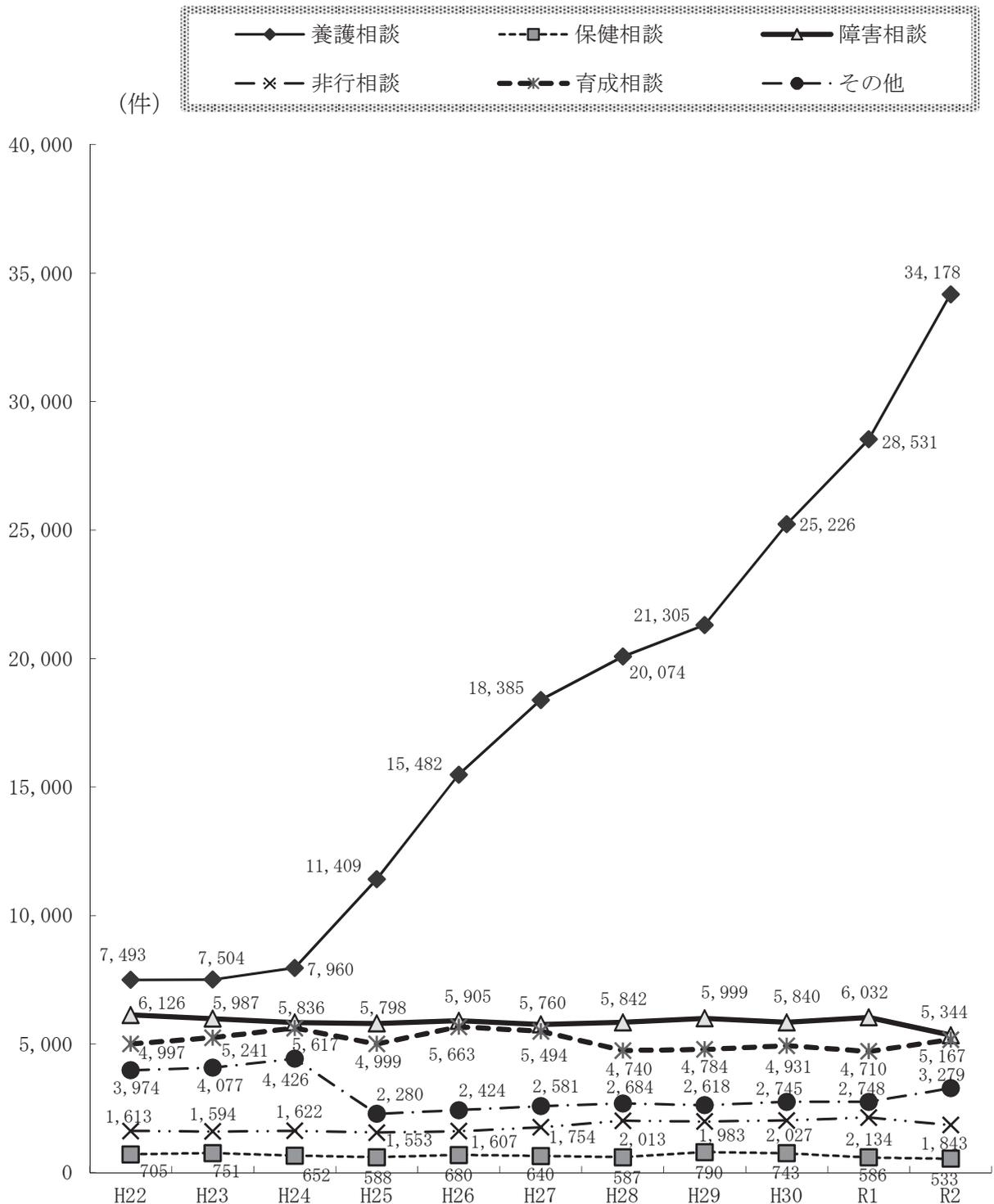
(3) 相談内容別受理状況

最近 10 年間の相談内容別受理件数（4152 電話相談件数を含む。）の推移は図 3 のとおりである。

令和 2 年度は、養護相談受理件数が前年度に引き続き大幅に増加している。養護相談の中でも、特に虐待相談の増加が顕著である。これは、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前 DV）についての警察からの通告の増加や広報やマスコミ報道等により児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加の影響と考えられる。

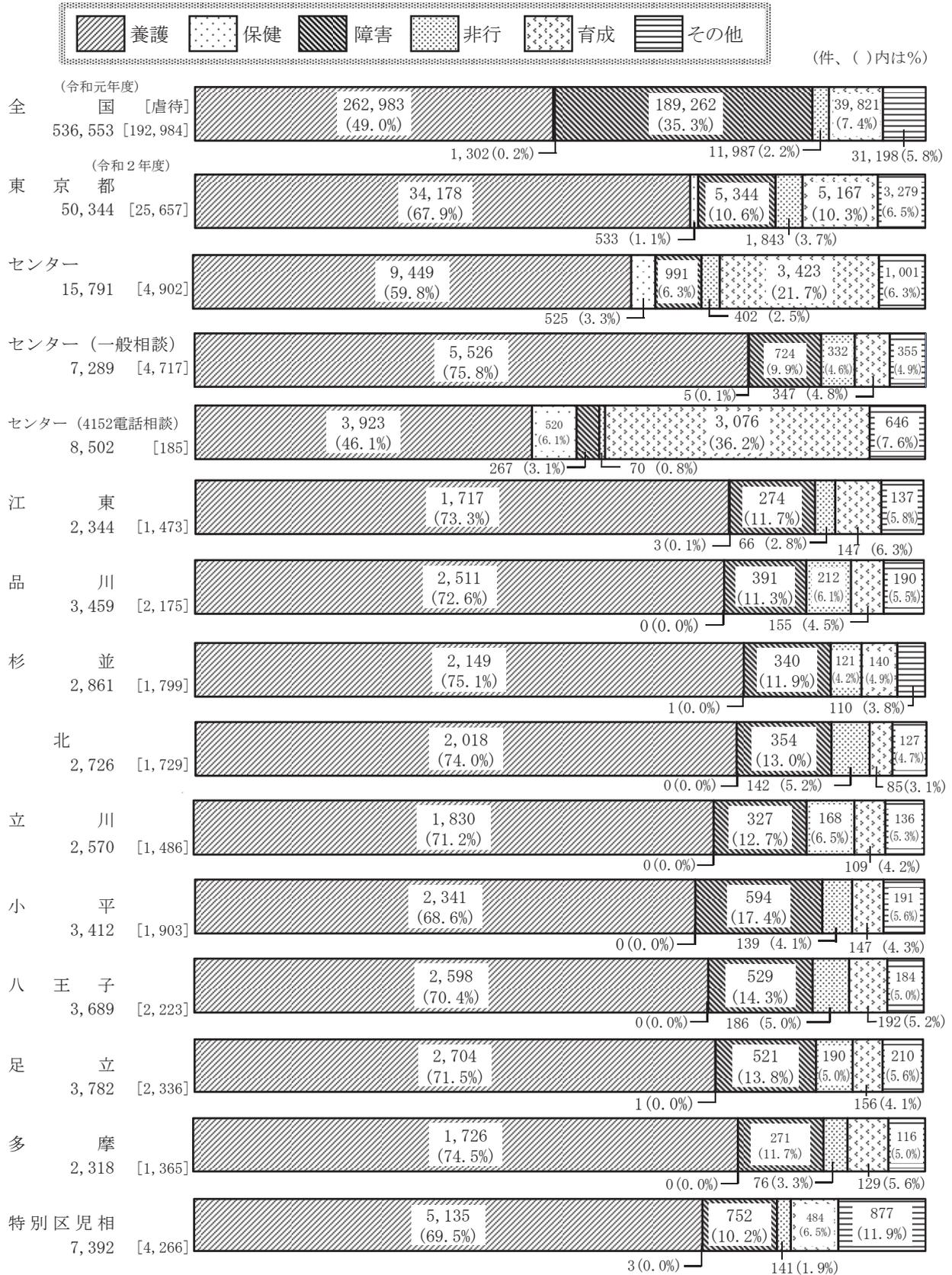
また、育成相談が前年度より微増している一方、非行、保健、障害相談の受理件数は減少している。

図 3 相談内容別受理件数の年度別推移



令和元年度の全国及び令和 2 年度の東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合は図 4 のとおりである。

図 4 全国及び東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合



(注) 虐待相談は養護相談の再掲である。

(4) 男女別受理状況

令和2年度に受理した相談の男女別件数は次のとおりである。

全体的に男児についての相談が多いが、特に男女差が大きいのは障害相談である。

表2 男女別相談受理状況

(件)

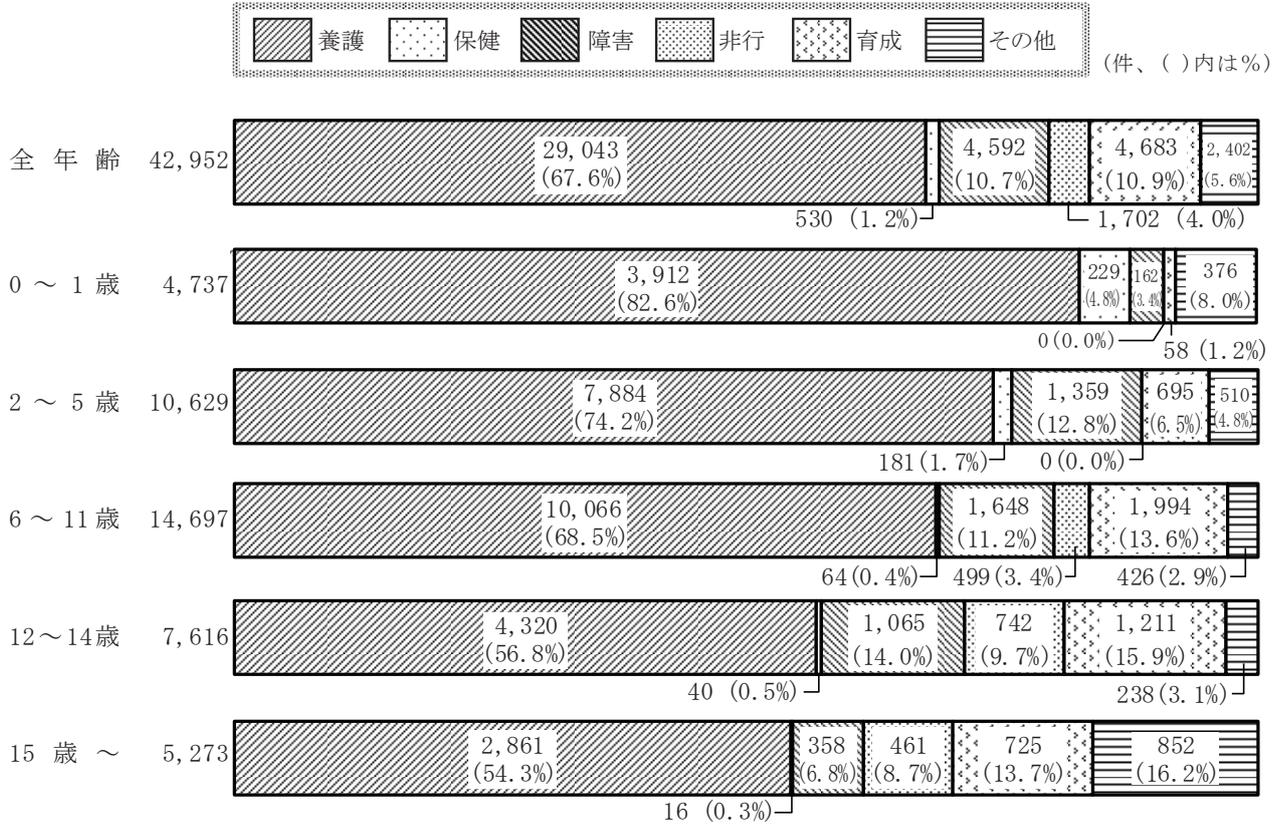
	合計	男	女
養 護 相 談	29,043	15,188	13,855
保 健 相 談	530	300	230
障 害 相 談	4,592	3,221	1,371
肢 体 不 自 由 相 談	80	44	36
視・聴覚・言語相談	13	7	6
重症心身障害相談	39	20	19
知的障害相談	4,227	2,958	1,269
ことばの遅れ相談	0	0	0
発達障害相談	233	192	41
非 行 相 談	1,702	1,161	541
盗 み	377	250	127
粗 暴	549	453	96
不 良 交 友	51	20	31
家 出 ・ 外 泊	289	112	177
薬 物	3	1	2
放 火	42	41	1
性 的 非 行	161	117	44
金 品 持 出	124	90	34
そ の 他	106	77	29
育 成 相 談	4,683	2,745	1,938
不 登 校 相 談	415	239	176
怠 学	68	45	23
登 校 拒 否	268	158	110
そ の 他	79	36	43
夜 遺 尿	10	6	4
習 癖	199	107	92
わ が ま ま	1,197	744	453
落 着 な し	247	181	66
臆 病	104	53	51
孤 立	370	180	190
適 性 相 談	1,106	636	470
ことばの遅れ相談	0	0	0
そ の 他	1,035	599	436
そ の 他 の 相 談	2,402	1,378	1,024
合 計	42,952	23,993	18,959

(5) 年齢別受理状況

児童相談所が令和 2 年度に受理した相談件数を、児童の年齢層別に相談内容別構成割合を示したのが図 5 である。

この図を見ると、年齢層によって相談内容の割合に違いはあるものの、各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは養護相談である。

図 5 年齢別の相談内容別構成割合



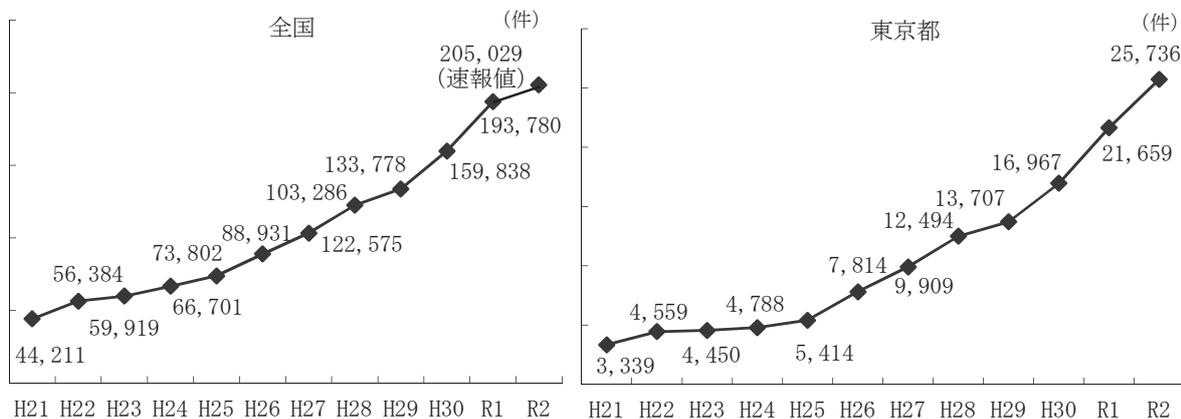
(6) 児童虐待の対応状況

① 児童虐待相談状況

《Ⅲ 統計資料 P 86～87》

虐待相談対応件数は、図 6 のとおりである。全国及び東京都においては年々増加しているところであるが、前年度に引き続き東京都の令和 2 年度の増加は顕著である。

図 6 児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移



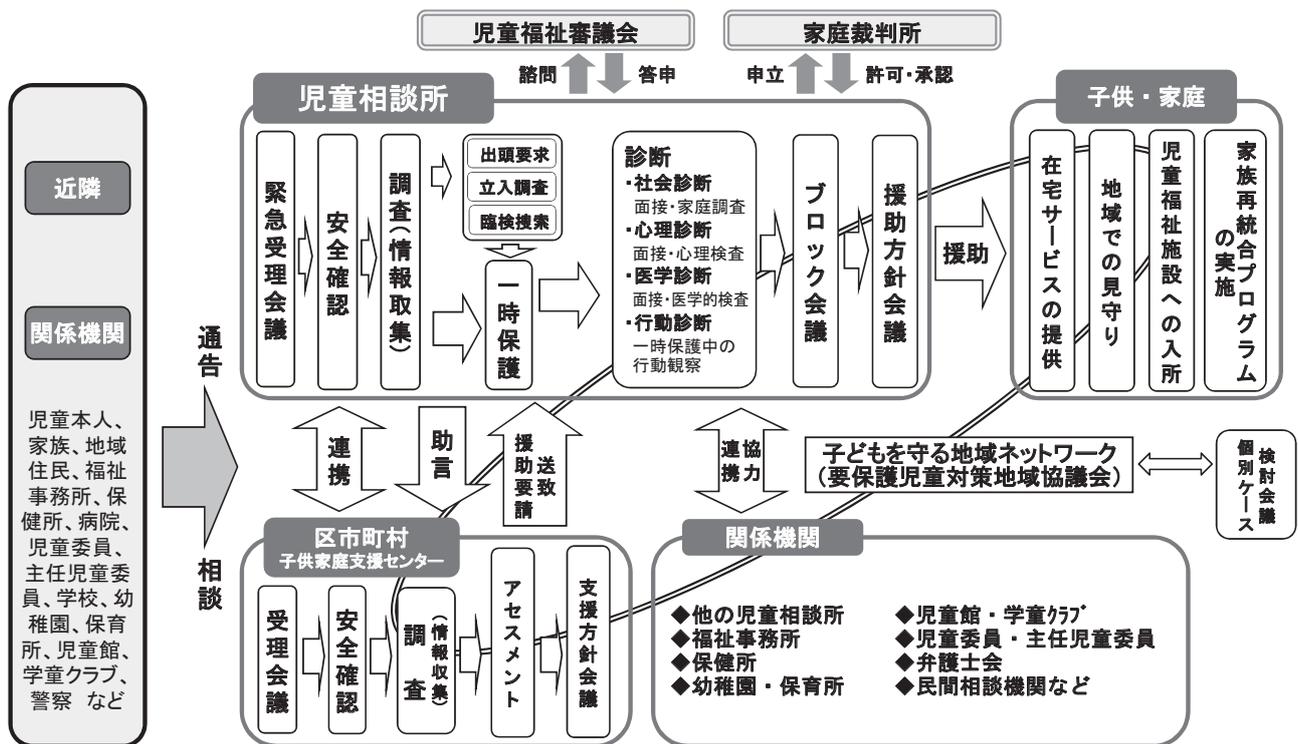
*平成 22 年度数値は東日本大震災の影響により福島県の件数を除いて集計されたものである。
*令和 2 年度数値には特別区児相分を含む。

② 児童虐待に対する児童相談所の対応

子供への虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。子供への虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなしえない。このため、児童相談所、子供家庭支援センター、学校、保育園、保健所・保健センター、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を活かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっている。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けたときは、「緊急受理会議」を開催して緊急性の判断を行い、調査方針、調査対象機関等を決定するとともに子供の安全確認の具体的な方法を決定し、通告後 48 時間以内の家庭等への訪問や関係機関との連携等により児童の安全確認を実施し、その後虐待発生に至る様々な要因についての各種診断を行い、援助方針を検討する。

図 7 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護する。子供の安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第 29 条及び虐待防止法第 9 条により「立入調査」を行う。また、状況に応じて「出頭要求」、「臨検搜索」等を行う。

平成 30 年 4 月より、児童福祉法の改正に伴い 2 か月を超えて一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長は 2 か月を超える時点ごとに家庭裁判所に承認を得なければならないこととなった。

保護した児童について、児童養護施設等への入所措置や里親委託が必要と認められる場合で、保護者の同意が得られないときは、児童相談所長は家庭裁判所に、児童福祉法第 28 条により施設入所措置等をとるための承認を求めて、家事審判の申立てを行う。施設入所措置等が適当と判断されたものについては 2 年間を限度として承認され、その後も入所等が必要な場合には更新手続きを取るようになる。

③ 児童虐待等に対する児童相談所の取組み

(7) 児童相談所体制強化

平成12年の児童虐待防止法の施行以後、児童福祉司を増員するとともに、困難なケースに的確かつ効率的に取り組むためにチーム制を導入するなど、体制の強化を図ってきた。主な取組みは次のとおりである。

表3 児童相談所体制強化の取組み

取組み	概要	開始時期
児童福祉司の定員増	令和3年386人、令和2年350人、平成31年315人、平成30年273人、平成29年250人、平成28年227人、平成27年209人、平成25年196人、平成23年183人、平成21年172人、平成18年159人、平成17年149人、平成16年138人、平成14年128人（定員ベース）	
児童心理司の定員増	令和3年187人、令和2年164人、平成31年141人、平成30年117人、平成29年104人、平成28年91人、平成26年78人、平成24年65人、平成19年54人（定員ベース）	
児童虐待ケース援助作業委員会の実施	児童相談所の職員のほか地域の関係機関、医師や弁護士など所長が必要と認める者を構成員として、児童相談所で受理した事例のなかで、困難な虐待事例について取組み方針を策定し、虐待ケースへの指導・援助活動を行う作業委員会を実施	平成8年7月
児童虐待カウンセリング強化事業の実施	虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等の医師を登録し、保護者等へのカウンセリングを各児童相談所で実施	平成13年度
一時保護所へ心理職員の配置	一時保護された子供の行動観察や心のケアを行うために、各一時保護所へ非常勤心理職員を配置	平成13年10月
協力弁護士制度の実施	困難な虐待事例における法律上の問題に対応するため、協力弁護士（令和2年度53名）を登録、そのうち各児童相談所に非常勤弁護士を配置	協力弁護士 平成13年度 非常勤弁護士 平成16年度
虐待対策班の設置	児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置	平成15年度
通年開所の実施	土、日曜日、祝日（年末年始を含む）に対応する通年開所窓口を設置	平成16年2月7日
一時保護所へ学習指導職員の配置	一時保護所等の入所児童のために学習指導を実施	平成16年度
協力医師制度の実施	虐待ケース等で法医学等を専門とする医師等にセカンドオピニオン等を依頼するための協力医師を登録する	平成18年度
児童福祉相談専門課長の配置	困難対応事例の支援、人材育成、関係機関等との連携等を実施（平成20年度に児童相談センターへ副参事として配置、平成31年度より各所への配置を開始）	平成20年度
医療連携専門員の設置	保健、医療面に関する相談、指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置	平成24年度
虐待対応強化専門員の設置	虐待対応力の強化を図るため、都道府県警察の生活安全部門等で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置	平成24年度
児童福祉・児童心理相談業務指導員の配置	児童相談所において培った経験を活用し、児童相談所職員等を対象とした研修対応、地域の児童相談所への支援及び支援を通じて把握した実情を基にした研修企画に当たっての助言等を行う	平成25年度
家庭復帰担当司の設置	家庭復帰段階の業務の一部を担う家庭復帰担当司を原則専任で配置し、地区担当司や家庭復帰支援員等と協働することにより、円滑な家庭復帰に寄与する。	平成27年度
児童相談業務事務員（司クラーク）の設置	児童記録等の入力補佐、関係機関からの照会対応等、児童福祉司・児童心理司に関する補佐業務	平成28年度
一時保護所非常勤心理職の配置	一時保護所非常勤心理職のスーパーバイズを行う	令和元年度

(イ) 子供・家族支援等の強化

虐待を受けた子供や、その家族等に対して、さまざまな支援を実施している。

表4 子供・家族支援の強化の取組み

取組み	概要	開始時期
家族再統合のための援助事業	被虐待で児童養護施設等の施設に入所中及び養育家庭に委託中の児童と、その保護者に対して、家庭復帰を含めた家族再統合を目指して、グループ療法を主体とする支援を実施している。	平成14年6月
家庭復帰促進事業	児童虐待などにより施設等に入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置、平成27年からは、家庭復帰担当児童福祉司を各所に配置している。	平成15年度
関係機関支援事業	被虐待児童の入所が増大している児童養護施設等の施設を支援するために、治療的・心理療法的な援助に関する研修を実施している。子供家庭支援センターの職員も対象としている。	平成23年度

(ウ) 地域・関係機関との連携

平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の改正法が、平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、関係機関等の役割分担と連携のもと、地域全体で子供に係わる相談に対応していく体制とすることが明確化される中、次のような連携を実施している。

a. 関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、学校、警察、家庭裁判所等と連絡会等を開催している。

b. 民間相談機関との連携

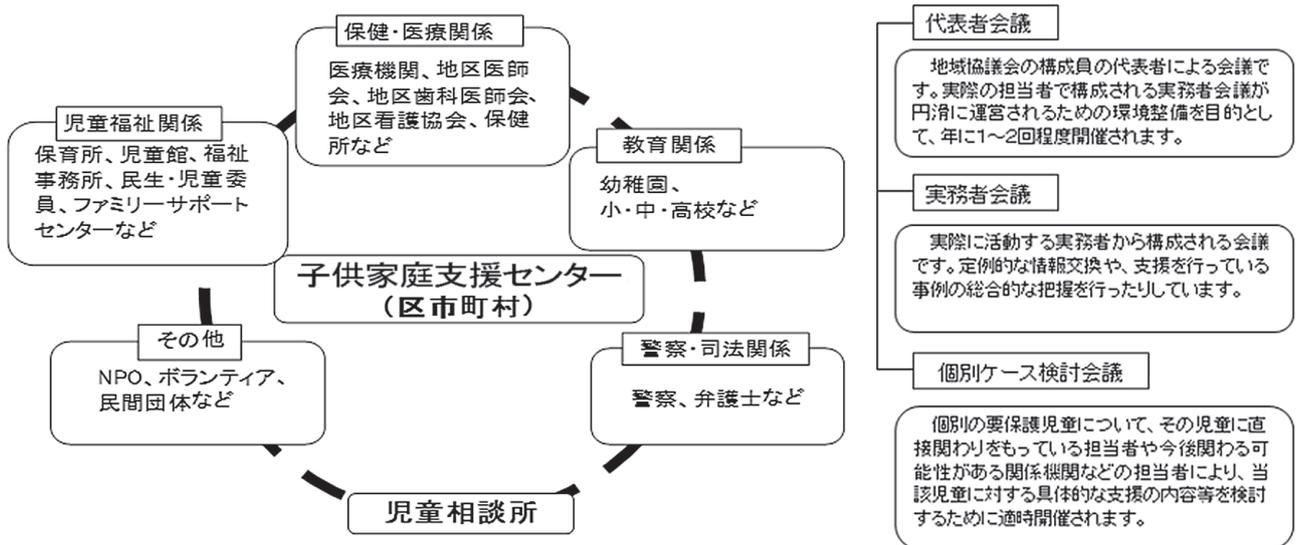
複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成12年11月に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成16年6月に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結した。

c. 要保護児童対策地域協議会

平成17年4月施行の改正児童福祉法により、虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行うため、関係機関等による地域協議会を設置することとなった。この協議会は、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携し、保護を要する子供をいち早く発見、保護しようとするもので、児童相談所も構成員として、関係機関との連携・協力を行っている。

東京都では、平成21年度に、島しょも含めて62区市町村すべてで要保護児童対策地域協議会（または虐待防止地域ネットワーク会議）が設置された。

図8 東京都要保護児童対策地域協議会の構成（区市町村）



d. 地区連絡協議会

東京都では、全区市町村を対象として、児童委員・児童相談所・学校・子供家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）を毎年1回実施している。

e. 地域支援体制の強化

平成23年4月より、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロックチームは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、区市町村関係機関への支援を行うこととした。また、地域に根ざした養育家庭の開拓・委託、社会的養護の場で生活する児童の家庭復帰支援についても、それぞれ児童福祉司及び非常勤職員を配置して取り組んでいる。

f. 東京ルールの変更

児童虐待相談等に適切に対応するため、子供家庭支援センターと児童相談所が相互に共通理解のもと、平成26年5月に東京都の実情に合った円滑な連絡・調整のためのルールを改定した。更に令和元年10月に区市町村送致や指導委託を盛り込む改正、令和3年7月にリスクアセスメントシートの項目等の改正を行った。

g. 共有ガイドラインの発行

「東京ルール」に基づく連携・協働をより円滑に行えるよう、都及び区市町村の職員が共同で検討の上、平成27年6月に、「東京ルール」の内容を解説し、補足事項を説明するガイドラインを発行した。更に令和元年10月及び令和3年7月に改定した。

h. 島しょ巡回相談

大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内の9町村11島への定期的巡回相談（年1～2回）を行っている。離島という環境を考慮し、関係機関との連携も含めて重点的に支援している。

(イ) 児童虐待防止の啓発

児童虐待防止啓発のためのパンフレットやリーフレットの作成・配布をはじめ、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」においては、児童虐待防止啓発イベントの実施等、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するために、集中的な広報・啓発活動を行っている。

(ロ) 被措置児童等虐待相談窓口の設置

施設などに入所している児童の権利擁護のため、職員等から虐待を受けた児童本人からの相談や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対応する電話相談窓口を設置している。

相談窓口	東京都児童相談所	よいこに電話相談室	子供の権利擁護 専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待 相談窓口)
連絡先	各児童相談所の電話番号 (P3~4参照)	よいこに 03-3366-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036	はなしてみなよ 0120-874-374	しんばいしなくていいよ 0120-481-479
相談受付時間	月曜日～金曜日午前9時～午後5時 関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で、 緊急の場合は、夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330で対応 (平日夜間(午後5時45分以降)、 土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む))	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)

【児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」】

虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号。24時間、365日、対応している。(通話料は無料)
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」も利用できる。(通話料は無料)

《Ⅲ 統計資料 P79、P84～85》

(7) いじめに関する相談状況

いじめに関する相談には、主訴はいじめとしているが、不登校・性格行動に関するものも含まれる。いじめは、いじめを受ける原因を把握し、心理診断を行なった上で援助を決定する。児童によっては児童相談所への通所による指導(継続指導)を行っている。

表5 いじめ相談年度別件数

(件)

件数	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
	総数		66	58	46	54
一般相談		3	2	7	10	2
4152電話相談		63	56	39	44	18

(8) 不登校(園)相談の状況

児童相談所で受け付けた不登校(園)については、表6のとおりである。

児童福祉司が親や児童と面談を行うほか児童心理司による心理診断を行ったうえで援助方針を決定し、児童相談所への通所による個別又は集団指導(継続指導)やメンタルフレンドの派遣、関係機関への紹介、児童相談センターでの治療指導事業等を行っている。

表6 不登校相談受理事件数

(人)

年度	内容	不登校(園)相談			
		計	怠学	登校(園)拒否	その他
平成28年度		518	106	281	131
29年度		575	97	334	144
30年度		604	101	368	135
令和元年度		519	70	337	112
2年度		415	68	268	79

※その他は家庭環境等を原因とする長期欠席児童の相談である。

表7 小学校・中学校児童生徒長期欠席者数（年度間30日以上）

（人）

	小学校				中学校			
	病気	経済的理由	不登校	その他	病気	経済的理由	不登校	その他
平成27年度	1,819	0	2,782	1,977	1,766	0	8,852	770
28年度	1,917	0	2,997	1,598	1,796	0	9,578	1,061
29年度	1,975	0	3,229	1,705	2,152	0	9,975	809
30年度	2,129	1	4,394	1,494	2,273	0	11,235	928
令和元年度	1,992	0	5,318	1,837	2,249	2	12,333	944

※令和2年度については令和3年8月現在未発表

出典：（平成26年度まで）「学校基本調査速報」東京都総務局統計部人口統計課

（平成27年度）「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

（平成28年度から）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

(9) 触法少年の送致

触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と史料するとき、又は家庭裁判所の審判に付することが適当と史料する時には、児童相談所に送致することとされている。

[触法事件送致事案の対応状況]

① 触法送致件数

令和2年度中に、警察から児童相談所に送致された事件は、19件であった。男女比では、男子12名（63%）、女子7名（37%）であった。事件発生時の年齢では、11歳5名（26%）、12歳2名（11%）、13歳12名（63%）であった。

重大事件については、1件の送致があり、触法行為については、電気車往来危険罪となっている。非重大事件では、18件の送致があり、触法行為については、強制わいせつ、窃盗、脅迫、傷害、建造物侵入、遺失物横領等であった（重複含む）。

② 送致種別

- ・身柄送致 0件
- ・身柄通告後送致 3件 (非重大事件3件)
- ・書類送致 16件 (重大事件1件、非重大事件15件)

③ 一時保護の状況

- ・一時保護あり 6件 (非重大事件6件)
- ・一時保護なし 13件 (重大事件1件、非重大事件12件)

④ 家裁送致の状況

- ・家裁送致あり 9件 (非重大事件9件)
- ・家裁送致なし 10件 (重大事件1件、非重大事件9件)

(10) 外国人の相談状況

児童福祉法には、国籍の要件はない。国籍の有無に関わらずすべての児童に等しく児童福祉法が適用される。しかし、児童相談所についての情報の外国人居住者への周知、外国人が利用できる体制・条件の整備の面ではまだ不十分な点もある。

東京都では、児童又は親の少なくとも1人が外国人である相談を「外国人ケース」として、その相談受理状況等を集計し、まとめている。外国人からの相談は、相談者の国の法律・文化・宗教等から援助が難しい事例もあり、その場合は、専門知識を有する児童福祉専門員等からの助言を得て、適切な援助を図っている。また、外国籍児童問題プロジェクトチームによる外国籍児童の相談対応の検討を行った。

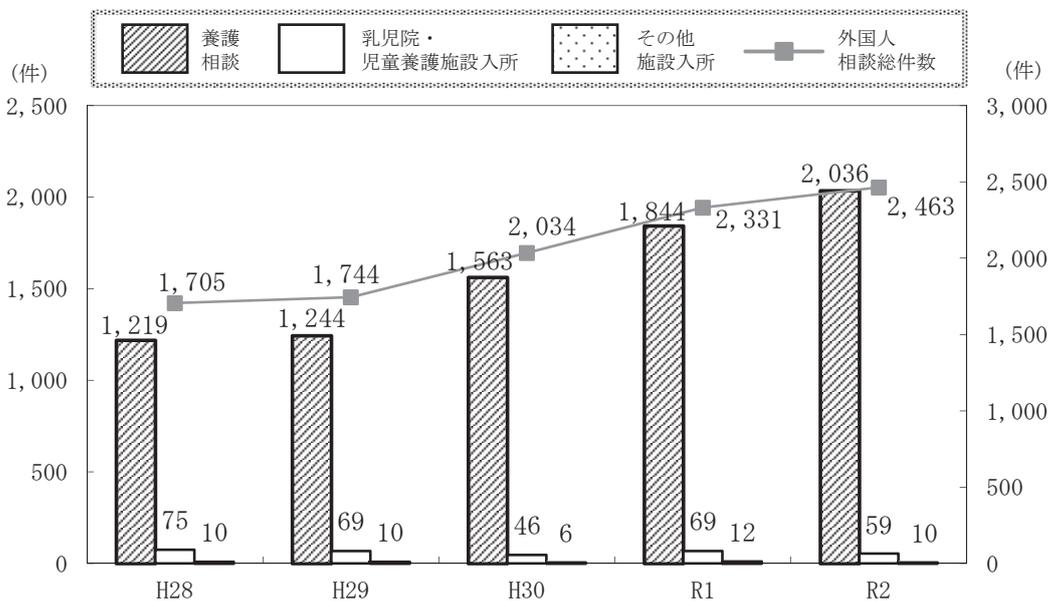
表8は外国人ケースの相談内容別件数の推移及び4152電話相談を除いた一般相談に占める割合を表したものである。外国人の相談のうち最も多いのが養護相談であり、令和2年度は8割程度を占めている。また、外国人ケースが一般相談に占める割合は、毎年6～7%程度である。

表8 外国人ケースの相談内容別件数の推移及び一般相談に占める割合

年度	内容	外国人ケース相談件数（上段：件数、下段：%）						一般相談 件数（件） （4152電話 相談除く）	外国人ケー スが一般相 談に占める 割合（%）	
		合計	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談			その他
平成28年度		1,705 (100)	1219 (71.5)	2 (0.1)	215 (12.6)	97 (5.7)	52 (3.0)	120 (7.0)	26,933	6.3%
29年度		1,744 (100)	1244 (71.3)	0 (0.0)	225 (12.9)	100 (5.7)	54 (3.1)	121 (6.9)	28,213	6.3%
30年度		2,034 (100)	1,563 (76.8)	0 (0.0)	219 (10.8)	99 (4.9)	43 (2.1)	110 (5.4)	32,178	6.4%
令和元年度		2,331 (100)	1,844 (79.1)	2 (0.1)	218 (9.4)	112 (4.8)	44 (1.9)	111 (4.8)	36,190	6.4%
2年度		2,463 (100)	2,036 (82.7)	0 (0.0)	186 (7.5)	99 (4.0)	44 (1.8)	98 (4.0)	34,450	7.1%

図9は、外国人ケースの相談受理件数の推移と、その内の養護相談の件数及び相談の処理に当たって施設入所措置を行ったケースの数を示している。令和元年度を見ると、全相談件数2,463件に対して、施設入所が48件と1.9%を占めている。

図9 外国人ケースの相談件数等の推移



(11) 4152 (よいこに) 電話相談の状況

電話相談室は、昭和 52 年 5 月、大都市東京における多様な児童相談ニーズに応えるために児童相談センターに設置された。この相談は、電話番号から「4152 (よいこに) 電話相談」と呼び、多くの子育て中の母親等からの相談に応じてきている。

平成 7 年 5 月から子育て支援ニーズの増大等に応えるため、夜間、土、日、祝日の相談を開始した。併せて聴覚言語障害者のための F A X 相談も開始した。

4152 電話相談は、多くが「子育てに関する様々な母親からの相談」である。人間関係の希薄な都会の中で子育てへの孤独や不安を抱えた人からの相談も多く受けており、身近な地域で相談しにくい人の受け皿にもなっている。

・電話相談室の体制

常勤職員 2 名 非常勤電話相談員 14 名によるローテーション勤務

(P 68 子供の権利擁護専門相談事業内の子供の権利擁護電話相談員 3 名を含む。)

- ◇相談電話番号 03 (3366) 4152
- ◇聴覚言語障害者用相談 F A X 03 (3366) 6036
- ◇相談日 毎日 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- ◇相談時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 9 時
土・日・祝日 午前 9 時～午後 5 時

① 相談者別受理状況

母親からの相談が最も多く 87.4% を占めている。これは母親に育児の負担が集中していることが一因と考えられる。全体の相談件数は概ね横ばい状態であったが、令和元年度以降は減少している。

表 9 4152 電話相談・相談者別受理状況

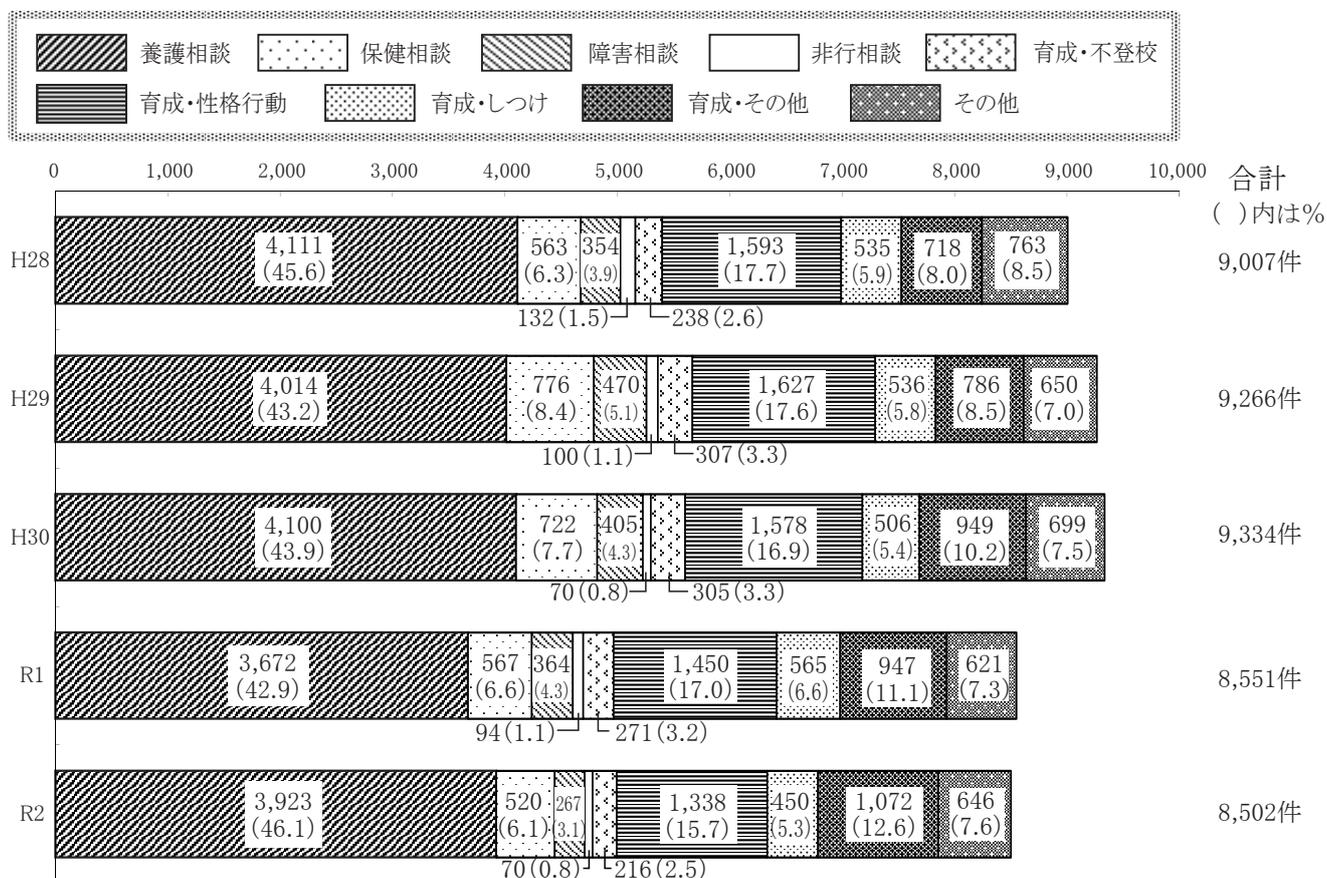
(件、() 内は%)

	合計	母	父	本人	祖母	祖父	親戚	近隣知人	学校	その他
平成 28 年度	9,007 (100)	7,876 (87.4)	329 (3.7)	278 (3.1)	167 (1.9)	8 (0.1)	39 (0.4)	158 (1.8)	24 (0.3)	128 (1.4)
29 年度	9,266 (100)	8,307 (89.7)	296 (3.2)	235 (2.5)	116 (1.3)	13 (0.1)	40 (0.4)	128 (1.4)	23 (0.2)	108 (1.2)
30 年度	9,334 (100)	8,328 (89.2)	322 (3.4)	244 (2.6)	144 (1.5)	16 (0.2)	37 (0.4)	119 (1.3)	14 (0.2)	110 (1.2)
令和元年度	8,551 (100)	7,507 (87.8)	339 (4.0)	307 (3.6)	111 (1.3)	11 (0.1)	22 (0.3)	123 (1.4)	19 (0.2)	112 (1.3)
2 年度	8,502 (100)	7,432 (87.4)	323 (3.8)	277 (3.3)	112 (1.3)	11 (0.1)	34 (0.4)	101 (1.2)	43 (0.5)	169 (2.0)

② 相談内容別受理件数

相談内容は、「養護相談」に関する相談が最も多く、次いで「育成・性格行動」、「育成・その他」が多い傾向にある。

図 10 4152 電話相談・相談内容別受理状況



③ 相談対応状況

助言で終了する相談が 83.4% を占めている。必要に応じて、助言に加え管轄児童相談所や他の専門機関を紹介している。

表 10 4152 電話相談・相談対応状況
(件、() 内は%) 《Ⅲ 統計資料 P124》

	計	助言	助言紹介	他機関紹介	総相談室電話携	その他
令和2年度	8,502 (100.0)	7,092 (83.4)	1,174 (13.8)	143 (1.7)	5 (0.1)	88 (1.0)

④ 相談所要時間

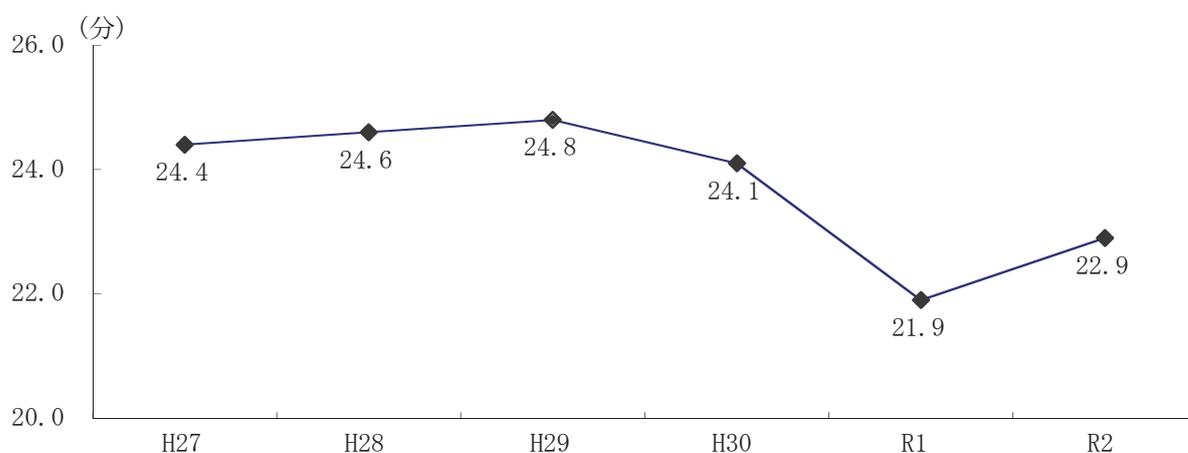
令和元年度の全体平均は 22.9 分であるが、相談内容により平均所要時間は異なり、障害相談や育成相談（不登校）などでは相談時間が長くなる傾向がみられる。

表 1 1 4 1 5 2 電話相談・平均相談所要時間（令和 2 年度）

(分)

	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	全体 平均
					不登校	性格 行動	育児・ しつけ	その他		
平均 所要 時間	25.4	13.8	28.0	26.0	26.5	23.8	20.6	23.8	10.1	22.9

図 1 1 4 1 5 2 電話相談・平均相談所要時間の推移

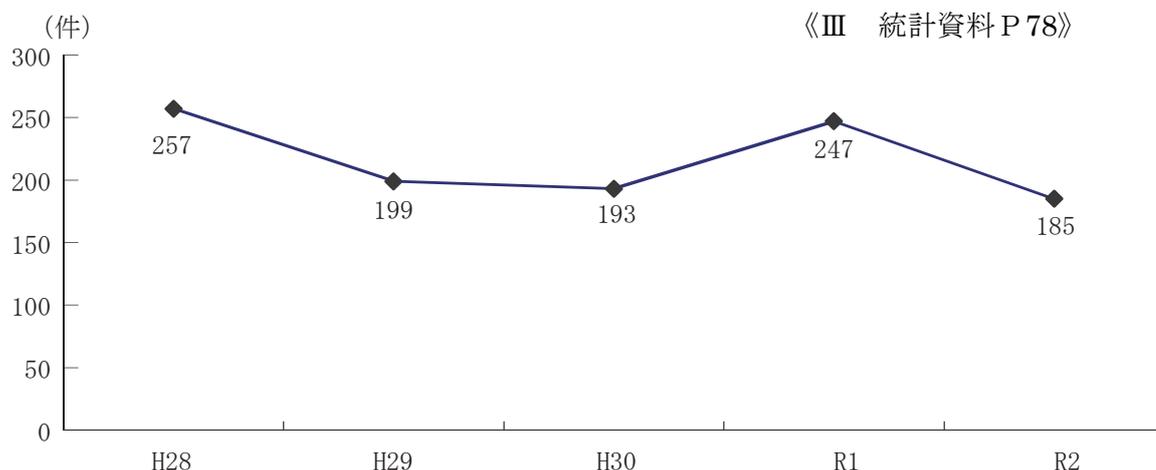


⑤ 虐待の相談

4 1 5 2 電話相談では、「虐待してしまいそう」「イライラして、つい子供を叩いてしまう」という親からの相談や、虐待に発展しそうな悩みを抱えた相談も受けることがある。

相談にあたっては、相談者の気持ちを十分に受け止め、再度の相談を勧めたり、地域の子供家庭支援センターなどの身近な相談機関の紹介等を行ったりして、「電話でなら相談できる」という相談者のファーストコンタクト先としての役割を果たし、虐待防止に努めている。

図 1 2 4 1 5 2 電話相談（虐待相談）の推移



《Ⅲ 統計資料 P 78》

2 調査、診断、一時保護状況

(1) 児童福祉司の活動状況（社会診断）

児童福祉司は、担当区域内の児童、保護者からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、また児童、保護者、関係者等に必要な指導を行っている。

児童福祉司の活動状況は次表のように援助困難児童の増加に伴い、継続ケースの対応が増加している。

表 1 2 新規受付相談調査活動状況

	児童福祉司 定数 (12月1日現在) (人)	相談受理件数 (件)		調査・指導回数 (上段：回、下段：%)				
			児童福祉司 1人当たり	訪問回数	所内面接	その他	合計	平均回数 (相談1件当たり)
平成 28年度	227	26,933	118.6	91,985 (27.1%)	74,463 (22.0%)	172,780 (50.9%)	339,228 (100.0%)	12.6
29年度	250	28,213	112.9	111,166 (25.3%)	83,612 (19.1%)	243,569 (55.6%)	438,347 (100.0%)	15.5
30年度	286	32,178	112.5	143,535 (24.8%)	116,982 (20.2%)	318,442 (55.0%)	578,959 (100.0%)	18.0
令和 元年度	315	36,190	114.9	154,174 (24.7%)	115,288 (18.4%)	355,277 (56.9%)	624,739 (100.0%)	17.3
2年度	350	34,450	98.4	161,117 (22.3%)	160,658 (22.3%)	399,922 (55.4%)	721,697 (100.0%)	20.9

(注) 4152 電話相談を除く

表 1 3 継続を要する児童等の調査活動状況

(件、() 内は%)

	継 続 指 導	児 指 童 福 祉 司 等 の 導	児 童 福 祉 施 設	指 定 療 養 機 関 支 援	里 親 委 託	合 計	措 置 解 除 後 再 掲 げ の ケ ス
平成 28年度	34,702 (18.0%)	13,138 (6.8%)	122,724 (63.6%)	64 (0.0%)	22,303 (11.6%)	192,931 (100.0%)	3,787 (2.0%)
29年度	36,091 (15.5%)	14,680 (6.3%)	151,554 (65.4%)	139 (0.1%)	29,361 (12.7%)	231,825 (100.0%)	5,361 (2.3%)
30年度	38,734 (19.9%)	14,539 (7.4%)	148,712 (63.6%)	221 (0.0%)	30,404 (9.1%)	232,610 (100.0%)	6,243 (2.7%)
令和 元年度	38,861 (13.8%)	43,529 (15.5%)	162,848 (58.0%)	158 (0.1%)	35,483 (12.6%)	280,879 (100.0%)	6,744 (2.4%)
2年度	35,493 (9.1%)	111,653 (28.6%)	199,582 (51.2%)	141 (0.0%)	43,270 (11.1%)	390,139 (100.0%)	7,618 (2.0%)

(2) 心理診断・指導状況

心理診断は、児童・保護者との面談、行動観察、各種の心理検査等により心理学的見地から診断と予後の予測、援助内容や方針を立てるために行われる。また、被虐待児童及びその保護者へのカウンセリング、不登校児・引きこもり児童等への継続指導等が行われている。

なお、愛の手帳の相談件数は表 1 4 のとおりであり、令和 2 年度は 2,832 件の発行である。

図 1 3 相談別心理診断状況（新規診断）

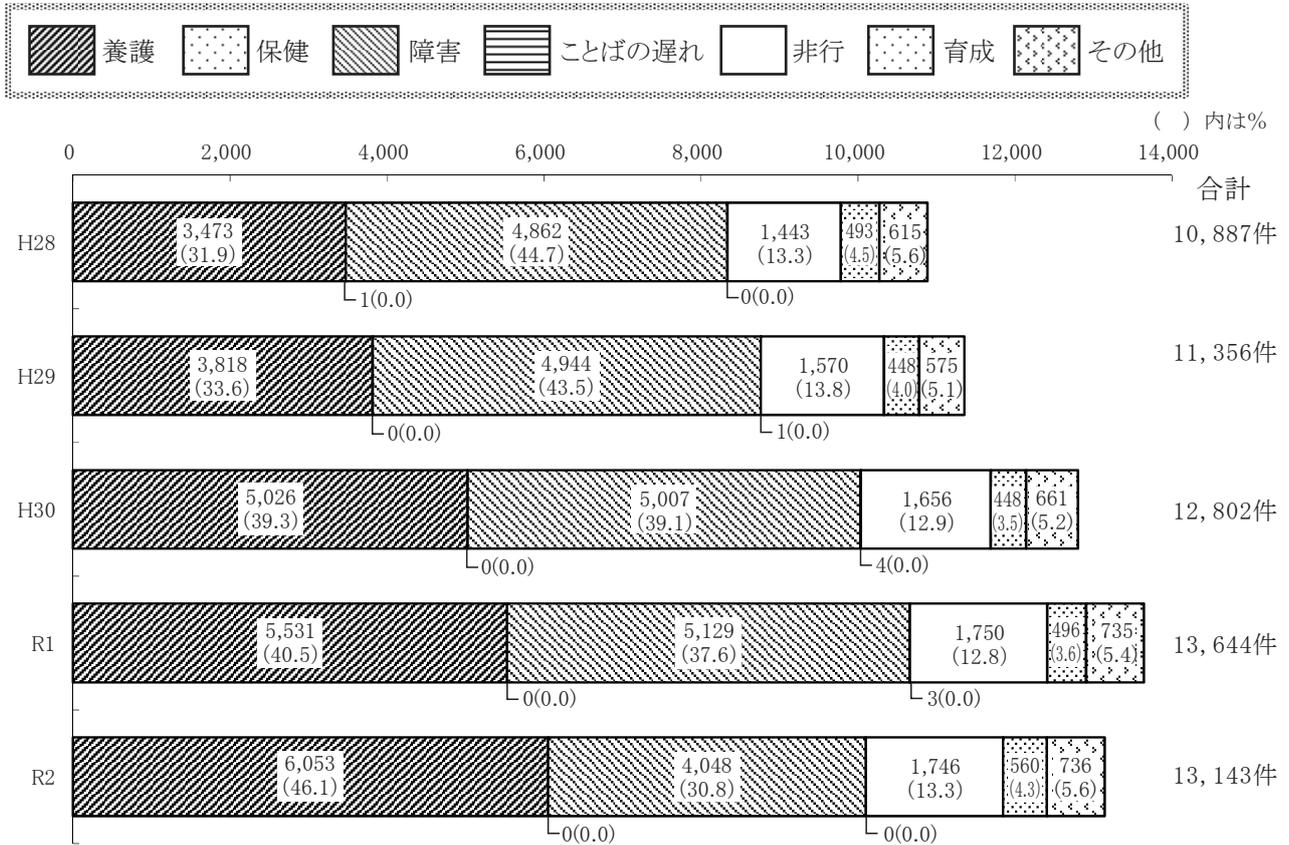


表 1 4 愛の手帳発行件数（令和 2 年度）

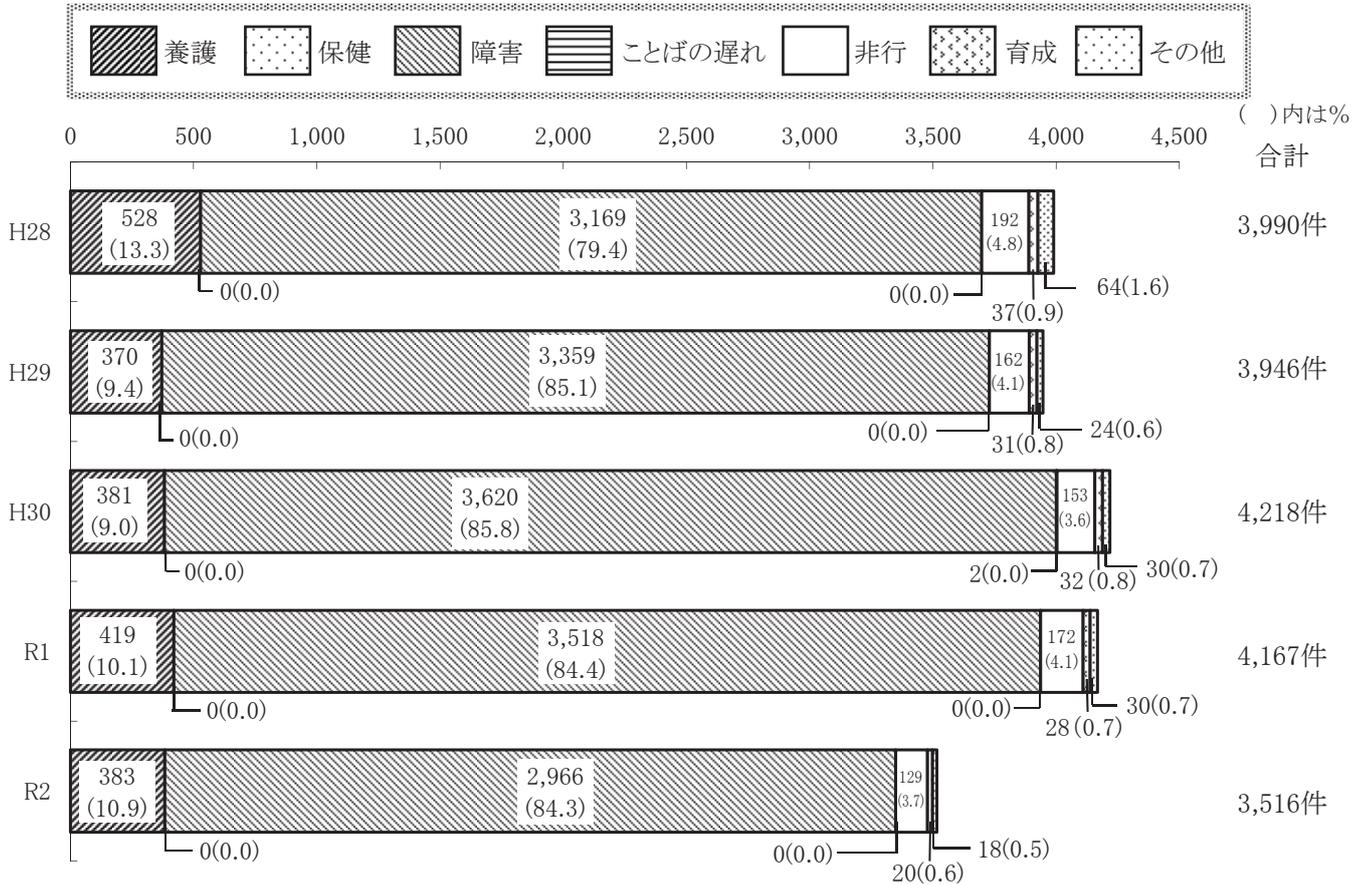
	件数
児童相談センター	491
江東児童相談所	195
品川児童相談所	266
杉並児童相談所	227
北児童相談所	266
立川児童相談所	230
小平児童相談所	378
八王子児童相談所	326
足立児童相談所	338
多摩児童相談所	115
計	2,832

(3) 医学診断状況

令和2年度に医学診断を行ったケース数は、3,516件であり、障害相談に関する診断が2,966件（84.3%）と最も多かった。

医学検査としては、脳波、心電図の電気生理学的な検査、尿・血液等の一般検査、施設入所児童のための検便、血液検査、諸機能検査等がある。

図14 医学診断状況



(4) 一時保護状況

近年急増する一時保護需要に対応するため、東京都は以下のとおり保護所の新設及び拡張に取り組んでいる。

平成 25 年 2 月 児童相談センターを移転し、一時保護所を拡張

平成 25 年 5 月 江東児童相談所に一時保護所を新設

平成 27 年 4 月 立川一時保護所を拡張

平成 27 年 12 月 立川一時保護所（本所）を再開 ※令和 2 年度末で閉所

令和元年 5 月 八王子一時保護所を拡張

令和元年 7 月 足立一時保護所を拡張

令和 3 年 6 月 児童相談センター一時保護所の拡張及び新宿一時保護所を新設

以上の取組みにより、令和 3 年 7 月 1 日時点の都の一時保護所は 8 箇所（5 児童相談所所管）、定員 250 名となった。

図 1 5 は、年間総保護日数（保護児童の在所延日数の総数）と平均保護日数（退所した児童の平均保護日数）の推移を示したものである。総保護人員は平成 23 年度からの 10 年間で約 45% 増加し、平均保護日数は 40 日を超え、令和 2 年度も 42.6 日と長期化の傾向が続いている。

図 1 5 一時保護所・年間総保護人員と平均保護日数の推移

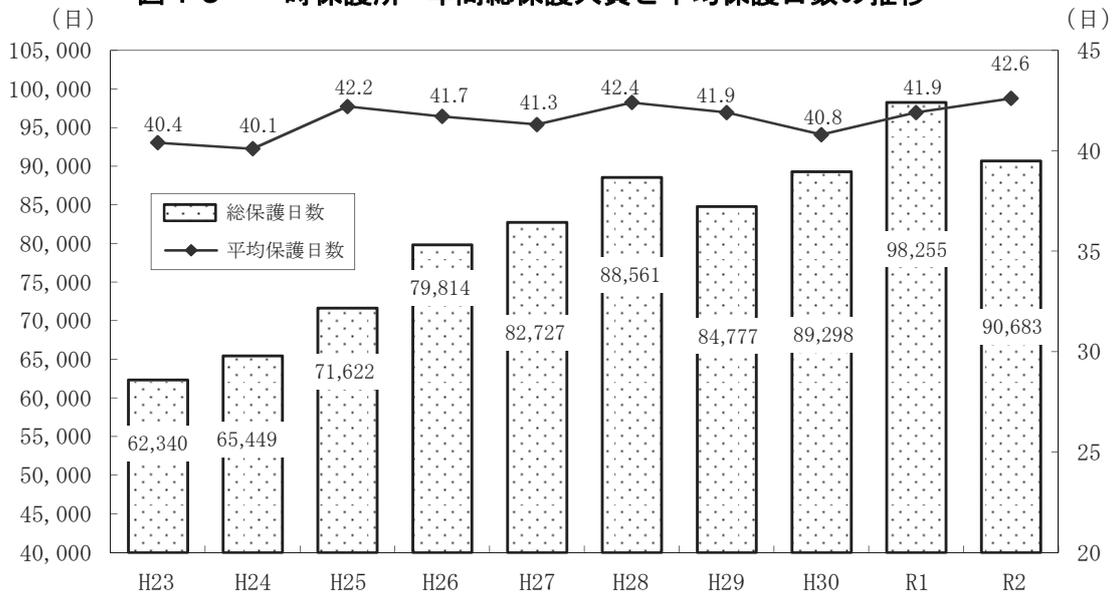
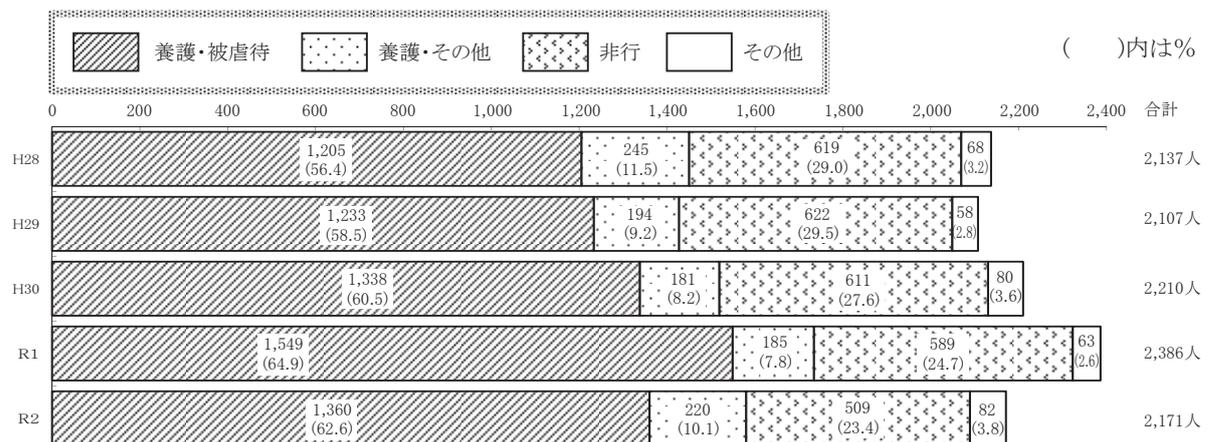


図 1 6 は一時保護所に新規に入所した児童の相談内容別の推移を示しているが、被虐待による相談の割合が年々増加し、令和 2 年度には 62.6% と前年に引き続き 60% を超えた。

図 1 6 一時保護所・新規入所状況（年度別・相談別）

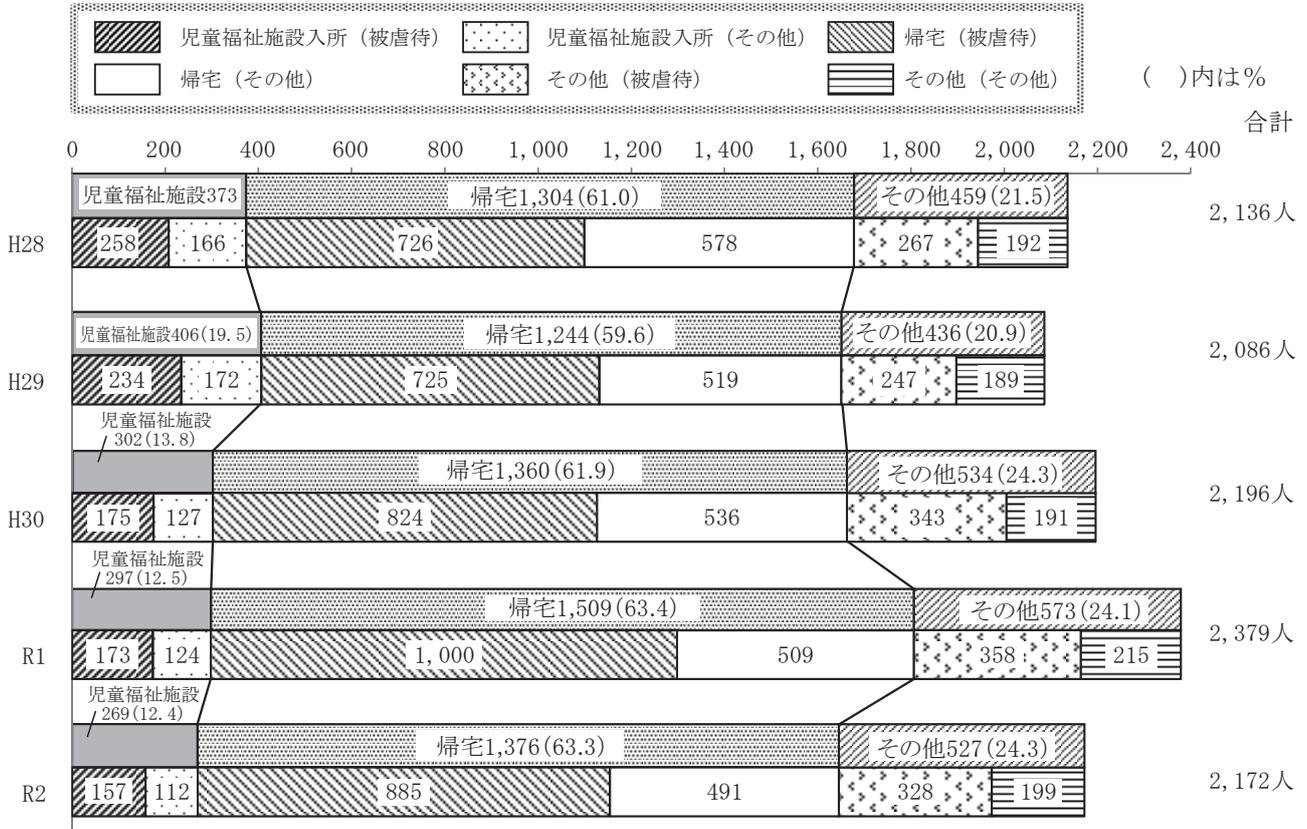


(注) 治療指導課での一時保護件数を含む

一時保護所児童の退所先（図17）を見ると、令和2年度の退所者数（退所先別）2,172人のうち、児童福祉施設が269人（12.4%）、帰宅が1,376人（63.3%）、その他が527人（24.3%）となっている。そのうち被虐待児童の退所数（1,370人）を見ると、児童福祉施設が157人、帰宅が885人、その他が328人となっている。

《Ⅲ 統計資料P112～113》

図17 一時保護所・退所状況（年度別・相談別）



一時保護児童の増加と保護日数の長期化に対応するため、①非常勤心理職員の配置（平成13年10月から）②学習指導員の配置（平成16年4月から）③一時保護対応夜間協力員の新規配置（平成22年4月から）④ボランティア（学習・行事）を導入し、生活の充実を図っている。

図18は警察からの身柄通告・送致による保護の割合の推移（身柄送致は、少年法改正により平成19年11月から実施）だが、令和2年度は69.1%となっている。

図19はその相談内容の内訳だが、非行と被虐待を合わせた割合は90%を超えている。

なお、令和2年度の身柄送致件数は0件である。

図18 新規入所における身柄通告及び身柄送致の割合

（保護所間の移送を含む）

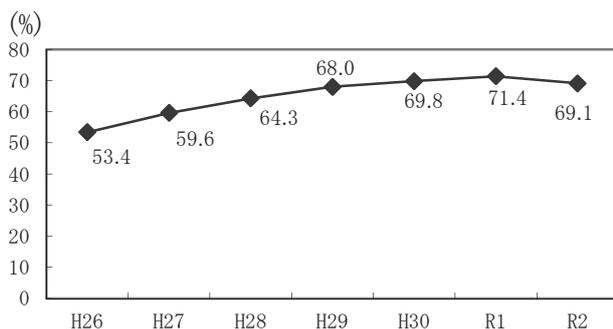
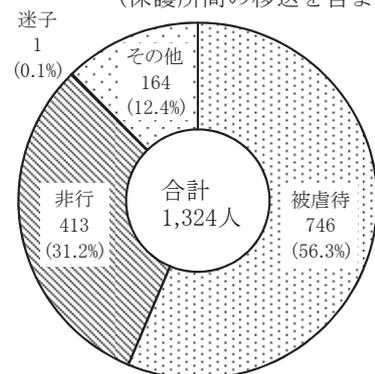


図19 身柄通告及び身柄送致による保護の相談別内訳（P113 ⑤）

（保護所間の移送を含まない）



*保護所間の移送を含む数は、1,526件

(5) 一時保護委託

子供の一時保護は、児童相談所の一時保護所において行うほか、子供の状況によって、適切な場所に一時保護を委託できる。

子供の主な委託先としては、児童福祉施設・乳児院・里親・障害児施設・病院等である。

一方、一時保護需要に対応して、一時保護委託も増加傾向にある。平成28年度は851名であったが、令和2年度は1,141名であった。

3 治療指導の状況

(1) 治療指導

《Ⅲ 統計資料 P116～117》

① 目的

(7) 不登校をはじめとする情緒障害児童等への援助

虐待による心の傷（PTSD・解離症状、愛着障害など）、緘黙、不登校、家庭内暴力、乱暴、低年齢の非行など、情緒的問題や行動上の問題で不適応にある児童とその保護者に対して、医療・心理療法・生活療法・生活指導・学習指導・家族療法など、多領域のスタッフが一体となり、集中的にかかわることで状態の改善を目指す。

表15 情緒障害児等の宿泊治療指導等実績

			平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	
情緒障害 児等	実人数		125	80	86	69	45	
		主訴	不登校	43	13	23	14	3
			性行	82	67	63	55	42
			その他	0	0	0	0	0

(4) 児童養護施設・養育家庭の支援

児童養護施設や養育家庭に措置している児童で、施設や学校等で不適応にある児童に対して、宿泊での多面的なアセスメントを行い、その後の処遇を支援する。

表16 施設不適応短期宿泊等実績

			平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	
施設 不適応	実人数		77	67	51	58	43	
		対象者	幼児	0	0	0	1	1
			小学生	53	45	35	33	33
			中学生	24	22	16	24	9
		主訴	不登校	3	1	2	0	1
			性行	74	66	49	58	42

② 指導内容・方法

治療指導は、子供のニーズにあわせて、宿泊や通所を柔軟に組合せて行う。宿泊は12週、通所は半年を目安とし集中的な取り組みを実施する。

(2) 被虐待児童の一時保護（平成 9 年度より実施）

虐待を受けた学齢児童で、情緒面での専門的援助が必要な場合、治療指導課で一時保護を行う。平成 16 年度からは、家庭引取りを予定している一時保護児童に対する家族のアセスメントや支援、養育家庭委託措置を予定している児童へ交流の段階からの支援を行っている。

表 17 被虐待児童等の一時保護実績

		平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
一時保護	実人数	73	68	68	99	54
	在宅	16	45	46	48	21
	児童養護施設	24	6	10	24	16
	養育家庭	7	2	2	2	1
	児童自立支援施設	2	0	0	2	2
	その他	15	10	2	11	7
	次年度継続	9	5	8	12	7

(3) 家族再統合のための援助事業（平成 14 年度より実施）

各児童相談所からの依頼を受け、「被虐待により分離中の子供と一緒に暮らす予定の家族」「被虐待により分離後家庭復帰した子供とその家族」を対象に、以下のグループ心理療法を実施。常勤の職員と外部スタッフ（精神科医、心理、グループ指導員）が協働してグループを運営する。尚、④⑤については、被虐待が主訴のケースのみでなく、関係形成の難しい親子（養育家庭を含む）や、発達障害等の問題があり、虐待のリスクがある家庭についても対象とする。

① 家族合同グループ心理療法（Family Joint Group therapy）「おたまじゃくし」

幼児・小学生の子供とその家族を対象とし、親グループではペアレントトレーニングを取り入れながら子供の接し方を学び、子供グループではセカンドステップ等の心理教育を取り入れた学びと造形や遊びなどを行う。また、施設入所ケースを主体とするグループでは、親子で楽しく活動する時間も取り入れている。月 2 回土曜日に実施し、約 6 か月を 1 クールとしている。

○おたまじゃくし第 33 クール

・午後グループ（令和 2 年 9 月 26 日から令和 3 年 2 月 27 日までの第 2・4 土曜日。全 10 回。）

対象者：施設入所ケース（親子）

利用家族：5 家族（感染症対策のため、通常 8 家族のところ 5 家族で開始した）

1 回あたり平均利用家族数：2.3 家族

1 回あたり平均利用人数：4.6 人

② 親グループカウンセリング「いいな」「多摩いいな」「やっほー」

虐待認知が不十分で混乱し、否定的感情が強い段階の親が利用できる親回復支援プログラムである。親としての役割の違いやジェンダーの特徴を見据えると、母親と父親とは別々の支援が必要と考え、「母親グループ」と「父親グループ」に分けて実施している。

○実施日

・母親グループカウンセリング「いいな」 第 1・3 金曜日の午後

・母親グループカウンセリング「多摩いいな」 第 1 月曜日の午後

・父親グループカウンセリング「やっほー」 第 2・4 土曜日の午前

○実績

- ・母親グループカウンセリング「いいな」：
利用家族 22 家族（新規 3 家族、終了 2 家族） 実施回数：22 回
延べ利用人数 46 人（1 回あたり平均利用人数：2.1 人）
- ・母親グループカウンセリング「多摩いいな」：
利用家族 13 家族（新規 5 家族、終了 1 家族） 実施回数：9 回
延べ利用人数 20 人（1 回あたり平均利用人数：2.2 人）
- ・父親グループカウンセリング「やっほー」：
利用家族：18 家族（新規 3 家族、終了 0 家族） 実施回数：19 回
延べ利用人数 37 人（1 回あたり平均利用人数：1.9 人）

③ 幼児通所グループ「てんとうむし」

親からの虐待を受けて施設入所している幼児が、健全な現養育者との愛着関係を促進することで、大人への信頼感や安心感を深めると共に、現養育者が子供をより理解して適切な関わりができること、日常生活に応用していくことを目的としている。9 回を 1 クールとして実施している。対象は、児童養護施設に入所中の幼児（4 歳児と 5 歳児）と施設職員。

○前期グループ（令和 2 年 7 月 1 日から 8 月 5 日までの水曜日。全 3 回。緊急事態制限を受け、規模を縮小し「みつばち」グループとして短縮して実施。）

利用施設数及び利用者数：施設入所 2 ケース、4 人

1 回あたり平均利用人数：3.3 人

○後期グループ（令和 2 年 11 月 4 日から令和 3 年 2 月 24 日までの月 2 回の水曜日。全 9 回。）

利用施設数及び利用者数：施設入所 4 ケース、8 人

1 回あたり平均利用人数：8.0 人

④ CARE グループ

CARE は、子供と大人の絆を深めるプログラムで PCIT（親子相互交流療法）の簡易版として実施している。養育者が、子供との関係を良好にするためのスキルを講義とロールプレイを通じて学ぶ。3 回を 1 クールとして、土曜日に実施している。

（令和 2 年度は感染症対策のため、募集人数を 6 人に絞って実施した。）

○第 1 回 CARE グループ（令和 2 年 6 月 13 日から 7 月 11 日まで 3 回）

利用家族：6 人（在宅ケース 1 人・施設入所中ケース 5 人）

1 回あたり平均利用人数：4.0 人

○第 2 回 CARE グループ（令和 2 年 10 月 24 日から 11 月 28 日まで 3 回）

利用家族：6 人（在宅ケース 4 人・施設入所ケース 2 人）

1 回あたり平均利用人数：5.0 人

○第 3 回 CARE グループ（令和 3 年 1 月 23 日から 2 月 27 日まで 3 回）

利用保護者：6 人（在宅ケース 5 人・施設入所ケース 1 人）

1 回あたり平均利用人数：4.0 人

⑤ ペアレントトレーニンググループ

発達障害等の特徴のある子供への関わり方を知り、日常の具体的な場面で使えるペアレントトレーニングのスキルを学ぶプログラムであり、全 8 回で完了するコースを（8 月に実施する親子通所の回を含む）実施している。

○実績（緊急事態宣言と感染症対策により規模を縮小して実施した。）

令和 2 年 6 月 10 日から 10 月 7 日までの第 2・4 水曜日。全 7 回。

利用家族：3 家族（在宅ケース 2 家族・養育家庭委託ケース 1 家族）

1 回あたり平均利用家族数：3.0 家族

1 回あたり平均利用人数：3.0 人

(4) 関係機関支援事業

近年、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等には虐待を受けた子供をはじめさまざまな情緒の問題を抱え、支援の難しい子供の入所が増えており、施設職員をどのように支えるかは大きな課題である。関係機関に対する支援として、心理職員や医師が各施設職員、児相職員、子ども家庭支援センター職員を対象に、現場で役立つスキルの向上や知識を深めるための研修、ケース検討等を実施する他、外部講師による講演会等を企画運営する。また、治療指導課のノウハウを生かした体験的研修も実施し、関係機関職員の援助スキルの向上を図ることも目的としている。

○ 関係機関支援事業実施状況

表 18-1 実施回数（令和2年度）

実施延回数	18回
支援施設・機関数	18施設

表 18-2 支援形態別延支援回数（令和2年度）

支援形態	実施回数
① 心理職研修会	0回
② 施設職員研修会	0回
③ 治療指導課（ぱお）体験研修	10回（受講者10人）
④ 子供家庭支援センター職員研修	0回
⑤ 臨床セミナー	1回
⑥ 特別臨床セミナー	0回
⑦ CARE（巡回研修）	0回
⑧ 家族再統合シンポジウム	0回
⑨ 児童相談所職員研修	7回
合計	18回

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染予防対策、緊急事態宣言等により、集合形式での研修の実施が困難であり、一部のみの実施となった。

4 里親制度

子供の養育については、家庭における養育が最優先されるが、親の虐待や病気等の理由により、親元で暮らすことのできない子供が都内には約4,000人いる。こうした子供を家庭に代わって公的に養育する仕組みを「社会的養護」といい、「里親制度」もその1つである。

東京都の「里親制度」では、養子縁組を目的としないで児童を養育する「養育家庭（愛称「ほっとファミリー）」、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、被虐待児や知的障害児等のうち一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門性を備えた「専門養育家庭」、一定の要件を満たす児童の扶養義務者及びその配偶者である親族による「親族里親」の4種類の制度を設けている。

(1) 養育家庭制度

養子縁組を目的とせず、一定期間児童を養育する制度。身近な地域で短期間の養育というニーズに応じて養育する「養育家庭（短期条件付）」や扶養義務者ではない親族による「養育家庭（親族）」も含め、「養育家庭」を一つの形態として、都では昭和48年度から制度化している。

平成16年度からは各児童相談所に「養育家庭専門員」を配属し、養育家庭担当児童福祉司と共に地域内の養育家庭からの相談、家庭状況把握、養育家庭同士の相互交流を実施するなど地域の養育家庭支援体制を強化した。

表 1 9 養育家庭登録・委託状況（令和 2 年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養育家庭	652	341	405

(2) 専門養育家庭

障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度

表 2 0 専門養育家庭登録・委託状況（令和 2 年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
専門養育家庭	15	5	5

(3) 養子縁組里親

養子縁組を目的として養育する制度

表 2 1 養子縁組里親登録・委託状況（令和 2 年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養子縁組里親	383	62	61

(4) 親族里親

保護者が行方不明等の状態にあり、児童の扶養義務者等である親族が養育する制度

表 2 2 親族里親登録・委託状況（令和 2 年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
親族里親	13	13	16

(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

第二種社会福祉事業として、養育者の住居において 5～6 人の児童を養育する制度

表 2 3 ファミリーホーム設置状況（令和 2 年度末現在）（所、人）

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	31	132

(6) 里親の支援体制

平成 3 0 年 1 月に、下表のとおり里親も里子を支援するチームの一員であるということを改めて確認するとともに、関係機関の役割の見直しを行った。各関係機関の役割は以下のとおりである。

<児童相談所>

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、児童の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行う。

養育家庭の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域の里親支援や里親制度の推進に努めている。

<福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当>

里親制度推進のための総合調整・普及啓発、里親開拓に関する企画立案、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出などを行っている。また、平成 24 年度からは旧児童相談センター里親担当と組織統合し、新規家庭調査、養育家庭・専門養育家庭と児童の組合せ・交流に関する調整、里親制度の運用についても一体的に行っている。

<NPO 法人 東京養育家庭の会>

東京都の養育家庭とその関係者で運営する NPO 法人である。東京都では、里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っている。

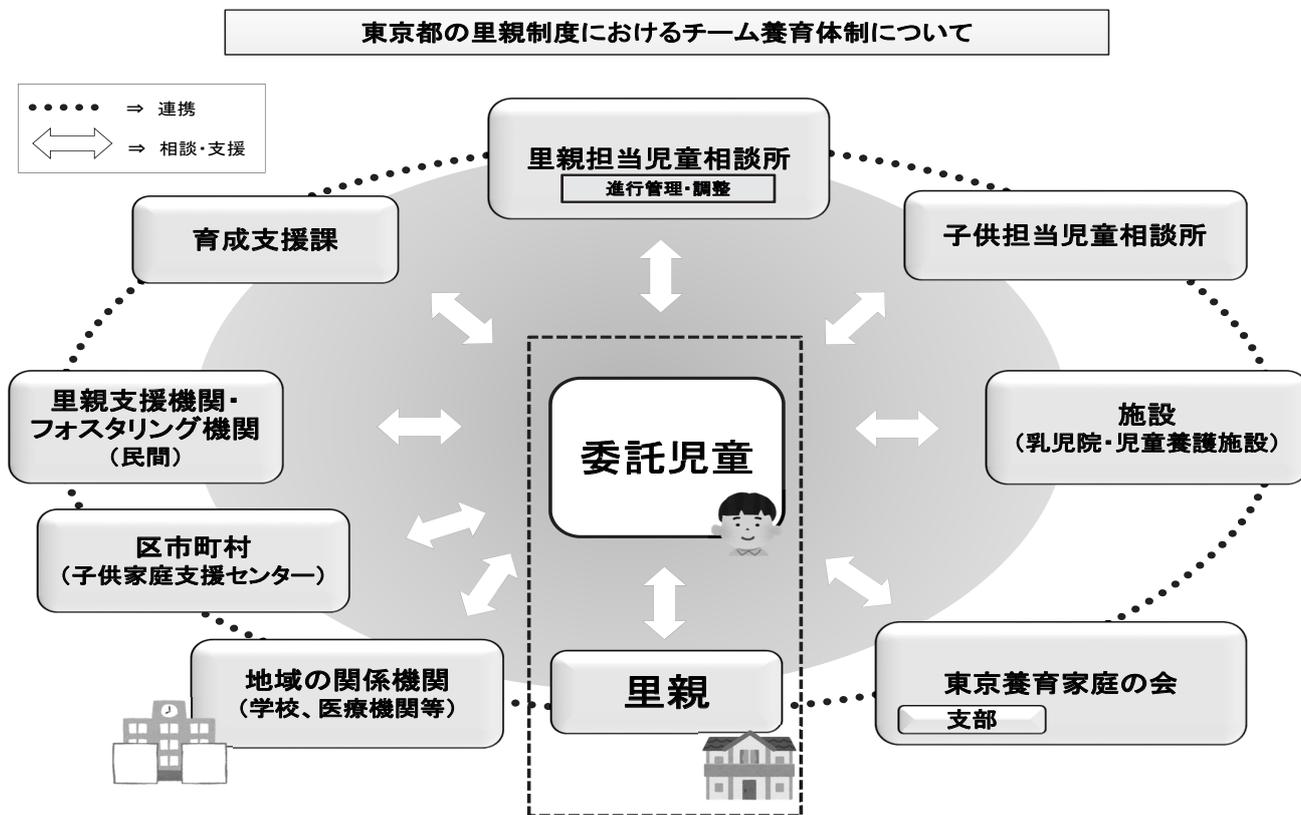
<里親支援機関事業・フォスタリング機関>

民間団体が持つノウハウを活かして里親への子供の委託を一層推進するため、東京都が事業委託した社会福祉法人等が、里親サロンの実施、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、委託児童や措置解除後の児童の自立支援、未委託家庭の訪問支援等を行っている。

<里親支援専門相談員>

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を設置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っている。

図20 東京都における養育家庭支援体制



5 その他の状況

(1) フレンドホーム

児童養護施設又は乳児院に入所している児童を夏休み・冬休み、土曜・日曜・祝日等学校が休みの期間中に数日間、一般家庭で受け入れ児童の生活体験を豊かにするための制度として、実施している。

(2) 児童自立生活援助事業

義務教育を終了した児童等で、自立のための援助及び生活指導が必要な児童を対象に、自立援助ホームにおいて、就職先の開拓や仕事・日常生活上の相談援助を行うことにより、社会的自立を図ることを目的とした事業である。

令和2年度の児童相談所を通じた自立援助ホームの利用実績は、延べ63人である。

表25 自立援助ホーム経路別児童入所状況 (令和2年度) (人)

	合計	施設	福祉事務所/子供家庭支援センター	本人	その他
男	31	2	0	11	18
女	32	0	0	12	20
計	63	2	0	23	38

(3) 継続（通所）指導の実施状況

継続指導は、学校、家庭などで不応状態（例えば、友達ができない、落ち着きがない、集団行動がとれない、不登校（園）、習癖、非行等）を示している児童及び保護者に、継続的に一定期間関わり、問題解決のために援助を行うものである。

指導形態には個別指導とグループ指導があり、場合によっては並行して行う。一般的には、個別的な関わりの中で職員との信頼関係を築いて、安心して自分を表現できるようになってから、グループ指導につなげている。継続指導は、児童のかかえる課題や状況によって、児童心理司、児童福祉司、医師、メンタルフレンド等が担当している。

個別指導は、週1回から月1回程度、プレイセラピー、カウンセリング、箱庭療法、スポーツ、造形や手芸、音楽、レクリエーション等を通じて心理的指導を行い、自分らしさを発揮できる場を提供するようにしている。期間は3か月位から2～3年にわたっている。

グループ療法では、スポーツ、造形、料理、レクリエーション、作業、音楽等を通じ、心理的指導及びグループカウンセリングを行っている。また、デイキャンプ等も行っている。

(4) メンタルフレンドの活動

《Ⅲ 統計資料P128》

メンタルフレンド派遣事業は、不登校や引きこもり等さまざまな社会的不応を示し、家に閉じこもりがちな児童に、お兄さん又はお姉さんの世代にあたるボランティア（18歳以上30歳未満）を「メンタルフレンド」として派遣する。そして児童との話しや遊び、スポーツ、料理・菓子作り、工作、手芸等をとおして、児童の自主性や社会性を高めるための援助を行う。東京都ではこの事業を平成3年度から実施している。

児童相談センターで募集・研修・登録を行い、各児童相談所が援助方針会議で派遣決定を行い、心理担当者の指導・援助の下に活動している。

募集は年1回、登録に当たっては研修を受ける必要がある。登録資格は1年間有効で更新も可能である。

また、登録者の交流等を目的とした事例研究会を毎年開催している。（令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）

表26 メンタルフレンド派遣事業の実績（令和2年度）

	活動状況	派遣実人数	対象児童								主な活動状況								計			
			性別		計	年齢別					計	話し相手	学習指導	スポーツ・公園	ゲーム	菓子作り	料理等	手芸等		外出	行事	その他
			男児	女児		小学		中学	その他 高校													
						低	高															
平成28年度	608	42	40	18	58	9	7	23	19	58	18	4	5	16	5	4	1	2	4	59		
29年度	522	40	29	22	51	8	17	18	8	51	20	2	4	18	6	9	0	4	3	66		
30年度	371	32	27	15	42	4	12	16	10	42	19	0	8	6	2	4	0	3	0	42		
令和元年度	368	35	27	15	42	1	6	20	15	42	13	1	4	13	5	5	0	0	2	43		
2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35		

(5) 児童福祉専門員の活動

児童福祉の専門分野に関する学識経験者（大学教授、医師等）や、児童福祉に関する専門知識を有する法律専門家（行政書士）等で構成されており、主に次の活動を行っている。

- ① 相談ケースの分析及び研究
- ② 都民に対する啓発活動として、地域公開講座（各児童相談所主催）での講演
- ③ 各児童相談所における困難ケースへの助言及びケースカンファレンス等への出席
- ④ 児童相談所職員の研修への講師派遣

表 27-1 児童福祉専門員（令和2年度）

氏名	専門分野	現職	氏名	専門分野	現職
岩田 淳子	臨床心理学	成蹊大学教授	菱川 愛	社会福祉援助技術	東海大学教授
片倉 昭子	臨床心理学 児童福祉学	(社福) 子どもの虐待防止センター理事	松原 康雄	児童福祉学	明治学院大学教授
加茂 登志子	女性精神学・ PCIT心理療法	若松町こころとひふのクリニック PCIT研修センター長	山本 恒雄	臨床心理学 児童福祉学	(社福) 恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研究員
黒川 起志夫	外国籍児童	行政書士	宮島 清	児童福祉学	日本社会事業大学専門職大学院教授
白川 美也子	児童精神医学	こころとからだ・光の花クリニック院長			

表 27-2 児童福祉専門員の活動状況（令和2年度）

項目	回数	内容等
ケースカンファレンス	8回	・ 電話相談対応に係るスーパーバイズ (岩田専門員)
困難ケースの助言指導	23回	・ 性的被害についての事実確認面接の助言指導 (菱川専門員)
		・ TF-CBT等のケース助言 (白川専門員)
		・ PCIT等のケース助言 (加茂専門員)
その他助言指導	1回	・ 性的被害の困難事例について (山本専門員)

6 人材育成等

(1) 研修

児童相談所の業務が年々増加、複雑・多様化する中で、人材育成は児童相談所の最重要課題となっており、職員の資質向上が求められている。

このため、職員研修については、東京都児童福祉審議会提言を参考に研修体系の再構築、演習型研修の一層の充実、外部講師の更なる活用等、研修内容の充実を図ってきた。また、「児童相談所研修ワーキンググループ」を設置し、時勢や職員のニーズに合った研修テーマの設定を検討してきたところである。

平成28年度には、児童相談所職員全体の計画的・一体的な人材育成に取り組むため、従来のワーキンググループに代えてプロジェクトチームを立ち上げて、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所福祉職の経験年数別到達目標とそのために習得すべきポイント及び研修内容を検討し、抜本的な見直しと再構築を行った。

令和2年度はその考え方を引継ぎ、令和元年度の実施状況を踏まえて令和2年度研修計画を策定し、下記のとおり研修を実施した。

表 2 8 年間研修状況（令和 2 年度）

研修名	項目	内容	実施時期	講義数
新任研修	・新規児童相談所配属全職員研修（悉皆）（プレ研修）	児童相談所の基礎知識、個人情報管理 子どもの権利 等	通年	6
	・新任児童相談所職員研修	児童相談所の役割、児童福祉関連法、ソーシャルワークの基礎、児童虐待相談、児童相談所情報管理システム 等	通年	44
		施設実習（一時保護所、児童自立支援施設）	9～12月	実習
	・新任児童心理司研修（独自項目）	描画法、WISC-IVの実施法と解釈、CARE、事例演習 等	通年	12
		ばお（治療指導課）実習、施設実習（一時保護所、児童自立支援施設）	9～2月	実習
	・新任一時保護所職員研修（独自項目）	一時保護所の業務・記録の書き方、一時保護所の手引き	8月 11月	2
	・新任相談事務職員研修	統計事務、費用徴収 等	通年	6
専門研修	・所長研修	緊急対応・通年開所	4月	1
	・児童福祉司研修	・中上級研修（福祉司歴4年目以上） 動機づけ面接	10月	1
		・3年目研修 事例検討会、安全確認	1月 2月	2
		・2年目研修 メンタルヘルス、民法・家事手続法・戸籍法等の理解、事例検討	通年	3
	・児童心理司研修	・中上級（心理司歴4年目以上） 事例発表演習、TF-CBTケース助言、PCITケース助言、TF-CBT外部研修	通年	2 外部研修・ ケース助言 除く
		・3年目研修 事例演習、PCITワークショップ	通年	3
		・2年目研修 事例演習、メンタルヘルス、家族再統合実習、セカンドステップ外部研修	通年	3 実習・外部 研修除く
	・一時保護所職員（福祉職）研修	・全体研修 トラウマインフォームドケア、事例発表	10月 3月	2
		・課長代理研修（保護担当・指導担当） 子供の権利擁護	12月	1
		・中上級（保護所職員歴3年目以上） 困難児童への対応	1月	1
・2年目研修 児童の特性に関する専門知識、児童相談業務実習		1月	1 実習除く	
・特別研修	・被害確認面接実務フォローアップ研修 児童相談所における性的虐待対応に必要な被害確認面接の手法	11月 12月	1	
治療指導課	・臨床セミナー	ペアレントトレーニング指導者講習会	11月 12月	3
担当者企画	・電話相談室研修	公的機関における電話相談に求められる役割、事例検討	7月 10月	2
	・一時保護所心理職研修	一時保護所心理職員の業務	6月	1

※1 資料配布のみとした研修も含む。

※2 以下の講習会等については、新任研修に含まれる該当講座を受講することによって履修可能である。

- ・児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）
- ・児童福祉法第13条第9項の厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（児童福祉司任用後研修）
- ・児童福祉法施行規則第6条第7号から第11号まで及び第14号の厚生労働大臣が定める講習会（東京都児童相談業務研修）

(2) 児童福祉相談業務指導員・児童心理相談業務指導員の配置

児童相談所の人材育成機能の強化を図るため、平成 25 年度から児童福祉相談業務指導員、平成 28 年度から児童心理相談業務指導員を配置し、以下の業務を行っている。令和 2 年度は、児童福祉相談業務指導員を 11 名、児童心理相談業務指導員を 6 名（6 月まで 7 名）配置した。

- ① 児童福祉司・児童心理司をはじめ、子供家庭支援センターや保健所等、関係機関職員を対象に研修を実施している。
- ② 新任や経験年数の浅い児童福祉司・児童心理司を対象に、家庭訪問や関係者会議、心理診断等の実践場面において、同行・同席指導を行っている。
- ③ 児童福祉司・児童心理司からの業務上の質問を受け、技術的助言を行っている。
- ④ 研修の企画・資料作成を行っている。
- ⑤ 東京都児童相談所の職員の育成ニーズに合わせた巡回指導・サポートを行っている。

7 職員確保等

児童相談所職員の増員に伴う福祉職や心理職の採用に向けて、児童相談所の魅力や採用試験の情報等を発信するため、令和 3 年度から児童相談センター事業課にリクルートチームが設置された。

大学等で児童相談所出前講座を実施し、児童相談所を取り巻く状況や仕事内容、採用制度等について説明し児童相談所への就職意欲の向上を図る等、各種広報活動を実施している。

8 見学、実習

児童相談所業務の理解促進のため、児童相談所では実習や見学を各方面から受け入れている。

(1) 見学

検察庁や警視庁等他機関の職員など 7 件 52 人の見学を受け入れた。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、学生等の見学受入を見送り、関係機関の視察のみ受け入れた。

表 29 見学受入状況（令和 2 年度）

	見 学 者 内 訳	件数	人数
4月		0	0
5月		0	0
6月		0	0
7月	東京地方検察庁	1	4
8月		0	0
9月	東京都議会議員、警視庁	2	4
10月	厚生労働省、東京家庭裁判所調査官	3	31
11月	東京都議会議員、特別区議会議員	1	13
12月		0	0
1月		0	0
2月		0	0
3月		0	0
令和 2 年度計		7	52

(2) 実習

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等の相談援助実習及び警視庁少年警察関係実務研修の受入れを中止したが、新たに公認心理師養成に係る実習生の受け入れを開始した。なお、治療指導課、保護課においても独自に研修生、実習生を受け入れている。

表30 大学等実習受入状況（令和2年度）

回数	実習期間	実習大学等名	人数
第1回	9月1日	駒澤大学、帝京平成大学	15
令和2年度計			15

9 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ

児童相談所の事務事業に携わることによる派遣職員の能力向上や都と派遣団体との相互理解と協力をより深めるなど、児童福祉の向上に寄与することを目的として、区市町村等からの派遣職員を受け入れている。

令和元年度は児童相談センター及び各児童相談所で、都内区市、警視庁、国立武蔵野学院、東京地方検察庁及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団から派遣職員を受け入れ、派遣職員は、児童福祉司、児童心理司としての相談援助業務、一時保護所での支援業務及び措置事務等の業務に従事した。

10 子供の権利擁護専門相談事業

(1) 目的及び内容

いじめ、虐待、体罰など、児童の権利侵害が深刻な社会問題となっていることから平成10年10月（事業開始11月）児童相談センター内に、第三者的な役割を担う「子供の権利擁護委員会」を試行的に設置し、活動を行った。

平成16年度からは、子供の権利擁護専門相談事業として、子供の権利侵害に対する相談を本格的に事業として行っている。

なお、本事業の所管は福祉保健局少子社会対策部計画課で、事務局が児童相談センター事業課となっている。

(2) 構成員及び業務内容

- ・子供の権利擁護専門員 3名（弁護士、学識経験者等）

電話相談員が受けた相談や、はがき・相談用紙（後述）による相談について、困難な事例の会議への付議、関係機関等との協議、権利侵害の事実の調査、助言、調整活動等により問題解決を図る。

- ・子供の権利擁護電話相談員 3名

子供からの直接の相談及び都民等からの通報等の電話を受け、助言を行うとともに、権利侵害の状況により、専門員への面接相談等へつなげる（予約）業務を行う。

- ・子供の権利擁護調査員 10名程度（弁護士等）

専門員の指示に従い、子供の権利侵害の調査に関する業務を行う。

(3) 電話相談等の設置

・東京子供ネット電話相談

専門相談事業では、東京都内から無料で電話をかけられる、フリーダイヤルによる電話相談を設置している。この電話相談を「東京子供ネット」と呼び、いじめや体罰、虐待などの子供の権利侵害について、相談を受け付けている。

◇相談電話番号：0120-874-374^{はなしてみなよ}

◇相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

・メッセージダイヤル

電話相談のほか、子供たち自身が、自分の体験や意見を自由に吹き込めるメッセージダイヤルを設置している。フリーダイヤルに繋がると応答メッセージが流れ、子供たちが吹き込んだメッセージを録音することができる。

また、他の子供たちからのメッセージを編集したものを数分聴くことができる。

◇電話番号：0120-874-376（メッセージを聴く・吹込）
0120-874-378（吹込専用）

(4) はがき・相談用紙による相談

子供が児童養護施設等に入所するときには、「子どもの権利ノート」と一緒に相談はがきが配布されており、子供が直接相談できるようになっている。このはがきは専門員宛に届くこととなっており、専門員による対応を行っている。

また、児童相談所が子供の一時保護を行ったときや児童養護施設等に一時保護を委託したときには、「一時保護児童のためのリーフレットととても大切なあなたへ」を子供たちに渡し、子供は大切にされる存在であること、困ったときは大人に相談してもよいことなどを説明している。「とても大切なあなたへ」と一緒に、子供が直接専門員に相談できる、「一時保護児童のための困りごと相談用紙」を配布しており、専門員による対応を行っている。

(5) 相談受付状況

表3-1 相談受付状況

	東京子供ネットによる相談								はがきによる相談	相談用紙による相談	専門員への引継件数(再掲)	メッセージダイヤル受付件数
	権利侵害に関する相談					その他の相談	合計	児童本人からの相談比率(%)				
	小計	いじめ	体罰	虐待	その他							
平成28年度	221	116	14	70	21	1,262	1,483	67.0	6		13	915
29年度	212	108	13	67	24	1,205	1,417	62.6	7		24	651
30年度	215	101	7	77	30	1,200	1,415	63.0	19	2	30	518
令和元年度	187	74	13	74	26	846	1,033	45.6	17	26	42	513
2年度	135	41	3	74	17	885	1,020	32.5	17	91	28	339

1.1 こどもの碑（いしぶみ）

児童福祉施設入所措置中に死亡した児童や児童相談所で一時保護中に死亡した児童の引取者のない遺骨を納めるため、昭和 25 年都立小平霊園に墓地建設が計画され、翌 26 年に「こどもの碑」として墓碑等が整備された。

維持管理は児童相談センターで行い、こどもの碑の祭祀として毎年 1 回、慰霊祭を行っている。令和 2 年度は、11 月 6 日に慰霊祭（69 回）を実施し、65 名の参加があった。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも参列者の規模を縮小し開催）

なお、令和 2 年 12 月 8 日に「こどもの碑」納骨式が行われ、令和 3 年 3 月 31 日現在、納骨されている遺骨は 98 柱である。

1.2 全国児童相談所長会の活動（事務局：児童相談センター）

全国児童相談所長会は、全国の児童相談所 225 か所(令和 3 年 4 月 1 日現在)の児童相談所長をもって組織し、児童福祉事業の発展と、その円滑な運営を期することを目的として、相互の情報交換や調査活動を行っている。

令和 2 年度は、厚生労働省及び総務省に対して、児童相談所の機能強化と体制の充実等に関する要請を行った。

Ⅲ 統 計 資 料

(全国は元年度統計まで)

注

- ・ 本書に掲載の数値は速報値のため、今後公表される数値と相違する場合があります。また、数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。
- ・ 令和 2 年度から特別区に児相が設置されたため、一部統計数値については特別区児相分を含んだものとなっています。(欄外にその旨が記載されています。)

1 相談受理状況

(1) 経路別受理状況

年 度	経 路	合 計	家 族 ・ 親 戚 か ら 相 談	近 隣 ・ 知 人 か ら 通 告	児 童 本 人 か ら 相 談	福 送 社 致 事 務 ・ 所 通 か ら 告	区 市 町 村		児 童 家 庭 支 援 セ ン 知	児 童 委 員 か ら 通 告
							区 通 市 町 村 関 係 か ら 告	子 セ ン タ ー 家 庭 支 援 相 談		
平成 28 年度	総 数	35,940	17,790	3,252	566	190	83	854		13
	一 般	26,933	9,359	3,094	288	186	70	849		11
	4152	9,007	8,431	158	278	4	13	5		2
29 年度	総 数	37,479	18,277	3,201	598	171	92	911		8
	一 般	28,213	9,496	3,073	363	168	82	907		8
	4152	9,266	8,781	128	235	3	10	4		
30 年度	総 数	41,512	18,752	4,318	571	209	95	1,030		27
	一 般	32,178	9,896	4,199	327	208	82	1,025		24
	4152	9,334	8,856	119	244	1	13	5		3
令和 元 年度	総 数	44,741	18,149	4,513	686	214	75	1,130		8
	一 般	36,190	10,154	4,390	379	213	67	1,129		7
	4152	8,551	7,995	123	307	1	8	1		1
2 年度	総 数	50,344	18,366	5,763	731	173	724	1,075		16
	一 般	41,842	10,441	5,662	454	169	719	1,072		15
	4152	8,502	7,925	101	277	4	5	3		1
男 女 別	男	28,017	11,072	3,121	348	94	380	519		9
	女	22,327	7,294	2,642	383	79	344	556		7
児 童 相 談 所 別	児 童 相 談 セ ン タ ー	15,791	9,561	1,188	365	39	20	236		3
		8,502	7,925	101	277	4	5	3		1
	江 東	2,344	580	294	29	22	7	58		1
	品 川	3,459	763	549	43	3	10	66		
	杉 並	2,861	732	512	37	6	13	118		
	北	2,726	652	313	25	1	14	91		
	立 川	2,570	684	284	22	4	3	95		
	小 平	3,412	974	457	22	4	7	97		
	八 王 子	3,689	994	356	51	5	2	111		1
	足 立	3,782	1,032	473	30	21	2	42		1
	多 摩	2,318	539	283	15	7	6	59		
	特 別 区 児 相	7,392	1,855	1,054	92	61	640	102		10

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

注 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

(年度別・男女別・児童相談所別)

保健所・医療機関	児童福祉施設等	里親・保護受託者	警察関係から通告	学校・教育委員会等	認定こども園から相談	その他					再在所期間延長	掲巡回相談受付
						他の児童相談所	都道府県	家庭裁判所	その他の	合計		
345	275	108	6,944	547	1	446	13	299	4,214	4,972	255	32
341	264	108	6,941	517	1	436	9	298	4,161	4,904	255	32
4	11		3	30		10	4	1	53	68		
345	213	112	7,735	569	1	388	27	336	4,495	5,246	300	29
340	209	108	7,732	543	1	380	21	336	4,446	5,183	300	29
5	4	4	3	26		8	6		49	63		
403	200	117	8,811	698	2	598	35	304	5,342	6,279	281	43
397	187	117	8,810	682		592	31	304	5,297	6,224	281	43
6	13		1	16	2	6	4		45	55		
444	244	146	11,226	712	3	728	56	282	6,125	7,191	343	29
439	232	144	11,226	686	1	725	56	282	6,060	7,123	343	29
5	12	2		26	2	3			65	68		
612	294	118	13,486	1,039	2	1,056	100	304	6,485	7,945	243	19
608	289	117	13,483	996	1	1,054	98	304	6,360	7,816	243	19
4	5	1	3	43	1	2	2		125	129		
329	173	57	7,329	500	1	539	44	204	3,298	4,085	110	12
283	121	61	6,157	539	1	517	56	100	3,187	3,860	133	7
98	31	21	2,813	112	1	147	29	54	1,073	1,303	56	15
4	5	1	3	43	1	2	2		125	129		
33	21	1	699	57		50	2	10	480	542	18	
36	18	7	1,234	68		61	1	27	573	662	22	
26	7	2	914	29		57	1	13	394	465	14	
30	17	1	1,047	41		46	11	27	410	494	10	1
24	19	11	807	44		39	7	20	507	573	23	
44	19	14	1,016	40		63	6	22	627	718	23	
56	15	24	1,281	81		88	4	44	576	712	21	
39	10	14	1,354	62		75	4	42	581	702	36	2
20	11	2	930	37	1	63	4	13	328	408	20	
206	126	21	1,391	468		367	31	32	936	1,366	0	1

(2) 相談内容別受理状況

年 度	種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談			
			被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談
平成 28 年度	総 数	35,940	12,934	7,140	20,074	587	149	33	87	5,306
	一 般	26,933	12,677	3,286	15,963	24	143	10	78	5,238
	4152	9,007	257	3,854	4,111	563	6	23	9	68
29 年度	総 数	37,479	14,207	7,098	21,305	790	167	30	51	5,354
	一 般	28,213	14,008	3,283	17,291	14	165	6	50	5,284
	4152	9,266	199	3,815	4,014	776	2	24	1	70
30 年度	総 数	41,512	17,454	7,772	25,226	743	164	23	61	5,241
	一 般	32,178	17,261	3,865	21,126	21	159	11	59	5,180
	4152	9,334	193	3,907	4,100	722	5	12	2	61
令和 元 年度	総 数	44,741	21,019	7,512	28,531	586	152	15	54	5,489
	一 般	36,190	20,772	4,087	24,859	19	147	3	53	5,453
	4152	8,551	247	3,425	3,672	567	5	12	1	36
2 年度	総 数	50,344	25,657	8,521	34,178	533	92	15	44	4,951
	一 般	41,842	25,472	4,783	30,255	13	90	8	43	4,919
	4152	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	15,791	4,902	4,547	9,449	525	20	10	12	724
		8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32
	江 東	2,344	1,473	244	1,717	3	6	1	3	264
	品 川	3,459	2,175	336	2,511		9		3	379
	杉 並	2,861	1,799	350	2,149	1	17		6	317
	北	2,726	1,729	289	2,018		2		4	347
	立 川	2,570	1,486	344	1,830		2		2	323
	小 平	3,412	1,903	438	2,341		5	1	6	582
	八 王 子	3,689	2,223	375	2,598		7	1		516
	足 立	3,782	2,336	368	2,704	1	9		3	507
	多 摩	2,318	1,365	361	1,726		3			268
特別区児相	7,392	4,266	869	5,135	3	12	2	5	724	

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲

「自閉症等相談」は、26年度より「発達障害相談」に変更

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

注 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

(年度別・児童相談所別)

こ と ば の 遅 れ 相 談	発 達 障 害	小 計	非行相談			育成相談						そ の 他 の 相 談	い じ め 相 談 (再 掲)
			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	不 登 校 相 談	性 格 行 動 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	適 性 相 談	こ と ば の 遅 れ 相 談	小 計		
13	254	5,842	1,446	567	2,013	518	2,719	730	732	41	4,740	2,684	66
2	17	5,488	1,318	563	1,881	280	1,126	195	55		1,656	1,921	3
11	237	354	128	4	132	238	1,593	535	677	41	3,084	763	63
9	388	5,999	1,419	564	1,983	575	2,711	674	795	29	4,784	2,618	58
3	21	5,529	1,325	558	1,883	268	1,084	138	34	4	1,528	1,968	2
6	367	470	94	6	100	307	1,627	536	761	25	3,256	650	56
9	342	5,840	1,581	446	2,027	604	2,637	693	968	29	4,931	2,745	46
6	20	5,435	1,517	440	1,957	299	1,059	187	47	1	1,593	2,046	7
3	322	405	64	6	70	305	1,578	506	921	28	3,338	699	39
4	318	6,032	1,550	584	2,134	519	2,468	742	957	24	4,710	2,748	54
2	10	5,668	1,462	578	2,040	248	1,018	177	34		1,477	2,127	10
2	308	364	88	6	94	271	1,450	565	923	24	3,233	621	44
	242	5,344	1,309	534	1,843	457	2,897	706	1,107		5,167	3,279	22
	17	5,077	1,242	531	1,773	241	1,559	256	35		2,091	2,633	4
	225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072		3,076	646	18
	225	991	293	109	402	244	1,601	493	1,085		3,423	1,001	18
	225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072		3,076	646	18
		274	52	14	66	11	120	15	1		147	137	
		391	125	87	212	30	107	16	2		155	190	1
		340	107	14	121	13	108	15	4		140	110	1
	1	354	91	51	142	15	63	4	3		85	127	
		327	140	28	168	19	70	14	6		109	136	
		594	110	29	139	24	111	12			147	191	
	5	529	131	55	186	15	161	13	3		192	184	
	2	521	116	74	190	30	112	13	1		156	210	
		271	47	29	76	14	106	8	1		129	116	
	9	752	97	44	141	42	338	103	1		484	877	2

(3) 男女別・年齢別相談受理状況

種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談					
		被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 障 害 ・ 聴 覚 ・ 言 語 発 達 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	こ と ば の 知 的 遅 れ 相 談	
年 齢	合 計	42,952	21,391	7,652	29,043	530	80	13	39	4,227	
男 女 別	男	23,993	11,117	4,071	15,188	300	44	7	20	2,958	
	女	18,959	10,274	3,581	13,855	230	36	6	19	1,269	
年 齢 別 内 訳	0 歳	2,460	1,423	662	2,085	135			4	43	
	1 歳	2,277	1,441	386	1,827	94	3	2	4	104	
	2 歳	2,525	1,478	435	1,913	68	11	1	5	217	
	3 歳	2,801	1,679	366	2,045	39	9	3	6	403	
	4 歳	2,510	1,373	472	1,845	39	8	2	4	305	
	5 歳	2,793	1,403	678	2,081	35	13	1		331	
	6 歳	2,656	1,282	523	1,805	16	8	2	1	451	
	7 歳	2,496	1,269	474	1,743	10	3		1	257	
	8 歳	2,338	1,177	449	1,626	9	7		1	204	
	9 歳	2,415	1,239	472	1,711	16	4	1	1	172	
	1 0 歳	2,364	1,175	377	1,552	9	1	1		194	
	1 1 歳	2,428	1,227	402	1,629	4	2		2	197	
	1 2 歳	2,681	1,146	458	1,604	11	1		3	349	
	1 3 歳	2,542	1,084	345	1,429	10	6		1	311	
	1 4 歳	2,393	937	350	1,287	19	1		2	349	
	1 5 歳	1,848	780	256	1,036	5	2		1	167	
	1 6 歳	1,495	687	225	912	5			1	97	
	1 7 歳	1,487	572	219	791	5	1		2	76	
	1 8 歳 以上	443	19	103	122	1					

		非行相談			育成相談						その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	こ（家庭環境） ことばの遅れ相談	小計		
233	4,592	1,212	490	1,702	415	2,559	603	1,106		4,683	2,402	20
192	3,221	780	381	1,161	239	1,505	365	636		2,745	1,378	10
41	1,371	432	109	541	176	1,054	238	470		1,938	1,024	10
1	48						5	2		7	185	
1	114						47	4		51	191	
3	237						116	14		130	177	
11	432				2		125	30		157	128	
7	326				5		158	41		204	96	
19	364				5		152	47		204	109	
14	476	2	8	10	10	190		77		277	72	
22	283	20	28	48	20	226		91		337	75	
25	237	34	49	83	27	200		89		316	67	1
24	202	47	40	87	37	218		79		334	65	5
37	233	72	45	117	26	269		77		372	81	
16	217	92	62	154	31	242		85		358	66	1
18	371	115	93	208	52	265		83		400	87	2
13	331	174	123	297	49	275		84		408	67	3
11	363	207	30	237	56	215		132		403	84	1
3	173	182	6	188	52	173		74		299	147	6
4	102	164	4	168	24	133		32		189	119	
2	81	100	2	102	17	107		33		157	351	
2	2	3		3	2	46		32		80	235	1

(4) 養護相談内容別受理状況

内容 年度・性別 ・年齢		合 計	孤 児	迷 子	被 虐 待 児	小 家 死		
						計	出	亡
平成28年度		20,074		1	12,934	2,445	23	27
29年度		21,305	1	2	14,207	2,237	17	27
30年度		25,226		4	17,454	2,496	36	14
令和元年度		28,531		3	21,019	2,509	34	29
2年度		29,043		2	21,391	2,795	22	21
男女別	男	15,188		2	11,117	1,555	13	8
	女	13,855			10,274	1,240	9	13
年齢別 内訳	0歳	2,085			1,423	404	3	
	1歳	1,827			1,441	150		2
	2歳	1,913			1,478	161	1	
	3歳	2,045			1,679	125	2	
	4歳	1,845			1,373	133	1	1
	5歳	2,081			1,403	208	1	
	6歳	1,805			1,282	145		1
	7歳	1,743			1,269	134		
	8歳	1,626		1	1,177	140	2	1
	9歳	1,711			1,239	174	1	2
	10歳	1,552			1,175	121		
	11歳	1,629			1,227	143	2	
	12歳	1,604			1,146	191	1	1
	13歳	1,429			1,084	118	1	1
	14歳	1,287			937	115	1	
	15歳	1,036			780	98	2	5
	16歳	912			687	96	2	3
	17歳	791		1	572	100	2	4
	18歳以上	122			19	39		

(年度別・男女別・年齢別)

養育困難							その他の相談
離婚	傷病	出産	就労	拘置・拘留	家族環境	その他	
22	1,036	84	29	82	824	318	4,694
18	853	82	24	48	806	362	4,858
18	976	59	13	75	898	407	5,272
31	905	51	19	47	892	501	5,000
6	1,023	52	23	46	1,082	520	4,855
3	541	31	12	28	616	303	2,514
3	482	21	11	18	466	217	2,341
1	109	9	1	3	89	189	258
1	54	17	3	3	47	23	236
1	68	7	4	2	53	25	274
	44	6	3	3	44	23	241
1	58	4	2	3	41	22	339
	96	3	2	4	56	46	470
	53	1	2	3	61	24	378
1	53		1	3	61	15	340
	58			2	60	17	308
	93		1	4	58	15	298
	37	1	2	1	58	22	256
	58			4	62	17	259
	100	1	1	1	73	13	267
	29	2		2	63	20	227
	27			3	69	15	235
	25	1	1	2	53	9	158
1	11			1	67	11	129
	24			2	56	12	118
	26				11	2	64

(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況

内容 年度・性別 ・年齢		非行（ぐ犯・触法）相談									
		合 計	盗 み	粗 暴	不 良 交 友	家 出 外 泊	薬 物	放 火	性 的 非 行	金 品 持 出	そ の 他
平成28年度		2,013	600	560	40	345		73	160	135	100
29年度		1,983	568	540	40	350		58	186	133	108
30年度		2,027	496	639	48	397	1	36	191	129	90
令和元年度		2,134	535	676	57	320	9	49	215	168	105
2年度		1,702	377	549	51	289	3	42	161	124	106
男女別	男	1,161	250	453	20	112	1	41	117	90	77
	女	541	127	96	31	177	2	1	44	34	29
年齢別 内訳	0歳										
	1歳										
	2歳										
	3歳										
	4歳										
	5歳										
	6歳	10	8					1		1	
	7歳	48	29	6	1	2		3		3	4
	8歳	83	44	15		2		4		6	12
	9歳	87	38	26		3		7		10	3
	10歳	117	40	47		4		6	2	11	7
	11歳	154	44	64		10		5	10	12	9
	12歳	208	52	72	4	18		6	26	15	15
	13歳	297	59	113	9	30		8	44	18	16
	14歳	237	24	78	5	61		1	38	20	10
	15歳	188	10	66	11	64	1	1	15	12	8
	16歳	168	21	40	13	58			13	11	12
	17歳	102	6	22	8	36	2		13	5	10
18歳以上	3	2			1						

(年度別・男女別・年齢別)

不登校相談				性格行動、育児・しつけ相談							
合 計	怠 学	登 校 (園) 拒 否	そ の 他	合 計	夜 遺 尿	夜 の 遺 尿 習 以 外 癖	わ が ま ま	落 着 な し	臆 病	孤 立	そ の 他
518	106	281	131	3,449	10	212	1,268	226	120	513	1,100
575	97	334	144	3,385	8	205	1,242	222	160	503	1,045
604	101	368	135	3,330	7	199	1,159	207	145	514	1,099
519	70	337	112	3,210	8	260	1,175	217	125	459	966
415	68	268	79	3,162	10	199	1,197	247	104	370	1,035
239	45	158	36	1,870	6	107	744	181	53	180	599
176	23	110	43	1,292	4	92	453	66	51	190	436
				5				1			4
				47			16	6	3	1	21
				116		10	63	8	1	2	32
2		1	1	125		5	67	20	2	12	19
5		4	1	158	5	13	75	13	7	13	32
5	1	2	2	152	1	10	62	12	8	22	37
10	1	9		190		16	59	25	16	22	52
20	2	15	3	226		10	74	24	8	59	51
27		21	6	200		5	93	22	3	25	52
37	9	23	5	218		13	103	14	4	32	52
26	7	16	3	269	1	10	102	28	9	41	78
31	7	18	6	242		6	96	17	9	28	86
52	6	37	9	265	1	19	86	19	7	27	106
49	6	29	14	275	1	18	99	11	8	29	109
56	11	38	7	215	1	16	86	13	7	6	86
52	10	27	15	173		13	47	8	4	18	83
24	4	18	2	133		18	28	4	3	11	69
17	4	8	5	107		9	34	2	3	14	45
2		2		46		8	7		2	8	21

(6) 被虐待児童の相談状況

① 被虐待児童児童相談所別相談受付状況

年度		平成19年	20年	21年	22年	23年	24年
合 計		3,216	3,157	3,366	4,671	4,517	4,792
児童相談所別	児童相談センター	529	595	626	868	1,001	1,136
	(4152電話相談再掲)	215	224	246	277	332	383
	江 東	285	338	389	508	444	522
	品 川	298	266	320	582	536	468
	杉 並	325	210	208	321	270	298
	北	240	233	271	353	371	409
	立 川	259	239	179	227	217	226
	小 平	282	246	300	402	335	334
	八 王 子	266	289	262	347	336	364
	足 立	337	361	363	467	441	479
	多 摩	193	173	199	229	218	226
	世 田 谷	202	207	249	367	348	330
特 別 区 児 相	-	-	-	-	-	-	

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

② 被虐待児童相談対応状況（虐待内容別・児童相談所別主たる虐待者）

虐待者		合 計			実 父		実父以外の
		総数	4152	非該当	総数	4152	総数
年度・児相							
平成28年度		12,494	257	2,031	4,049	60	534
29年度		13,707	199	2,072	4,646	48	521
30年度		16,967	193	2,948	5,816	61	625
令和元年度		21,659	247	3,020	7,633	96	761
2年度		25,736	185	2,386	9,305	78	924
虐待内容別	身体的虐待	7,505	73		1,934	28	285
	性的虐待	211	14		117	10	43
	心理的虐待	15,124	78		6,888	36	583
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	2,896	20		366	4	13
児童相談所別	児童相談センター	5,121	185	568	1,846	78	152
	江 東	1,392		147	545		42
	品 川	2,189		230	820		80
	杉 並	1,772		264	660		47
	北	1,815		174	718		36
	立 川	1,585		226	533		75
	小 平	1,885		212	674		77
	八 王 子	2,217		296	753		84
	足 立	2,281		151	834		110
	多 摩	1,380		118	529		47
	特 別 区 児 相	4,099			1,393		174
全 国			193,780		79,786		

※ 全国は、平成31年度 福祉行政報告例の数値

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
5,933	8,216	10,619	12,934	14,207	17,454	21,019	25,657
1,125	1,467	1,958	2,471	2,874	3,393	3,985	4,902
290	226	173	257	199	193	247	185
743	999	1,143	1,422	1,688	1,985	2,376	1,473
588	678	894	1,215	1,373	1,837	1,995	2,175
370	591	824	878	934	1,229	1,531	1,799
504	674	850	974	1,069	1,246	1,650	1,729
372	498	817	735	769	1,062	1,474	1,486
445	709	755	896	992	1,215	1,460	1,903
417	698	910	1,232	1,312	1,771	2,012	2,223
645	963	1,197	1,542	1,596	1,618	1,969	2,336
374	458	709	787	677	1,001	1,215	1,365
350	481	562	782	923	1,097	1,352	-
-	-	-	-	-	-	-	4,266

主たる虐待者						
父親	実母		実母以外の母親		その他	
4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152
9	5,634	171	40		2,237	17
5	6,164	132	52	2	2,324	12
3	7,295	103	50		3,181	26
17	9,746	120	69	1	3,450	13
8	11,843	80	124		3,540	19
1	2,724	37	36		2,526	7
2	35				16	2
3	6,702	33	56		895	6
2	2,382	10	32		103	4
8	2,311	80	8		804	19
	638		7		160	
	930		4		355	
	741		1		323	
	782		3		276	
	722		1		254	
	847		6		281	
	1,025		8		347	
	1,107		12		218	
	621		1		182	
	2,119		73		340	
10,473		92,426		839		10,256

③ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（虐待内容別）

児相		合 計			児 童				
		4152		非該当	児童相談センター		江東	品川	杉並
		総数	4152		総数	4152			
年度・内容		総数	4152	非該当	総数	4152			
平成28年度		12,494	257	2,031	2,031	257	1,327	1,217	902
29年度		13,707	199	2,072	2,852	199	1,633	1,226	869
30年度		16,967	193	2,948	3,449	199	1,975	1,669	1,134
令和元年度		21,659	247	3,020	4,208	247	2,506	2,188	1,631
2年度		25,736	185	2,386	5,121	185	1,392	2,189	1,772
虐待内容別	身体的虐待	7,505	73		1,607	73	444	639	593
	性的虐待	211	14		35	14	5	16	8
	心理的虐待	15,124	78		2,980	78	784	1,350	1,034
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	2,896	20		499	20	159	184	137

※ 4152の件数は、4152電話相談の件数

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

④ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（相談経路別）

相談経路		合 計		相 談									
				家 族	親 戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童家庭支援センター	児童委員		
		総数	4152;非該当	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	
年度・児相		4152;非該当	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152
平成28年度		12,494; 257; 1,965	1,010; 154; 103; 8	2,980; 65; 145; 12	16; 0; 644; 0	0; 0; 0; 0	12; 1						
29年度		13,707; 199; 2,031	1,245; 115; 97; 5	2,993; 50; 192; 14	14; 0; 578; 0	0; 0; 0; 0	8; 0						
30年度		16,967; 193; 2,948	1,491; 106; 123; 7	3,942; 53; 207; 21	13; 0; 615; 0	0; 0; 0; 0	17; 0						
令和元年度		21,659; 247; 3,020	1,956; 131; 118; 5	4,478; 65; 240; 31	18; 0; 821; 0	0; 0; 0; 0	13; 0						
2年度		25,736; 185; 2,386	1,999; 110; 165; 8	5,412; 28; 329; 21	45; 0; 721; 0	0; 0; 0; 0	16; 0						
児童相談所別	児童相談センター	5,121; 185; 568	503; 110; 20; 8	1,112; 28; 94; 21	1; 0; 162; 0	0; 0; 0; 0	2; 0						
	江東	1,392; 147	116; 5	266; 16	6; 33	0; 0	0						
	品川	2,189; 230	149; 3	521; 18	1; 49	0; 0	0						
	杉並	1,772; 264	154; 8	473; 26	0; 62	0; 0	0						
	北	1,815; 174	136; 6	318; 26	0; 58	0; 0	3						
	立川	1,585; 226	103; 8	279; 11	0; 84	0; 0	0						
	小平	1,885; 212	146; 14	420; 17	1; 70	0; 0	0						
	八王子	2,217; 296	147; 19	358; 27	2; 77	0; 0	2						
	足立	2,281; 151	192; 9	447; 12	2; 25	0; 0	0						
	多摩	1,380; 118	78; 8	260; 12	0; 49	0; 0	0						
特別区児相	4,125; 275	65; 958	70; 32	52; 0	0; 0	9							
全 国		193,780	13,160; 2,639	25,285; 1,663	10,442; 0	127; 210							

※ 全国は、平成31年度 福祉行政報告例の数値

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

相 談 所 別								全 国
北	立川	小平	八王子	足立	多摩	世田谷	特別 区児相	
978	768	793	1,256	1,744	766	712	-	122,575
1,047	731	923	1,290	1,586	642	908	-	133,778
1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043	-	159,838
1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439	-	193,780
1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	
527	512	543	676	630	344	-	990	
22	20	6	28	17	14	-	40	
1,111	822	1,158	1,192	1,330	894	-	2,469	
155	231	178	321	304	128	-	600	

経 路																									
保健所	医療 機関	児童福 祉施設 等	里 親	警察等	学校等	認定こ ども園	そ の 他																		
							他の児童 相談所	都道府県	区市町村	家庭 裁判所	その他	計													
総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数												
4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152	4152												
18	0	257	0	64	3	0	0	4,713	0	459	8	1	0	271	1	9	0	25	0	0	0	1,767	5	2,072	6
7	0	286	0	49	0	0	0	5,735	0	452	8	0	0	270	0	9	0	23	0	0	0	1,749	7	2,051	7
8	0	312	0	65	2	0	0	6,975	0	549	1	1	0	395	0	25	0	31	1	2	0	2,196	2	2,649	3
10	0	338	1	127	1	1	1	9,500	0	690	5	0	0	541	0	47	0	34	1	0	0	2,727	6	3,349	7
18	0	349	2	194	2	0	0	11,437	0	841	5	1	0	954	0	74	0	163	0	0	0	3,018	9	4,209	9
2	0	43	2	14	2	0	0	2,498	0	75	5	0	0	124	0	25	0	5	0	0	0	441	9	595	9
1		16		13		0		612		54		0		35		1		5		0		213		254	
0		34		14		0		1,034		82		0		44		1		3		0		236		284	
0		15		4		0		788		26		0		44		0		5		0		167		216	
0		22		8		0		951		39		0		34		9		4		0		201		248	
1		19		1		0		751		33		0		36		4		1		0		254		295	
1		29		13		0		843		41		0		44		5		1		0		240		290	
0		46		8		0		1,043		72		0		70		2		1		0		343		416	
0		18		9		0		1,145		57		0		70		2		0		0		293		365	
0		15		8		0		757		29		1		51		3		2		0		107		163	
13		92		102		0		1,015		333		0		402		22		136		0		549		1,109	
232		3,675		2,899		98		96,473		14,828		236		9,313		2,237		4,477		31		5,755		21,813	

⑤ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（援助内容別）

児相 年度・内容		合 計			児 童				
					児童相談センター		江	品	杉
		総数	4152 (再掲)	非該当 (再掲) ※	計	4152 (再掲) ※	東	川	並
平成28年度		12,494	257	2,031	2,031	257	1,327	1,217	902
29年度		13,707	199	2,072	2,852	199	1,633	1,226	869
30年度		16,967	193	2,948	3,449	199	1,975	1,669	1,134
令和元年度		21,659	247	3,020	4,208	247	2,506	2,188	1,631
2年度		25,736	185	2,386	5,121	185	1,392	2,189	1,772
援助 内容 別	児童福祉施設に入所	397			61		30	31	23
	里親委託	28			2		2	2	
	面接指導	18,400	185	2,386	3,522	185	933	1,359	1,208
	その他	6,911			1,536		427	797	541

※ 全国において、平成13年度からひとつの事例に対して複数の処理をした場合は、複数計上とした。

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

相 談 所 別								全 国
北	立 川	小 平	八 王 子	足 立	多 摩	世 田 谷	特 別 区 児 相	
978	768	793	1,256	1,744	766	712		122,575
1,047	731	923	1,290	1,586	642	908		133,778
1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043		159,838
1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439		193,780
1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	
27	41	25	33	38	16	-	72	
	2	3	9			-	8	
1,269	1,266	1,262	1,666	1,771	841	-	3,303	
519	276	595	509	472	523	-	716	

⑥ 被虐待児童相談処理状況 (虐待内容別・年齢別児童相談所別)

内容・児相		合 計			虐 待 内 容 別											
					身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		暴力の目撃等によるもの(再掲)		保護の怠慢・拒否(ネグレクト)		棄児(再掲)	
		総数	4152(再掲)	非該当(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)
年度・年齢																
平成28年度	12,494	257	2,031	4,618	129	88	12	5,750	46	2,534	4	2,038	70	2	55	3
29年度	13,707	199	2,072	4,882	80	87	3	6,849	46	4,483	10	1,889	70	2	35	
30年度	16,967	193	2,948	6,293	67	119	10	8,394	73	5,592	8	2,161	43	1	31	
令和元年度	21,659	247	3,020	7,386	107	145	8	11,395	83	7,764	10	2,733	49	4	16	2
2年度	25,736	185	2,386	7,505	73	211	14	15,124	78	9,639	11	2,896	20	1	29	1
市町村と重複(再掲)	639	1	21	151		13		343	1	240		132				
年 齢 別 内 訳	0 歳	1,653	2	162	272	2	2	1,161		913		218			1	
	1 歳	1,735	2	171	285		2	1,285	2	958	1	163			2	
	2 歳	1,770	5	230	409	1	1	1,159	3	763	1	201	1	1	1	
	3 歳	1,963	12	263	507	5	4	1,252	6	753	1	200	1		2	
	4 歳	1,637	15	172	431	8	9	992	6	624	1	205	1		2	
	5 歳	1,678	20	208	481	6	5	1,013	11	617	1	179	3		1	
	6 歳	1,589	14	181	465	8	19	2	916	4	583		189		3	
	7 歳	1,589	16	142	484	5	11		920	10	537	2	174	1	3	1
	8 歳	1,415	7	121	446	3	14		782	3	491		173	1	3	
	9 歳	1,480	17	123	514	8	9		802	5	469		155	4		
	1 0 歳	1,452	8	116	485	6	13	1	784	1	498		170		2	
	1 1 歳	1,489	10	107	551	3	16	1	775	6	481	3	147		2	
	1 2 歳	1,336	19	80	454	6	18	3	727	8	456		137	2	4	
	1 3 歳	1,283	11	89	494	1	25	4	622	4	377		142	2	2	
	1 4 歳	1,128	9	62	381	4	16	1	597	2	354		134	2	1	
	1 5 歳	956	5	66	314	3	18		502	1	303	1	122	1		
	1 6 歳	790	5	45	262	2	18	1	411	2	251		99			
	1 7 歳	668	2	41	236		9		344	1	204		79	1		
	1 8 歳	125	6	7	34	2	2	1	80	3	7		9			

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

								児 童 相 談 所 別													全 国
登校・登園 の禁止 (再掲)	保護者以外の者による虐待							セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北	立 川	小 平	八 王 子	足 立	多 摩	世 田 谷	特 別 区 児 相		
	身体的虐待 (再掲)		性的虐待 (再掲)		心理的虐待 (再掲)																
4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)														
32	1	88	1	64	2	68	3	2,031	1,327	1,217	902	978	768	793	1,256	1,744	766	712	-	122,575	
15	1	81		68	1	65	2	2,852	1,633	1,226	869	1,047	731	923	1,290	1,586	642	908	-	133,778	
4	2	73		79		97	3	3,449	1,975	1,669	1,134	1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043	-	159,838	
6		110		79		96	2	4,208	2,506	2,188	1,631	1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439	-	193,780	
12		114	1	91	3	78	1	5,121	1,392	2,189	1,772	1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099		
		8		9																	
		2				3		397	99	124	112	150	108	120	148	124	76	-	195		
		4				1		358	103	144	129	117	114	127	133	166	89	-	255		
		3		3		8		408	88	128	142	114	100	118	151	176	100	-	245		
1		2				6	1	430	119	181	154	119	93	147	171	156	109	-	284		
1		5		3		1		341	81	155	120	99	90	113	124	151	94	-	269		
		5		3		3		364	70	162	115	131	108	119	130	154	69	-	256		
1		7		6		3		311	85	169	101	102	119	123	103	143	92	-	241		
2		10		5		3		332	77	127	99	124	110	119	105	123	76	-	297		
3		8	1	6		4		262	92	120	98	88	100	103	124	118	72	-	238		
		6		6	2	8		269	87	120	99	87	91	114	151	142	89	-	231		
		5		7		4		257	85	131	110	104	87	100	123	120	90	-	245		
		8		9		6		277	87	115	92	107	99	118	133	136	87	-	238		
		7		9		6		293	74	106	78	109	82	81	97	122	88	-	206		
1		10		7		5		223	55	109	84	92	74	98	143	114	68	-	223		
1		7		3		2		195	67	90	75	78	76	83	105	93	58	-	208		
2		9		8		6		160	49	97	61	79	49	85	107	86	37	-	146		
		5		10		6		122	42	70	54	59	42	70	94	88	50	-	99		
		11		5	1	3		115	30	41	48	53	42	47	73	67	36	-	116		
				1				7	2		1	3	1		2	2		-	107		

2 相談対応(援助) 状況

(1) 相談対応状況

年 度	内 訳	処									
		合 計	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	福 送 社 致 事 又 務 是 所 通 へ 知	児 童 委 員 の 指 導	児 童 セ ン タ ー 家 庭 指 導 支 援 託	里 親 委 託	児 童 福 祉 施 設		指 定 療 養 機 関 支 援 託
									入 所	通 所	
平成28年度		35,416	1	3,018	218	1	122	990			
29年度		36,978	1	2,923	197		127	979		2	
30年度		40,864	2	3,444	220		114	892		1	
令和元年度		45,501	1	3,730	217		132	1,036		2	
2年度		43,078	5	3,251	107		125	747		3	
児 童 相 談 所 別	センター	15,994		630	33		28	144		2	
	4152 (再掲)	8,551									
	江 東	2,289		270	14		7	67			
	品 川	3,516	4	399	2		7	67			
	杉 並	2,872		291	4		4	57			
	北	2,849		270	5		14	69		1	
	立 川	2,688		266	9		6	70			
	小 平	3,308		412	10		19	62			
	八王子	3,641		185	8		21	79			
	足 立	3,702	1	257	13		14	93			
多 摩	2,219		271	9		5	39				

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

理

家庭裁判所へ送致	面接指導			区市町村指導委託	区市町村送致	その他
	助言指導	継続指導	他機関に幹旋			
26	29,107	901	195	/	/	837
21	30,685	867	228			948
16	33,931	990	286			968
24	35,671	1,164	335	21	2102	1,066
14	31,441	1,014	394	39	4,854	1,084
3	13,374	140	139	16	1,203	282
	8,551					
	1,479	47	24		296	85
1	2,155	72	50	1	649	109
	1,917	91	31	7	414	56
2	1,892	85	22	4	418	67
	1,945	113	8	1	188	82
1	2,104	141	16	7	438	98
3	2,497	223	43		446	136
4	2,756	34	33		390	107
	1,322	68	28	3	412	62

(2) 相談内容別対応状況

内 訳 相談の種類		前年度未対応繰越件数	新規受理件数	対 応							
				合計	訓戒・誓約	児童福祉司の指導	福へ送社致事又は務通所知	児童委員の指導	里親委託	児童福祉施設	
										入所	通所
計		5,514	42,952	43,078	5	3,251	107		125	747	
養護相談	被虐待相談 ()内は非該当再掲	3,117	21,391	21,637 (2,386)	5	1,191			20	325	
	その他相談	296	7,652	7,611		1,553			12	149	
保健相談		1	530	531							
障害相談	肢体不自由相談	10	80	81							
	視聴覚障害相談		1	1							
	言語発達障害相談		12	12							
	重症心身障害相談	7	39	40						2	
	知的障害相談	1,059	4,227	4,125						1	
	発達障害相談	1	233	234			1				
非行相談	ぐ犯行為等相談	376	1,212	1,267		145			1	28	
	触法行為等相談	183	490	489		44				8	
育成相談	不登校相談	40	415	423		2					
	性格行動相談	210	2,559	2,510		37	1			4	
	育児・しつけ相談	26	603	607							
	適正相談	6	1,106	1,109							
ことばの遅れ相談			5	5							
その他の相談		182	2,397	2,396		279	105		92	230	
いじめ相談(再掲)		1	20	21							

件数									未対応件数		
児へ 童家 庭指 導支 援セ ンタ ー託	指医 定療 発機 達関 支委 援託	家 庭裁 判所 へ送 致	面 接 指 導			区 市 町 村 指 導 委 託	区 市 町 村 送 致	そ の 他	合 計	一 時 保 護 施 設 入 所	そ の 他
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 に 幹 旋						
	3	14	31,441	1,014	394	39	4,854	1,084	4,880	148	4,732
			14,377 (2,386)	416	304	6	4,851	142	2,587	98	2,489
			5,484	289	22	26	2	74	306	23	283
			531								
			15	66					8		8
			1								
			12								
	1		6	31					6		6
			4,077	36				11	1,081		1,081
			233								
		6	956	70	46	1		14	284	16	268
		8	397	15	14			3	169	1	168
			409	12					29		29
			2,384	73	8			3	240	4	236
			601	5			1		19		19
			1,109						2		2
			5								
	2		844	1		6		837	149	6	143
			20	1							

(3) 養護相談内容別対応状況

年度	内容	合 計	孤 児	迷 子	被 虐 待 児	養		
						小 計	家 出	死 亡
平成28年度		19,632			12,494	2,449	20	24
29年度		20,789	1	3	13,707	2,200	16	31
30年度		24,679		3	16,967	2,456	33	13
令和元年度		29,221		3	21,659	2,535	33	27
2年度		29,248		1	21,637	2,753	22	17
	児童福祉施設 に入所	474			325	148	1	5
	里親委託	32			20	12		1
	面接指導	20,892		1	15,097	2,554	21	11
	その他	7,850			6,195	39		

(年度別)

育 困 難							そ の 他 の 相 談
離 婚	傷 病	出 産	就 労	拘 置 ・ 拘 留	家 族 環 境	そ の 他	
23	1,061	78	30	78	795	340	4,689
17	835	80	22	55	797	347	4,878
18	951	58	16	66	896	405	5,253
32	935	56	19	53	886	494	5,024
6	1,009	53	22	44	1,054	526	4,857
	53	5	1	8	32	43	1
	4				7		
6	945	48	21	33	993	476	3,240
	7			3	22	7	1,616

(4) 児童福祉施設等の措置状況及び入所待機状況

① 児童福祉施設等新規措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	旧施設	
				知的 障害 児設	旧自閉症児施設 (再掲)
平成28	991	318	533	29	25
29	983	302	540	10	37
30	894	272	493	17	43
令和元	1,038	334	566	18	42
2	750	202	439	11	33

② 児童福祉施設等措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	旧施設	
				知的 障害 児設	旧自閉症児施設 (再掲)
平成28	3,725	393	2,939	115	208
29	3,675	377	2,907	106	203
30	3,640	369	2,874	105	214
令和元	3,630	388	2,836	97	215
2	3,078	277	2,458	74	180

注 平成24年4月～法改正により知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児また、障害児通園施設は、**障害児通所支援に一元化し、実施主体が市町村に移る。**
肢体不自由児・重症心身障害児施設に指定発達支援医療機関委託分を含む。

③ 男女別・年齢別施設入所待機数

(令和2年度末現在)

施設別・男女別	年齢別	合 計	0 ～ 5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 ～ 17 歳
			重症心身 障害児施設	男	25	10
	女	34	9	11	5	9
	計	59	19	17	10	13

障害児入所施設等					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧肢体不自由児設	旧療肢体不自由児設	旧盲児施設	旧ろうあ児施設	旧（施重症・心身障害児）設		
3	1	0	4	11	94	2
6	0	0	2	14	82	0
3	0	0	0	7	74	2
5	0	0	2	3	86	0
2	0	0	1	6	64	3

令和3年3月31日現在（令和2年度末）に措置している件数

障害児入所施設					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧肢体不自由児設	旧療肢体不自由児設	旧盲児施設	旧ろうあ児施設	旧（施重症・心身障害児）設		
36	1	0	7	29	110	2
38	1	0	7	33	108	1
38	1	0	7	38	97	2
42	1	0	8	36	104	0
38	1	0	7	35	79	3

療護施設、盲・ろうあ児施設、重症心身障害児施設は、**障害児入所施設**に一元化

3 調査、診断

(1) 児童福祉司活動状況（社会診断）

① 新規相談者

（年度別・児童相談所別）

内容		調査活動状況									
		訪問調査			所内面接			その他			計
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	
年 度											
平成28年度		28,066 (24,171)	20,456 (17,506)	43,463 (33,810)	12,684 (7,768)	15,429 (9,888)	46,350 (37,744)	3,507 (2,434)	56,675 (38,216)	112,598 (86,158)	339,228 (257,695)
平成29年度		36,915 (33,084)	25,375 (22,605)	48,876 (39,867)	15,520 (10,235)	20,361 (14,213)	47,731 (40,091)	4,651 (3,455)	83,977 (61,943)	154,941 (122,967)	438,347 (348,460)
平成30年度		48,104 (43,870)	33,143 (30,079)	62,288 (52,462)	17,857 (12,589)	23,749 (17,524)	75,376 (67,621)	5,716 (4,467)	104,287 (82,221)	208,439 (173,808)	578,959 (484,641)
令和元年度		55,855 (51,517)	36,592 (33,684)	61,727 (52,907)	21,759 (16,287)	26,447 (20,115)	67,082 (59,861)	6,734 (5,430)	114,251 (92,057)	234,292 (200,891)	624,739 (532,749)
2年度		60,560 (55,695)	41,740 (38,195)	58,817 (49,627)	25,660 (19,323)	30,948 (23,640)	104,050 (93,603)	8,961 (7,467)	124,383 (99,004)	266,578 (222,176)	721,697 (608,730)
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	11,641 (10,748)	8,745 (7,984)	10,505 (8,586)	4,731 (3,475)	5,484 (4,025)	36,800 (34,532)	1,590 (1,300)	24,173 (19,170)	43,677 (35,151)	147,346 (124,971)
	江 東	5,408 (5,162)	4,147 (3,982)	5,300 (4,893)	2,079 (1,731)	2,468 (2,057)	7,409 (6,834)	876 (667)	11,403 (10,239)	20,130 (18,064)	59,220 (53,629)
	品 川	5,592 (5,114)	4,070 (3,727)	5,472 (4,664)	2,764 (2,044)	3,313 (2,397)	7,836 (7,166)	901 (728)	15,154 (11,945)	28,159 (23,837)	73,261 (61,622)
	杉 並	3,278 (2,939)	2,415 (2,158)	5,062 (4,312)	2,495 (1,916)	3,175 (2,456)	12,504 (11,560)	1,086 (962)	11,492 (9,045)	17,824 (13,791)	59,331 (49,139)
	北	5,270 (4,704)	3,381 (3,031)	5,063 (4,109)	1,814 (1,470)	2,679 (2,145)	4,950 (4,021)	713 (576)	10,652 (8,657)	22,715 (18,885)	57,237 (47,598)
	立 川	6,063 (5,640)	3,945 (3,643)	5,738 (4,744)	2,216 (1,527)	2,599 (1,960)	2,769 (2,131)	433 (358)	8,848 (6,774)	27,865 (23,132)	60,476 (49,909)
	小 平	4,845 (4,382)	2,986 (2,703)	6,164 (5,244)	2,650 (2,110)	3,267 (2,661)	6,966 (6,137)	1,577 (1,453)	10,679 (8,127)	21,929 (18,419)	61,063 (51,236)
	八 王 子	6,471 (5,854)	4,023 (3,567)	6,630 (5,415)	2,240 (1,530)	2,475 (1,832)	9,039 (7,339)	676 (525)	10,931 (8,439)	31,321 (25,808)	73,806 (60,309)
	足 立	9,233 (8,724)	6,388 (5,961)	6,419 (5,702)	3,494 (2,612)	3,549 (2,661)	6,837 (5,819)	723 (583)	14,300 (11,126)	39,801 (34,213)	90,744 (77,401)
	多 摩	2,759 (2,428)	1,640 (1,439)	2,464 (1,958)	1,177 (908)	1,939 (1,446)	8,940 (8,064)	386 (315)	6,751 (5,482)	13,157 (10,876)	39,213 (32,916)

（ ）内は被虐待児童の再掲

② 指導・調査

(年度別・児童の措置内容別・児童相談所別)

内容		調査活動状況									計
		訪問調査			所内面接			その他			
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	
年度											
	平成28年度	10,136	11,589	30,351	2,876	6,528	17,795	1,295	40,080	72,281	192,931
	29年度	11,564	12,556	34,407	3,189	8,391	16,451	1,964	50,841	92,462	231,825
	30年度	12,447	12,800	30,753	3,389	8,333	14,778	1,867	50,633	97,610	232,610
	令和元年度	16,186	14,355	34,738	5,481	10,637	18,219	2,828	62,752	115,683	280,879
	2年度	22,658	16,321	41,415	9,959	12,994	30,096	5,276	87,540	163,880	390,139
児童の措置内容	継続指導	2,496	1,623	3,737	1,222	1,254	2,676	582	8,502	13,401	35,493
	児童福祉司等の指導	8,167	5,978	11,384	5,833	6,249	7,249	2,220	27,515	37,058	111,653
	児童福祉施設	10,180	6,516	21,616	2,172	4,580	17,303	1,292	40,437	95,486	199,582
	指定発達支援医療機関	3	2	7	0	1	2	0	30	96	141
	里委託児童	595	410	1,162	378	307	1,167	332	2,449	6,612	13,412
	親他児相より指導依頼	1,217	1,792	3,509	354	603	1,699	850	8,607	11,227	29,858
	措置解除後のケース(再掲)	176	145	168	69	99	178	138	2,307	4,338	7,618
児童相談所別	児童相談センター	3,873	3,292	7,879	1,872	2,603	7,774	964	17,229	27,724	73,210
	江東	1,429	1,054	2,951	721	885	4,229	296	4,547	11,248	27,360
	品川	2,517	1,647	3,286	997	1,375	1,603	631	9,533	14,370	35,959
	杉並	1,573	1,276	3,532	1,211	1,563	1,796	590	8,985	14,586	35,112
	北	2,285	1,552	5,580	649	998	2,262	1,039	7,492	19,858	41,715
	立川	2,246	1,472	3,510	1,027	1,214	1,450	232	7,489	12,045	30,685
	小平	2,238	1,612	3,236	967	1,264	2,429	522	9,167	14,433	35,868
	八王子	2,772	1,715	5,156	815	916	3,281	365	6,642	18,676	40,338
	足立	2,367	1,511	3,888	793	917	3,545	280	10,321	20,549	44,171
	多摩	1,358	1,190	2,397	907	1,259	1,727	357	6,135	10,391	25,721

③ 指導等の調査活動状況

年 度	内容	計	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設
平成28年度		192,931 (100.0%)	34,702 (18.0%)	13,138 (6.8%)	122,724 (63.6%)
29年度		231,825 (100.0%)	36,091 (15.6%)	14,680 (6.3%)	151,554 (65.4%)
30年度		232,610 (100.0%)	38,734 (16.7%)	14,539 (6.3%)	148,712 (63.9%)
令和元年度		280,879 (100.0%)	38,861 (13.8%)	43,529 (15.5%)	162,848 (58.0%)
2年度		390,139 (100.0%)	35,493 (9.1%)	111,653 (28.6%)	199,582 (51.2%)
内 訳	訪問面接	80,394 (100.0%)	7,856 (9.77%)	25,529 (31.75%)	38,312 (47.66%)
	所内面接	53,049 (100.0%)	5,152 (9.71%)	19,331 (36.44%)	24,055 (45.34%)
	その他	256,696 (100.0%)	22,485 (8.76%)	66,793 (26.02%)	137,215 (53.45%)

指定発達支援 医療機関	里親委託				措置解除後 のケース (再掲)
	委託児童		他児相より指導依頼		
64 (0.0%)	6,755 (3.5%)	15,548 (8.1%)		3,787	
139 (0.1%)	8,787 (3.8%)	20,574 (8.9%)		5,361	
221 (0.1%)	9,122 (3.9%)	21,282 (9.1%)		6,243	
158 (0.1%)	9,955 (3.5%)	25,528 (9.1%)		6,744	
141 (0.0%)	13,412 (3.4%)	29,858 (7.7%)		7,618	
12 (0.01%)	2,167 (2.70%)	6,518 (8.11%)		489	
3 (0.01%)	1,852 (3.49%)	2,656 (5.01%)		346	
126 (0.00%)	9,393 (3.66%)	20,684 (8.06%)		6,783	

(2) 心理診断状況

内容		計			養護相談		保 健 相 談	障 害			
		男	女	養 護 相 談	被 虐 再 待 掲 げ 相 談	肢 体 不 自 由 談		視 聴 覚 障 害 談	言 語 障 害 談		
年 度											
平成28年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	10,887 (47,688)	6,802 (28,723)	4,085 (18,965)	3,473 (19,394)	2,823 (16,149)	1 (1)	11 (13)	1 (3)	1 (1)	
29年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	11,356 (53,737)	7,099 (31,941)	4,257 (21,796)	3,818 (22,592)	3,205 (18,985)	(1)	8 (8)	(4)		
30年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	12,802 (65,492)	7,696 (37,973)	5,106 (27,519)	5,026 (30,749)	4,341 (26,757)		9 (9)		2 (2)	
令和元年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	13,644 (74,604)	8,026 (41,160)	5,618 (33,444)	5,531 (36,465)	4,826 (32,408)		9 (16)			
2年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	13,143 (80,585)	7,868 (45,296)	5,275 (35,289)	6,053 (42,795)	5,220 (37,423)		10 (17)			
児 童 相 談 所 別 内 訳	センター	新規ケース数 延ケース数(回数)	2,415 (15,940)	1,540 (9,111)	875 (6,829)	1,078 (8,717)	901 (7,606)		3 (8)		
	江 東	新規ケース数 延ケース数(回数)	835 (6,470)	491 (3,832)	344 (2,638)	397 (3,678)	354 (3,423)		1 (2)		
	品 川	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,514 (7,445)	875 (3,642)	639 (3,803)	689 (3,869)	624 (3,423)				
	杉 並	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,722 (7,522)	959 (4,042)	763 (3,480)	1,153 (4,896)	1,067 (4,404)				
	北	新規ケース数 延ケース数(回数)	915 (5,430)	513 (2,950)	402 (2,480)	436 (2,902)	375 (2,438)				
	立 川	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,017 (6,795)	606 (3,922)	411 (2,873)	419 (3,340)	349 (2,923)		1 (1)		
	小 平	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,399 (8,902)	831 (5,084)	568 (3,818)	514 (4,040)	410 (3,448)		(1)		
	八 王 子	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,331 (8,797)	823 (5,214)	508 (3,583)	542 (4,357)	448 (3,687)				
	足 立	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,234 (7,437)	784 (4,068)	450 (3,369)	423 (3,529)	354 (3,086)		4 (4)		
	多 摩	新規ケース数 延ケース数(回数)	761 (5,847)	446 (3,431)	315 (2,416)	402 (3,467)	338 (2,985)		1 (1)		

注 ことばの遅れは、障害相談に計上

相 談					非行相談			育成相談					そ の 他 の 相 談
重 障 害 心 身 談	知 相 的 障 害 談	こ 遅 と れ ば 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 談	触 相 法 行 為 等 談	小 計	不 登 校 相 談	性 相 格 行 動 談	育 相 児 ・ し っ け 談	適 性 相 談	小 計	
13 (20)	4,835 (13,810)		1 (6)	4,862 (13,853)	929 (4,917)	514 (1,790)	1,443 (6,707)	69 (330)	380 (1,853)	30 (104)	14 (35)	493 (2,322)	615 (5,411)
5 (9)	4,930 (14,893)	1 (1)	1 (3)	4,945 (14,918)	1,049 (5,800)	521 (2,029)	1,570 (7,829)	48 (343)	362 (1,891)	35 (128)	3 (6)	448 (2,368)	575 (6,029)
11 (22)	4,982 (15,680)	4 (5)	3 (21)	5,011 (15,739)	1,225 (6,943)	431 (1,965)	1,656 (8,908)	52 (398)	357 (2,001)	29 (126)	10 (26)	448 (2,551)	661 (7,545)
5 (8)	5,115 (16,367)	3 (3)		5,132 (16,394)	1,223 (7,504)	527 (2,217)	1,750 (9,721)	68 (455)	383 (2,013)	37 (201)	8 (12)	496 (2,681)	735 (9,343)
2 (6)	4,036 (14,927)			4,048 (14,950)	1,166 (7,407)	580 (2,054)	1,746 (9,461)	42 (356)	478 (2,588)	31 (227)	9 (30)	560 (3,201)	736 (10,178)
1 (5)	723 (2,848)			727 (2,861)	184 (1,163)	151 (501)	335 (1,664)	2 (8)	115 (571)	3 (4)	7 (18)	127 (601)	148 (2,097)
	225 (1,045)			226 (1,047)	53 (535)	37 (110)	90 (645)	8 (63)	47 (325)	1 (6)	1 (5)	57 (399)	65 (701)
	406 (1,244)			406 (1,244)	175 (725)	102 (334)	277 (1,059)	11 (35)	41 (156)	10 (67)		62 (260)	80 (1,013)
	298 (540)			298 (540)	127 (778)	18 (85)	145 (863)	11 (67)	62 (283)	4 (24)	1 (5)	78 (379)	48 (844)
	272 (1,016)			272 (1,016)	93 (445)	42 (132)	135 (577)	1 (8)	12 (94)			13 (102)	59 (833)
	316 (1,166)			317 (1,167)	139 (814)	48 (168)	187 (982)	2 (63)	23 (181)	6 (34)		31 (278)	63 (1,028)
	617 (2,266)			617 (2,267)	99 (839)	38 (157)	137 (996)	4 (67)	48 (419)	4 (13)		56 (499)	75 (1,100)
1 (1)	443 (1,896)			444 (1,897)	139 (1,093)	53 (235)	192 (1,328)	1 (33)	73 (301)	3 (63)		77 (397)	76 (818)
	537 (1,974)			541 (1,978)	107 (522)	57 (169)	164 (691)	2 (8)	17 (97)			19 (105)	87 (1,134)
	199 (932)			200 (933)	50 (493)	34 (163)	84 (656)		40 (161)			40 (181)	35 (610)

(3) 医学診断状況（新規ケース数）

年 度	計			養護相談		保 健 相 談	肢相 体 不 自 由 談	視相 聴 覚 障 害 談	言相 語 障 害 談
	男	女	養 護 相 談	被（ 虐待 再 掲 相 談 ）					
平成28年度	3,990	2,646	1,344	528	463				1
29年度	3,946	2,680	1,266	370	321				
30年度	4,218	2,831	1,387	381	355		1		
令和元年度	4,167	2,749	1,418	419	369		1		
2年度	3,516	2,426	1,090	383	343				
	精神科	2,832	1,944	888	333	297			
	小児科	599	425	174	26	23			
	その他	85	57	28	24	23			
児 童 相 談 所 別 内 訳	センター	656	474	182	84	76			
	江 東	271	190	81	36	36			
	品 川	418	261	157	68	58			
	杉 並	290	209	81	22	21			
	北	320	222	98	27	21			
	立 川	226	154	72	28	22			
	小 平	365	238	127	35	34			
	八 王 子	332	233	99	34	30			
	足 立	422	298	124	12	10			
	多 摩	216	147	69	37	35			

注 ことばの遅れは、障害相談に計上

障害相談					非行相談			育成相談					その他の相談
重障害 心相 身談	知的 障害 相談	遅れ ば相 の談	発達 障害 相談	小 計	ぐ相 犯行 為等 談	触相 法行 為等 談	小 計	不登 校相 談	性相 格行 動談	育相 児・ しつ け談	適性 相 談	小 計	
	3,167		1	3,169	159	33	192	8	28	1		37	64
	3,359			3,359	128	34	162		29	1	1	31	24
	3,619	2		3,622	109	44	153	1	28		3	32	30
	3,517			3,518	141	31	172		23	4	1	28	30
	2,965		1	2,966	102	27	129	2	15	3		20	18
	2,343			2,343	93	27	120	1	14	3		18	18
	565		1	566	5		5	1	1			2	
	57			57	4		4						
	518			518	23	14	37		9	2		11	6
	226			226	8	1	9						
	332			332	9	8	17						1
	250			250	17		17		1			1	
	291			291	1		1						1
	181			181	12		12		1			1	4
	311			311	16		16	1	2			3	
	288		1	289	6	2	8	1				1	
	405			405	1		1						4
	163			163	9	2	11		2	1		3	2

4 一時保護状況(①、②、③、④及び⑥、⑦については保護所間の移送を含む)

① 相談内容別新規入所状況(保護所間の移送を含む)

		合計	養護							
			被虐待				その他			
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
平成28年度	一時保護所	2,067	200	464	303	195	57	76	57	47
	治療指導課	70	11	16	14	2		3	2	3
29年度	一時保護所	2,044	205	483	303	197	56	60	41	31
	治療指導課	63	13	23	4	5		2	4	
30年度	一時保護所	2,141	238	495	336	218	56	63	32	22
	治療指導課	69	8	24	16	3	2	4	1	1
令和元年度	一時保護所	2,305	249	604	389	243	37	65	34	40
	治療指導課	81	12	37	12	3	3	4	2	
2年度		2,131	210	554	353	214	34	79	49	55
児童相談所別	センター	803	134	248	96	60	25	42	10	11
	江東	324		84	70	31		7	13	16
	立川	230	76	103	4		9	16		
	八王子	446		73	103	71		4	8	13
	足立	328		46	80	52		10	18	15
治療指導課(別掲)		40		22	7			1	1	1

② 年齢別入所児童数(保護所間の移送を含む)

		合計	幼児								
			計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	6歳
平成28年度	一時保護所	2,067	258		1	45	77	68	67	1,809	80
	治療指導課	70	12					6	6	58	1
29年度	一時保護所	2,044	262		1	57	64	76	64	1,782	69
	治療指導課	63	13				1	6	6	50	5
30年度	一時保護所	2,141	294		2	69	83	64	76	1,847	74
	治療指導課	69	10				3	6	1	59	5
令和元年度	一時保護所	2,305	288		1	49	78	83	77	2,017	85
	治療指導課										
2年度		2,131	246			42	67	74	63	1,885	70
児童相談所別	センター	803	159			25	41	45	48	644	42
	江東	324								324	3
	立川	230	87			17	26	29	15	143	25
	八王子	446								446	
	足立	328								328	
治療指導課(別掲)		40								40	

③ 保護人数及び日数(保護所間の移送を含む)

		年間保護実人員			年間保護延日数(A)	1日平均延人数((A)÷365)
		合計	前年度からの継続数	新規入所		
平成28年度	一時保護所	2,265	198	2,067	88,561	242.6
	治療指導課	73	3	70	3,108	8.5
29年度	一時保護所	2,238	194	2,044	84,777	232.3
	治療指導課	68	5	63	3,226	8.8
30年度	一時保護所	2,361	220	2,141	89,298	244.7
	治療指導課	74	5	69	3,084	8.4
令和元年度	一時保護所	2,533	228	2,305	98,255	269.2
	治療指導課	95	14	81	4,848	13.3
2年度		2,366	235	2,131	90,683	248.4
児童相談所別	センター	890	87	803	35,093	96.1
	江東	363	39	324	12,775	35.0
	立川	264	34	230	13,376	36.6
	八王子	484	38	446	15,677	43.0
	足立	365	37	328	13,762	37.7
治療指導課(別掲)		47	7	40	2,766	7.6

注 各表とも治療指導課は別掲

障害			非行			育成				保健・その他			
6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上
1			76	320	216		13	11	7	1	11	10	2
			2	5			4	1		1	4		2
			64	327	230		15	13	3	1	5	6	4
					1		3	3	1		4		
			96	317	198		18	20	12		3	10	7
							4	5			1		
			77	295	214	2	20	17	7		2	9	1
			2		1		3				2		
			86	235	187	1	22	29	11	1	2	6	3
			24	72	57	1	9	9	3		1	1	
			12	50	27		5	4	2		1	2	
			17	1			3			1			
			17	66	67		3	12	5			1	3
			16	46	36		2	4	1			2	
				1			2				4	1	

学齢児以上											
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
76	105	121	128	130	180	259	263	192	175	100	
2	6	6	7	6	8	10	5	2	5		
85	107	88	130	148	179	264	247	184	167	113	1
3	4	6	9	5	5	3	3	1	2	4	
81	77	137	138	168	163	274	278	171	162	122	2
4	11	4	5	4	5	13	4	1	2	1	
99	112	147	158	167	231	259	254	213	172	120	
79	109	144	171	170	205	260	207	218	160	92	
43	70	65	55	45	65	72	54	52	49	32	
3	13	22	35	34	37	53	48	46	20	10	
33	26	27	13	15	4						
		16	44	38	51	74	64	70	58	31	
		14	24	38	48	61	41	50	33	19	
7	4	6	6	6	6	1	3	1			

④ 養護内訳保護人数

年齢	内訳	合計	被虐待	養護困難						その他	
				家出	死亡	傷病	出産	就労	拘留		その他
一時保護所	合計	1,548	1,331		6	72	3		27	102	7
	乳幼児	244	210			16	2		6	9	1
	学齢	1,304	1,121		6	56	1		21	93	6
治療指導課	合計	32	29			2				1	
	乳幼児										
	学齢	32	29			2				1	

乳幼児：0～5歳 学齢：6歳以上

⑥ 相談内容別退所状況

	合計	児童相談所別内訳					養護						
		セン ター	江 東	立 川	八 王 子	足 立	被虐待				その他		
							5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 歳 以上	5 歳	6 ～ 11 歳	
平成28年度	一時保護所	2,071	847	324	217	336	347	194	471	303	193	57	82
	治療指導課	65						9	13	15	2		1
29年度	一時保護所	2,018	839	321	241	300	317	212	456	287	201	59	66
	治療指導課	68						13	28	4	5		2
30年度	一時保護所	2,133	896	349	261	312	315	224	511	340	218	51	58
	治療指導課	63						8	22	16	3	1	1
令和元年度	一時保護所	2,298	926	371	271	369	361	254	601	380	233	40	67
	治療指導課	81	81					13	37	10	3	4	6
2年度	一時保護所	2,125	798	311	243	442	331	220	554	348	213	34	75
	治療指導課	47	47					1	25	8	1		
職権による一時保護（再掲）		177	60	11	47	43	16	23	83	39	13	2	
2か月を超える一時保護（再掲）		569	206	83	103	84	93	84	168	101	31	17	18
退 所 先	児童福祉施設入所	251	88	31	50	48	34	42	64	35	4	7	17
	里親委託	18	18						9	2	1		
	他の児童相談所・ 機関に移送	8	3	2		3			1				
	家庭裁判所送致	1	1										
	帰宅	481	167	87	39	103	85	34	135	82	60	6	10
	その他	7	7					1	1	2			
	帰宅	4	2			1	1						
	その他	1,355	527	187	153	282	206	142	351	230	143	21	48
	その他	21	21						15	4			
	その他	26	11	4	1	5	5	2	3	1	6		

⑦ 退所児童の保護期間

		合計（A）	1～10日	11～30日	31～60日	61～90日	91日以上
平成28年度	一時保護所	2,071	530	349	628	372	192
	治療指導課	65	13	20	14	10	8
29年度	一時保護所	2,018	540	354	591	341	192
	治療指導課	68	14	18	19	8	9
30年度	一時保護所	2,133	602	385	610	347	189
	治療指導課	63	6	19	19	11	8
令和元年度	一時保護所	2,298	609	447	639	345	258
	治療指導課	81	3	21	27	14	16
2年度		2,125	558	413	600	305	249
児童 相談 所別	センター	798	193	161	245	111	88
	江東	311	101	49	82	45	34
	立川	243	38	36	69	42	58
	八王子	442	126	109	122	50	35
	足立	331	100	58	82	57	34
治療指導課（別掲）		47	2	10	10	10	15

注 各表とも治療指導課は別掲

⑤ 身柄通告及び身柄送致による入所状況（保護所間の移送を含まない）

区分	計	身柄通告					身柄送致
		計	迷子	被虐待	非行	その他	
センター	406	406	1	233	121	51	
西部	85	85		62	6	17	
江東	211	211		118	70	23	
足立	240	240		124	84	32	
立川	88	88		73	5	10	
八王子	294	294		136	127	31	
計	1,324	1,324	1	746	413	164	

注 保護所間の移送を含む件数は、1,526件である。

		障害				非行			育成				保健・その他			
12歳以下	15歳以上	6歳以下	12歳以上	15歳以上	6歳以下	12歳以上	15歳以上									
54	45		2		68	333	213		13	13	5	2	11	8	4	
1	4		1		1	5			6	2		1	2		2	
45	34				69	322	219		12	12	4	1	9	7	3	
4							1		3	3	1		4			
32	21				93	313	207		17	19	11		3	8	7	
2		1							3	4			1		1	
33	37				82	288	215	2	25	19	9		2	9	2	
1					2		1		3				1			
50	54				86	234	190	1	21	25	10	1	2	5	2	
2						1			3				5	1		
	1				4	4	6		1		1					
11	10				19	65	25		9	4	2	1	2	2		
7	3				10	34	11		1	7	1	1	2	5		
1									1				4			
2					1		2		1	1						
									1							
12	19				27	48	38	1	4	3	2					
1						1			1							
						3	1									
28	29				48	146	132		15	14	7				1	
													1	1		
1	3					3	6								1	

年間保護延日数 (B)	退所児童1人当たり平均保護日数 (B/A)
87,802	42.4
2,818	44.0
84,555	41.9
3,226	47.4
87,123	40.8
3,226	51.2
96,206	41.9
4,824	59.6
90,494	42.6
33,660	42.2
12,761	41.0
14,528	59.8
15,821	35.8
13,724	41.5
3,388	72.1

5 一時保護委託状況

① 相談内容別新規一時保護委託状況

	合計	養護								
		被虐待				その他				
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成28年度	851	243	107	74	90	135	46	27	45	
29年度	843	260	87	67	93	146	65	31	27	
30年度	1,268	410	210	110	115	178	86	29	29	
令和元年度	1,339	381	205	130	185	141	71	32	51	
2年度	1,141	253	141	101	124	181	114	41	52	
児童相談所別	セ ン タ ー	229	56	26	13	14	54	24	7	9
	江 東	93	19	14	8	9	9	4	6	9
	品 川	104	29	10	14	14	10	6	3	3
	杉 並	111	17	10	9	16	26	20	4	1
	北	121	28	15	11	12	17	10	7	5
	立 川	89	22	6	6	13	21	7	3	2
	小 平	107	20	11	12	10	9	18	5	7
	八 王 子	189	49	34	16	20	22	21	3	5
	足 立 摩	46	9	4	4	6	11	3	2	7
多	52	4	11	8	10	2	1	1	4	

② 児童相談所別一時保護委託解除状況

	合計	児童相談所別内訳							
		セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北	立 川	小 平	
2年度	1,160	234	98	105	111	122	89	118	
委託先	児童養護施設	212	38	25	19	17	26	15	28
	乳児院	204	50	13	19	12	20	28	19
	児童自立支援施設	4	2	0	0	1	0	0	0
	児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児施設	81	6	5	12	4	9	7	10
	その他の施設	42	2	0	6	0	1	6	1
	里親	222	33	20	28	6	29	14	27
	その他の	395	103	35	21	71	37	19	33

③ 児童相談所別一時保護退所状況

	合計	児童相談所別内訳							
		セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北	立 川	小 平	
平成28年度	833	186	88	58	43	67	69	54	
29年度	843	183	81	72	61	46	61	54	
30年度	1170	217	145	92	104	76	85	93	
令和元年度	1,369	223	170	119	118	80	95	125	
2年度	1,160	234	98	105	111	122	89	118	
職権による一時保護（再掲）	91	4	10	13	14	10	13	14	
2か月を超える一時保護（再掲）	388	70	41	34	30	37	26	48	
退所先	児童福祉施設入所	250	41	22	23	20	31	24	26
	里親委託	41	7	3	3	0	2	3	5
	他の児童相談所・機関に移送	294	46	34	34	16	31	20	29
	家庭裁判所送致	2	0	0	0	0	1	0	1
	帰宅	548	133	39	43	73	53	41	56
	その他の	25	7	0	2	2	4	1	1

④ 相談内容別一時保護退所状況

	合計	養護								
		被虐待				その他				
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成28年度	833	235	103	67	91	137	46	27	42	
29年度	843	264	90	67	89	141	59	31	31	
30年度	1170	365	186	103	107	170	88	28	33	
令和元年度	1,369	406	216	136	185	147	68	32	48	
2年度	1,160	269	148	100	125	180	115	40	48	
職権による一時保護（再掲）	91	61	14	4	9	3	0	0	0	
2か月を超える一時保護（再掲）	388	94	71	48	55	18	9	7	12	
退所先	児童福祉施設入所	250	95	40	22	24	26	5	5	9
	里親委託	41	6	7	4	6	3	1	0	5
	他の児童相談所・機関に移送	294	51	58	42	44	19	17	4	9
	家庭裁判所送致	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	548	116	41	29	38	131	92	31	23
	その他の	25	1	2	3	13	1	0	0	2

障害				非行			育成				保健・その他			
0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
		1	2	3	23	28		3	9	6	2	1	1	5
	2	2	2	8	11	20		3	2	5	2	1		9
	1	2	2	11	22	33		4	8	7	1	3	2	5
	1	1		10	36	45		15	6	19	2	1	2	5
1	3	3		14	27	47	1	5	6	14	2	3	6	2
1		3		2	6	2			4	6	1		1	
					2	10				2			1	
				3	5	6		1						
				1		2	1	1		1		1	1	
					5	8						1		2
				1		7			1					
				6	2	4		2			1			
					5	8		1		2		1	2	
	3			1	2				1	3			1	

八王子	足立	多摩
180	50	53
23	10	11
23	16	4
1	0	0
0	0	0
14	4	10
25	0	1
46	7	12
48	13	15

八王子	足立	多摩	世田谷
73	76	79	40
81	85	57	62
141	79	66	72
196	88	63	92
180	50	53	
8	1	4	
66	16	20	
21	22	20	
15	0	3	
63	7	14	
0	0	0	
76	20	14	
5	1	2	

障害				非行			育成				保健・その他			
0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
0	0	1	3	4	21	30	0	4	6	7	1	0	2	6
0	2	2	2	8	13	19	0	3	5	4	3	2	0	8
0	1	2	1	11	16	34	0	3	5	8	1	0	2	6
0	1	0	1	7	35	43	0	14	7	12	2	4	2	3
1	3	3	0	15	25	47	1	6	6	17	1	3	3	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	0	9	17	24	1	5	3	9	0	1	2	1
0	0	0	0	5	2	5	0	3	1	4	1	1	1	1
0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2	0	1	1	1
0	1	1	0	7	13	19	0	0	2	5	0	1	1	0
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1	2	2	0	2	8	18	1	3	2	6	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0

6 治療指導の状況

① 宿泊治療指導等実績

			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
治療指導	情緒障害児等	実人数	125	80	86	69	45	
		対象者	幼児	3	4	3	3	1
			小学生	75	56	53	35	33
			中学生	47	20	30	31	11
		主訴	不登校	43	13	23	14	3
			性行	82	67	63	55	42
			その他					
	延べ人数		1,687	1,413	1,226	735	484	
	施設不適応短期宿泊	実人数	77	67	51	58	43	
		対象者	幼児				1	1
			小学生	53	45	35	33	33
			中学生	24	22	16	24	9
		主訴	不登校	3	1	2	0	1
			性行	74	66	49	58	42
延べ人数		1,140	1,578	883	546	581		
小計	実人数	202	147	137	127	88		
	延べ人数	2,827	2,991	2,109	1,281	1,065		
一時保護	実人数	73	68	68	99	54		
	在宅	児童養護施設	24	6	10	24	16	
		養育家庭	7	2	2	2	1	
		児童自立支援施設	2	0	0	2	2	
		その他	15	10	2	11	7	
		次年度継続	9	5	8	12	7	
		延べ人数		3,108	3,244	3,823	4,668	2,763
合計	実人数	275	215	205	226	142		
	延べ人数	5,935	6,235	5,932	5,949	3,828		

② 通所治療指導実績

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
実人数	17	19	13	15	4
(うち通所のみ)	9	9	4	3	4
延べ人数	129	102	142	136	22

③ 診断分類 (一時保護児童を除く)	令和元年度	令和2年度
自閉症		2
広汎性発達障害	35	27
適応障害	8	5
他の不安障害	24	11
解離性障害	1	1
多動性障害	50	41
多動性行為障害		1
家庭内限局行為障害	18	5
行為および情緒の混合性障害	12	10
小児期に特異的に発症する情緒障害	6	1
双極性感情障害		
反応性愛着障害	36	16
通常小児期および青年期に発症する他の行動および情緒の障害	9	4
外傷後ストレス障害	25	6
選択かん黙		
行為障害	10	7
うつ病エピソード	1	
統合失調症		

* 複数回答

7 里親委託の状況

※ 令和2年度数値には特別区児相分を含む。

① 年度別養育家庭委託・解除・登録状況

内訳		年度		平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2
		平成	20	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元年
委託・解除状況	里親	新規委託里親 (年間)	42	43	50	44	40	42	42	56	54	56	58	55	51	
		解除里親 (年間)	49	47	40	40	45	47	35	37	51	31	36	52	51	
		年度末委託里親数	262 (10)	258	268	272	267	262	269	288	291	316	338	341	341	
	児童	新規委託児童 (年間)	74 (6)	75	88	68	60	50	67	78	77	82	90	81	85	
		解除児童 (年間)	82 (17)	106 (39)	66	83	58	64	58	65	69	50	73	88	90	
		年度末委託児童数	374 (43)	343	365	350	352	338	347	360	368	400	417	410	405	
登録状況	新規登録里親数	45	42	51	56	27	40	43	68	59	59	61	79	71		
	里親取消数	40	36	46	35	35	39	25	31	49	44	34	38	24		
	年度末里親登録数	434 (10)	440	445	466	456	457	475	512	522	537	564	605	652		

注 () 内は平成21年4月1日で廃止されたファミリーホーム(都制度)の実績再掲

② 年度別養育家庭委託解除理由別内訳

内訳		年度		平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2
		平成	20	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元年
養	子	縁	組	3		2	1	1	1						3	2
満	年	齢	(18歳)	17 (5)	18	12	14	15	9	11	16	14	22	11	28	24
就			職	2	1		2	1	4	2		1		12	2	2
そ	の		他	38 (5)	47	25	37	19	26	20	13	21	8	21	11	20
措	置	変	更	22 (1)	41 (39)	26	29	22	24	25	36	33	20	29	44	42
			計	82 (11)	107 (39)	65	83	58	64	58	65	69	50	73	88	90

注 () 内は平成21年4月1日で廃止されたファミリーホーム(都制度)の実績再掲

③ 年度別専門養育家庭委託・登録状況

年度		年		平成	30	令和	2
		平成	29	29	30	令和	元年
委託状況	里親	年度末委託里親数	4	5	6	5	
	児童	年度末委託児童数	5	6	6	5	
登録状況	年度末里親登録数	13	11	13	15		

④ 年度別養子縁組里親委託・解除・登録状況

内訳		年度	平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2
			20											元年	
委託・解除状況	里親	新規委託里親 (年間)	23	30	24	23	19	23	12	31	37	37	24	43	52
		解除里親 (年間)	15	28	29	27	26	13	23	16	30	31	37	29	35
		年度末委託 里親数	31	33	28	24	17	27	16	31	38	44	31	45	62
	児童	新規委託児童 (年間)	22	30	24	23	19	22	13	31	39	36	24	43	55
		解除児童 (年間)	15	27	29	27	26	13	23	16	30	33	36	29	39
		年度末委託 児童数	30	33	28	24	17	26	16	31	40	43	31	45	61
登録状況	新規登録里親数	43	59	48	72	61	75	72	75	78	93	100	118	77	
	里親取消数	49	46	47	59	48	50	61	64	78	84	68	53	29	
	年度末里親登録数	135	148	149	164	178	205	216	227	229	238	270	335	383	

⑤ 年度別養子縁組里親委託解除理由別内訳

内訳		年度	平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2
			20											元年	
養子縁組		14	27	29	26	25	11	21	16	27	32	35	29	37	
満年齢(18歳)															
就職															
その他							1								
措置変更		1			1	1	1	2		3	1	1		2	
計		15	27	29	27	26	13	23	16	30	33	36	29	39	

⑥ 年度別親族里親委託・登録状況

内訳		年度	平成	30	令和	2
			29		元年	
委託状況	里親	年度末委託里親数	7	6	9	13
	児童	年度末委託児童数	10	9	12	16
登録状況	年度末里親登録数	7	6	11	13	

8 外国人の相談

① 相談内容別年齢別受理状況

(男女別・年齢別)

	合計	性別			年齢							
		男	女	不明	0歳	1～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	不明	
平成28年度	1,705	938	767		92	208	301	579	318	207		
29年度	1,744	957	787		113	208	247	591	323	262		
30年度	2,034	1,109	924	1	147	232	335	678	359	278	5	
令和元年度	2,331	1,098	1,232	1	154	271	406	741	478	281		
2年度	2,463	1,348	1,113	2	152	304	414	821	459	313		
相談内容別	相談内容	死亡										
		傷病	44	18	26		8	8	7	11	7	3
		出産	4	3	1			2	2			
		家出										
		就労(学)										
		拘置・拘留	13	7	6			4	2	5	2	
		被虐待	1,748	951	796	1	99	245	335	586	293	190
		離婚										
		孤児										
		迷子										
		家族環境	30	17	13		7	2	4	4	6	7
		その他	197	93	103	1	30	13	20	80	38	16
		小計	2,036	1,089	945	2	144	274	370	686	346	216
	保健相談											
	障害相談	186	137	49			7	38	85	42	14	
	非行相談	99	55	44					24	47	28	
不登校	5	4	1					3	1	1		
性行・育児しつけ相談	39	24	15		1	1	1	12	15	9		
適性相談												
ことばの遅れ												
その他	98	39	59		7	22	5	11	8	45		

② 児童相談所別内容別受理状況

(内容別・児童相談所別)

	合計	児童相談所別											
		センター	江東	品川	杉並	北	立川	小平	八王子	足立	多摩	世田谷	
平成28年度	1,705	300	284	169	86	205	84	65	104	282	75	51	
29年度	1,744	345	286	154	57	188	104	82	128	281	62	57	
30年度	2,034	378	326	218	95	201	118	116	150	267	76	89	
令和元年度	2,331	404	396	229	107	251	159	131	177	293	63	121	
2年度	2,463	537	272	263	147	275	160	170	193	358	88	-	
相 談 内 容 別	死亡											-	
	傷病	44	9	4	1	4	7	2	3	8	6	-	
	出産	4	1		2					1		-	
	家出											-	
	就労(学)											-	
	拘置・拘留	13	3		1	1	1			3	4	-	
	被虐待	1,748	378	196	193	96	196	109	110	141	260	69	-
	離婚												-
	孤児												-
	迷子												-
	家族環境	30	5	2	2	3	3	2	1	3	5	4	-
	その他	197	51	20	20	21	17	14	17	10	20	7	-
	小計	2,036	447	222	219	125	224	127	131	166	295	80	-
保健相談												-	
障害相談	186	35	19	13	13	28	8	20	17	31	2	-	
非行相談	99	21	7	13	3	12	8	10	5	17	3	-	
不登校	5			2	1		2					-	
性行・育児しつけ相談	39	12	4	8	2	4	3	1	1	2	2	-	
適性相談												-	
ことばの遅れ												-	
その他	98	22	20	8	3	7	12	8	4	13	1	-	

③ 外国人相談国籍別受理状況

	児童	父	母
無 国 籍	14		
日 本	1,458	799	411
イ ン ド	32	33	31
インドネシア	1	6	13
シンガポール		5	
ヴェトナム	23	23	45
スリランカ	12	10	18
ラオス			3
タイ	8	2	49
カンボジア			4
台 湾	7	9	24
韓 国	96	147	206
中 国	431	403	729
朝 鮮	1	13	9
ネパール	34	42	36
パキスタン	9	17	9
バングラデシュ	29	39	29
フィリピン	138	59	510
マレーシア	3	5	8
ミャンマー	31	25	43
モンゴル	5	6	9
米 国	20	51	26
カナダ	4	7	8
中南米	27	13	65
オセアニア		10	1
欧 州	17	73	35
中 東	22	37	11
アフリカ	19	42	47
不 明	22	18	17
合 計	2,463	1,894	2,396

④ 外国人相談・相談別内容別対応状況

	合計	施設入所					里親委託	児童福祉司指導	継続指導	助言	その他	再掲			
		乳児院	児童養護施設	児童支援施設	その他	小計						一時保護	一時保護託		
平成28年度	1,672	28	47	5	5	85	6	273	47	1,179	82	220	50		
29年度	1,744	23	46	3	7	79	9	201	57	1,308	90	167	76		
30年度	1,947	23	23	6		52	5	271	58	1,469	92	202	90		
令和元年度	2,451	26	43	9	3	81	8	270	60	1,766	266	199	133		
2年度	2,487	20	39	4	6	69	6	298	66	1,561	487	220	100		
相談内容別	養護相談	死亡													
		傷病	38	3	3		6				32		6	15	
		出産	2								2				
		家出													
		就労(学)													
		拘置・拘留	12	1	2		3				8	1	8	5	
		被虐待	1,775	8	24	3	3	38	1	110	31	1,180	415	165	66
		離婚													
		孤児													
		迷子													
		家族環境	28	4			1	5			5	18			2
		その他	202	3				3		152	21	22	4	4	3
		小計	2,057	19	29	3	4	55	1	262	57	1,262	420	183	91
		相談内容別	保健相談	保健相談											
障害相談	178									5	171	2			
非行相談	105				2				1	20	1	79	4	37	8
不登校	4					1	1				4				
性行・育児しつけ相談	41									1	3	37			1
適性相談	1										1				
ことばの遅れ															
その他	97			1	8		1	10	4	15		7	61		
児童相談所別	センター	センター	561	7	8	2		17	2	69	10	318	145		
		江東	261	2	4		1	7		38	6	150	60		
		品川	267		3		2	5		39	4	150	69		
		杉並	147	4	1			5		33	2	79	28		
		北	271	1	2		1	4	1	22	9	182	53		
		立川	170	1	5			6		23	1	116	24		
		小平	171	1	8	1	1	11	1	28	7	91	33		
		八王子	199	2	1			3		9	18	149	20		
		足立	349	2	6	1		9	2	22	8	269	39		
		多摩	91		1		1	2		15	1	57	16		

9 4152(よいこに)電話相談の状況

	種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談				
			被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	こ と ば の 知 的 遅 れ 相 談
相 談	平成28年度	9,007	257	3,854	4,111	563	6	23	9	68	11
	29年度	9,266	199	3,815	4,014	776	2	2	1	70	6
	30年度	9,334	193	3,907	4,100	722	5	12	2	61	3
	令和元年度	8,551	247	3,425	3,672	567	5	12	1	36	2
	2年度	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32	
受 理	男 女 別										
	男	4,824	99	2,008	2,107	296	2	2	1	26	
	女	3,678	86	1,730	1,816	224		5		6	
受 理 内 訳	年 齢										
	0歳	271	2	117	119	131					
	1歳	317	2	161	163	94		1			
	2歳	423	5	211	216	66				1	
	3歳	428	12	187	199	39		1		2	
	4歳	552	15	283	298	39		2		3	
	5歳	795	20	481	501	35		1		2	
	6歳	643	14	357	371	16	1	1		4	
	7歳	639	16	301	317	10				4	
	8歳	532	7	230	237	9				2	
	9歳	577	17	254	271	15		1			
	10歳	458	8	139	147	9				1	
	11歳	469	10	191	201	4				1	
	12歳	548	19	245	264	11				2	
	13歳	415	11	119	130	10				1	
	14歳	424	9	139	148	17			1	5	
	15歳	312	5	85	90	5				4	
	16歳	206	5	74	79	5					
17歳	198	2	78	80	4	1					
18歳以上	295	6	86	92	1						
相 談 対 応	合 計	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32	0
	助 言	7,092	85	3,309	3,394	379	1	6		21	
	助言紹介	1,174	84	381	465	131	1	1	1	8	
	他機関紹介	143	13	33	46	9				3	
	面 接	1	1	0	1						
	総合電話相談室 連携H25.3～	4		0	0						
	そ の 他	88	2	15	17	1					

		非行相談			育成相談						その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	こ（家庭環境） とばの遅れ相談	小計		
237	354	128	4	132	238	1,593	535	677	41	3,084	763	63
389	470	94	6	100	307	1,627	536	761	25	3,256	650	56
322	405	64	6	70	305	1,578	506	921	28	3,338	699	39
308	364	88	6	94	271	1,450	565	923	24	3,233	621	44
225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072		3,076	646	18
184	215	49	2	51	119	737	275	617		1,748	407	8
41	52	18	1	19	97	601	175	455		1,328	239	10
1	1						1	2		3	17	
	1						24	4		28	31	
3	4						90	14		104	33	
11	14				1		92	30		123	53	
7	12				5		118	38		161	42	
19	22				5		125	42		172	65	
13	19				9	130		74		213	24	
21	25	2		2	14	153		91		258	27	
24	26	5		5	21	127		86		234	21	1
23	24	7		7	17	141		78		236	24	5
37	38	4		4	14	124		76		214	46	
16	17	4		4	15	119		84		218	25	1
17	19	5		5	24	122		81		227	22	2
12	13	10		10	21	122		80		223	29	1
11	17	6	1	7	14	75		130		219	16	1
2	6	9		9	30	73		72		175	27	6
4	4	6	1	7	14	57		27		98	13	
2	3	6	1	7	10	52		31		93	11	
2	2	3		3	2	43		32		77	120	1
225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072	0	3,076	646	18
188	216	36		36	176	1,149	401	961		2,687	380	14
32	43	25	2	27	39	164	48	101		352	156	3
3	6	5	1	6	1	12		5		18	58	
	0			0						0		
1	1	1		1						0	2	
1	1			0		13	1	5		19	50	1

10 その他

(1) 親権・後見人・立入調査等

年度・児相	内容		法第28条1項による措置		法第28条2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求	
	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数		
平成28年度	15 (18)	20 (24)	10 (11)	13 (14)			6	1		
	(317)	(237)			11	5	48	40		
29年度	26 (35)	17 (24)	14 (15)	9 (11)	1	1	4	4		
	255	182	78	70	11	8	30	23		
30年度	48 (63)	23 (34)	13 (17)	15 (15)	1	1	8	5		
	(386)	(278)	(136)	(139)	22	11	66	53		
令和元年度	36 (43)	33 (38)	14 (15)	12 (14)			6	3		
2年度	33 (44)	25 (34)	12 (15)	9 (10)	0	0	3	4		
児 童 相 談 所 別	センター	9 (10)	2 (2)	4 (4)	4 (4)					
	江 東	4 (6)	4 (7)	1 (1)	1 (1)		1			
	品 川	4 (4)	3 (4)	(0)	(0)					
	世田谷									
	杉 並	2 (4)	2 (2)	(0)	(0)					
	北	1 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)		1			
	足 立	2 (3)	4 (5)	1 (1)	1 (1)		1	3		
	八王子	5 (8)	4 (5)	1 (1)	(0)					
	立 川	3 (3)	1 (1)	(0)	(0)					
	小 平	1 (2)	3 (5)	4 (6)	1 (1)			1		
多 摩	2 (3)	1 (1)	(0)	1 (1)						

注 各年度の下段は、全国の数値である（令和元年度より公表されなくなった数値があるため、一部斜線となっている。）

管理権喪失審判の請求		後見人選任の請求		出頭要求件数 (別掲：再出頭要求件数)	虐待法第9条による 立入調査	警察援助 要請件数	臨検・捜索	通信・面会 制限措置件数
請求人数	承認人数	請求人数	承認人数		実施件数		実施件数	
		14	8	2	5	27		2
	2	92	68	51 (8)	119	305	1	48
		16	17	3	2	31		
		71	67	56 (3)	75	345	5	211
		9	6	11	3	31		1
1	1	119	98	65 (6)	68	398	6	57
		10	6	5	12	36		
12	9	124	115	51 (1)	100	538	1	48
0	0	30	31	13	14	40	1	0
		10	9	2	1	3		
		4	5					
		2	2	3	2	8		
		2	2	6		8		
		2	3		2	2	1	
		4	5		1	2		
		4	4	2	8	12		
		2	1			5		

(2) メンタルフレンドの活動状況

① メンタルフレンド登録者の状況

	登録者数	新規							更新		
		男女別			学生・有職者別(再掲)				男女別		
		男	女	計	学生	有職者	無職	計	男	女	計
平成25年度	144	19	56	75	62	5	8	75	25	44	69
26年度	108	10	47	57	51	4	2	57	15	36	51
27年度	90	9	41	50	45	4	1	50	13	27	40
28年度	51	4	17	21	20	1		21	9	21	30
29年度	68	9	37	46	41	3	2	46	7	15	22
30年度	62	5	31	36	36			36	10	16	26
令和元年度	71	10	38	48	47	1		48	7	16	23
2年度	50	9	18	27	24	3		27	10	13	23

② メンタルフレンド派遣事業の実績

	活動回数(延)	メンタルフレンド派遣実人数	対象児童							主な活動状況(人)										
			性別			年齢別				話し相手	学習指導	公園・スポーツ	ゲーム	料理・菓子作り	工作・手芸等	外出	行事	その他	計	
			男児	女児	計	小学		中学	その他高校											計
						低	高													
平成25年度	988	75	49	37	86	8	19	46	13	86	24	10	11	19	6	8	1	11	4	94
26年度	913	58	48	31	79	7	19	39	14	79	29	10	7	14	8	3	1	2	6	80
27年度	801	55	42	30	72	7	14	41	10	72	31	8	4	15	6	1	0	4	6	75
28年度	608	42	40	18	58	9	7	23	19	58	18	4	5	16	5	4	1	2	4	59
29年度	522	40	29	22	51	8	17	18	8	51	20	2	4	18	6	9	0	4	3	66
30年度	371	32	27	15	42	4	12	16	10	42	19	0	8	6	2	4	0	3	0	42
令和元年度	368	32	27	15	42	1	6	20	15	42	13	1	4	13	5	5	0	0	2	43
2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35
児童相談所別	センター	4	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	北	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	品川	26	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	立川	64	5	2	4	6	0	1	5	0	6	1	0	0	5	0	0	0	0	6
	杉並	50	6	2	4	6	0	1	2	3	6	4	0	0	2	0	0	0	0	6
	江東	78	5	9	0	9	1	1	6	1	9	1	1	1	5	1	0	0	0	9
	小平	62	6	4	3	7	0	1	4	2	7	2	0	2	2	0	1	0	0	7
	八王子	45	4	4	0	4	1	0	2	1	4	1	0	1	1	0	0	1	0	4
	足立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	多摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業概要 東京都児童相談所

2021年（令和3年）版

令和3年9月 発行

登録番号 R3(8)

編集・発行 東京都児童相談センター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1

電話 03(5937)2305

F a x 03(3366)6034

印刷 東京都同胞援護会事業局

〒130-0026 東京都墨田区両国 4-1-8

電話 03(5669)0261



リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

